

第 192 号 (令和 7 年 3 月 5 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

**[規則]**

△	横浜市開発事業の調整等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【建築局宅地審査課】	3
△	横浜市手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【建築局宅地審査課】	4
△	横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【建築局宅地審査課】	5
△	横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則【建築局宅地審査課】	6
△	横浜市都市計画法施行細則の一部を改正する規則【建築局宅地審査課】	66
△	横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【建築局宅地審査課】	111

**[告示]**

△	固定資産税（土地・家屋）に係る価格等縦覧帳簿の縦覧【財政局固定資産税課】	186
△	児童福祉施設及び特定教育・保育施設の廃止・確認辞退【こども青少年局こども施設整備課】	187
△	指定公金事務取扱者の指定及び収納事務の委託【みどり環境局公園緑地管理課】	188
△	マンション管理計画認定審査業務の委託【建築局住宅再生課】	189
△	自転車等放置禁止区域の変更【道路局道路政策推進課】	190
△	横浜市道路占用許可基準の一部改正【道路局管理課】	193

**[公告]**

△	大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	197
△	同【経済局商業振興課】	199
△	同【経済局商業振興課】	200
△	公園の指定管理者の指定【みどり環境局公園緑地管理課】	201
△	公園の一時利用停止【みどり環境局公園緑地管理課】	202
△	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壤環境課】	203
△	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除【みどり環境局水・土壤環境課】	205
△	排水設備指定工事店の指定申請の受付【下水道河川局管路保全課】	206
△	排水設備指定工事店の指定【下水道河川局管路保全課】	207
△	建築協定の認可【建築局建築企画課】	208
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	209
△	同【建築局調整区域課】	210
△	同【建築局調整区域課】	211
△	同【建築局調整区域課】	212
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	213
△	市街地再開発組合の定款及び事業計画変更の認可【都市整備局市街地整備調整課】	214
△	横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可に係る関係図書の縦覧【都市整備局市街地整備調整課】	215

**[区公告]**

△ 横浜市西スポーツセンターの指定管理者の指定【西区地域振興課】 [交通局]	216
△ 地域限定共通 1 日乗車券の発売の一部改正【自動車本部営業課】 [医療局病院経営本部]	217
△ 横浜市医療局病院経営本部の任期付職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程【 人事課】 [教育委員会]	220
△ 職員の懲戒処分【職員課】 [区選挙管理委員会]	221
△ 投票区の設置の一部改正【瀬谷区】 [監査委員]	222
△ 包括外部監査の結果に関する報告の公表【監査管理課】 [市会]	223
△ 横浜市会個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正【総務課】	224

---

規 則

---

横 浜 市 開 発 事 業 の 調 整 等 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 施 行 期 日 を 定 め る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 7 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 5 号

横 浜 市 開 発 事 業 の 調 整 等 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 す る  
条 例 の 施 行 期 日 を 定 め る 規 則

横 浜 市 開 発 事 業 の 調 整 等 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 ( 令 和 6 年 9 月 横 浜 市 条 例 第 48 号 ) は 、 令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る  
。

附 則

こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 手 数 料 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 施 行 期 日 を 定 め る 規 則  
を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 7 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 6 号

横 浜 市 手 数 料 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 施 行 期 日 を 定  
め る 規 則

横 浜 市 手 数 料 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 ( 令 和 6 年 12 月 横 浜 市 条  
例 第 54 号 ) は 、 令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

横 浜 市 狭 あ い 道 路 の 整 備 の 促 進 に 関 す る 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る  
条 例 の 施 行 期 日 を 定 め る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 7 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 7 号

横 浜 市 狭 あ い 道 路 の 整 備 の 促 進 に 関 す る 条 例 等 の 一 部 を  
改 正 す る 条 例 の 施 行 期 日 を 定 め る 規 則

横 浜 市 狭 あ い 道 路 の 整 備 の 促 進 に 関 す る 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る  
条 例 ( 令 和 6 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 59 号 ) は 、 令 和 7 年 4 月 1 日 か ら  
施 行 す る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則をここに公布する。

令和7年3月5日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第8号

横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

横浜市旧宅地造成等規制法等施行細則（昭和37年7月横浜市規則第56号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 宅地造成等に関する工事に係る手続

第1節 住民への周知（第4条—第9条）

第2節 許可に係る手続（第10条—第26条）

第3章 宅地造成等に関する工事の技術的基準（第27条—第35条）

第4章 雑則（第36条・第37条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行については、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、次に定めるもののほか、法、政令及び省令の例による。

(1) 工事施行区域 法第11条の宅地造成等に関する工事の施行に係る土地、法第12条第2項第4号の宅地造成等に関する工事をしようとする土地並びに同条第4項及び法第21条第2項の宅地造成等に関する工事が施行される土地並びに法第12条第1項の許可、法第15条第1項の規定による協議（法第16条第3項において準用する場合を含む。）又は同条第1項の許可に係る土地をいう。

(2) 周知対象範囲 次に掲げる工事にあつては工事施行区域の境界線からの水平距離が50メートル以内の範囲、それ以外の工事にあつては工事施行区域の境界線からの水平距離が15メートル以内の範囲をいう。

ア 市街化区域における宅地造成等に関する工事（市街化区域

と市街化調整区域とにわたる場合を含む。)で、工事施行区域の面積が 5,000 平方メートル以上のもの

イ 市街化調整区域における宅地造成等に関する工事（市街化調整区域と市街化区域とにわたる場合を含む。）で、工事施行区域のうち市街化調整区域内に存する部分の面積が 3,000 平方メートル以上のもの

ウ 高さ 9 メートルを超える盛土をする宅地造成又は特定盛土等に関する工事

エ 土石の堆積を行う土地の面積が 2,000 平方メートル以上である土石の堆積に関する工事

オ 最大堆積高さが 5 メートルを超える土石の堆積に関する工事

- (3) 地域まちづくり計画運営団体 次のアからエまでに掲げるものの策定を行う団体のうち、その活動の対象となる地域の範囲に工事施行区域が含まれているもので、市長が認めるものをいう。

ア 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 の規定により定められた横浜市都市計画マスタープランの地区プラン

イ 都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された地区計画（建築基準法等の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 85 号。以下この号において「改正法」という。）附則第 3 条第 1 項の規定により、改正法第 2 条の規定による改正後の都市計画法の規定により定められた地区計画とみなされる同条の規定による改正前の都市計画法の規定により定められている住宅地高度利用地区計画及び改正法第 3 条の規定による改正前の都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）の規定により定められている再開発地区計画を含む。）

ウ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 73 条第 1 項の認可を受けた建築協定

エ 横浜市地域まちづくり推進条例（平成 17 年 2 月横浜市条例第 4 号）第 10 条第 1 項の地域まちづくりプラン

オ 横浜市地域まちづくり推進条例第 12 条第 1 項の地域まちづくりルール

- (4) 周辺地域住民 周知対象範囲において、土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を占有し、若しくは所有する者（工事主（当該周知対象範囲に係る宅地造成等に関する工事を行うものに限る。））、都市計画法第 4 条第 14 号に規定する公共施設の用に供されている土地を所有する者及び当該土地に存する建築物の全部又は一部を占有し、又は所有する者を除く。）及び地域まちづくり計画運営団体をいう。

- (5) 保全対象 建築物、建築物の敷地、建築基準法第 42 条に規定する道路、公園その他市長が盛土等に伴う災害から保全する必要があると認めるものをいう。

(身分証明書の様式)

第 3 条 法第 7 条第 1 項（法第 24 条第 2 項において準用する場合を含む。）及び法第 7 条第 2 項に規定する身分を示す証明書の様式は、職員の身分を示す証明書にあっては横浜市立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和 4 年 3 月横浜市規則第 26 号）別記様式とし、職員以外の者の身分を示す証明書にあっては身分証明書（第 1 号様式）とする。

第 2 章 宅地造成等に関する工事に係る手続

第 1 節 住民への周知

(周辺地域住民に周知する事項)

第 4 条 法第 11 条の規定により工事主が周知を行う宅地造成等に関する工事の内容は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- (1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事 次に掲げる事項

ア 工事主の氏名又は商号若しくは名称（以下「氏名等」という。）

イ 工事主の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（以下この条において「住所等」という。）

ウ 工事施行区域の所在地

エ 工事施行者の氏名等及び住所等

オ 工事の目的

カ 工事の着手予定日及び完了予定日

キ 盛土又は切土の高さ

ク 盛土又は切土をする土地の面積及び範囲

ケ 盛土又は切土の土量

コ 設置する擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の概要

サ その他市長が必要と認める事項

- (2) 土石の堆積に関する工事 次に掲げる事項

ア 工事主の氏名等及び住所等

イ 工事施行区域の所在地

ウ 工事施行者の氏名等及び住所等

エ 工事の目的

オ 工事の着手予定日

カ 工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）の完了予定日

キ 土石の最大堆積高さ

ク 土石の堆積を行う土地の面積及び範囲  
 ケ 土石の最大堆積土量  
 コ 堆積する土石の勾配  
 サ 設置する空地の位置  
 シ 柵その他これに類するもの又は鋼矢板等その他の構造物の  
 概要  
 ス 雨水その他の地表水を処理する方法  
 セ その他市長が必要と認める事項

(周知資料)

第 5 条 省令第 6 条第 1 号の規定による説明会（以下「説明会」という。）において使用する資料（以下「周知資料」という。）は、次に掲げる図書とする。

- (1) 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の計画書（第 2 号様式）（宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行おうとする場合に限る。）
- (2) 土石の堆積に関する工事の計画書（第 3 号様式）（土石の堆積に関する工事を行おうとする場合に限る。）
- (3) 位置図
- (4) 現況図
- (5) 公図（不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 14 条第 1 項の地図又は同条第 4 項の図面をいう。以下同じ。）の写し
- (6) 造成計画平面図及び造成計画断面図（宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行おうとする場合に限る。）
- (7) 土石の堆積計画平面図及び土石の堆積計画断面図（土石の堆積に関する工事を行おうとする場合に限る。）
- (8) その他市長が必要と認める図書

(説明会の開催方法)

第 6 条 説明会は、周辺地域住民の参加しやすい日時及び場所において 2 回以上開催しなければならない。

2 工事主は、説明会を開催するに当たっては、当該工事主及び周辺地域住民双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を併せて行うよう努めなければならない。

3 説明会を開催しようとする工事主は、周辺地域住民に対して説明会を開催する日時及び場所その他必要な事項を示した書類（以下「開催通知書」という。）並びに周知資料を配布し、説明会の開催について通知しなければならない。

4 開催通知書及び周知資料の配布は、次の各号（住所又は本店若しくは主たる事務所若しくは支店若しくは従たる事務所の所在地（次条において「住所等」という。）が周知対象範囲内にある周

辺地域住民にあっては、第 1 号又は第 3 号) のいずれかの方法により行わなければならない。

(1) 手渡しし、又は郵便受箱（新聞受箱等これに準ずる物を含む。次条第 1 項において同じ。）に投かんする方法

(2) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）により送付する方法

(3) その他市長が認める方法

5 前項第 1 号の規定による手渡し又は投かんは標識の設置をした日の翌日から説明会を開催する日の 7 日前までの期間（以下この項において「通知期間」という。）に行い、同項第 2 号の送付は通知期間内に当該周辺地域住民に送達されるように行わなければならない。

（資料配布の方法）

第 7 条 省令第 6 条第 2 号に規定する宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面の配布（以下「資料配布」という。）は、周辺地域住民の住所等の住居、事務所等にある郵便受箱に周知資料を投かんする方法により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、周辺地域住民の住所等が周知対象範囲外である場合は、当該周辺地域住民に周知資料を郵便等により送付する方法により資料配布を行うことができる。この場合において、当該周知資料について通常要する送付日数を基準とした場合に、その日に相当するものと認められる日を経過したときに、資料配布を行ったものとする。

（掲示及びインターネット閲覧の方法）

第 8 条 省令第 6 条第 3 号の規定による掲示を行う工事主は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあつては第 4 号様式、土石の堆積に関する工事にあつては第 5 号様式の標識を、当該工事の工事施行区域が道路に接する場合にあつては工事施行区域が道路に接する部分（2 以上の道路に接するとき、それぞれの道路に接する部分）に、工事施行区域が道路に接しない場合にあつては周辺地域住民の見やすい箇所に、地面から標識の下端までの高さがおおむね 1 メートルとなるよう設置しなければならない。

2 前項の標識には、宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあつては造成計画平面図を、土石の堆積に関する工事にあつては土石の堆積計画平面図を貼付しなければならない。

3 工事主は、第 1 項の標識について、風雨等のため容易に破損しない方法で設置するとともに、記載事項が不鮮明にならないよう

- 維持管理しなければならない。
- 4 省令第6条第3号の規定によるインターネットを利用して行う閲覧は、周知資料の内容をウェブサイトに掲載して行わなければならない。
- 5 省令第6条第3号に掲げる方法により周知を行う場合は、第1項の規定により標識を設置し、及び前項の規定により周知資料をウェブサイトに掲載した日の翌日から起算して14日を経過したときに、法第11条の必要な措置を講じたものとする。
- 6 第1項の規定による標識の設置及び第4項の規定によるウェブサイトへの掲載は、宅地造成等に関する工事について法第12条第1項の許可を得るまで又は法第15条第1項の協議が成立するまでの間、行わなければならない。  
(その他周知の方法)
- 第9条 省令第6条第4号の規則で定める方法は、横浜市開発事業等の調整等に関する条例(平成16年3月横浜市条例第3号。以下「調整条例」という。)第10条第1項各号に掲げる方法とする。  
第2節 許可に係る手続  
(事前協議)
- 第10条 法第12条第1項若しくは法第16条第1項の許可を受けようとする者又は法第15条第1項(法第16条第3項において準用する場合を含む。)の協議をしようとする者は、当該許可の申請又は当該協議の申出をする前に、当該許可又は当該協議に係る宅地造成等に関する工事の計画が法第13条第1項の規定に適合しているかどうかについて、市長が定めるところにより、市長と協議することができ。  
(申請書の添付図書)
- 第11条 省令第7条第1項第1号の表又は同条第2項第1号の表に掲げる図面のうちの位置図には、工事施行区域の境界を赤色で示すものとする。
- 2 省令第7条第1項第2号の構造計算書には、政令第9条第1項第2号から第4号まで(政令第18条において準用する場合を含む。)に掲げる事項に係る構造計算書及び擁壁に係るくいの構造計算書(くいの工事施行を要しない場合を除く。)を含むものとする。
- 3 省令第7条第1項第5号に規定する書類には、設計者の資格に関する申告書(第6号様式)を添付するものとする。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、この限りでない。
- 4 省令第7条第1項第6号及び第2項第4号に規定する写真には、当該写真を撮影した箇所を示した図面を添付するものとする。
- 5 省令第7条第1項第7号及び第8号並びに第2項第5号及び

- 第 6 号口の住民票の写しは、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）が記載されていないものとし、個人番号カードの写しは、個人番号カードの表面（個人番号が記載されていない面をいう。）の写しとする。
- 6 省令第 7 条第 1 項第 10 号及び第 2 項第 8 号に規定する書類は、工事施行区域内の権利者一覧表、工事施行同意証明書（第 7 号様式）、印鑑証明書、当該土地又は建物の登記事項証明書その他同意を得たことを証する書類とする。
- 7 省令第 7 条第 1 項第 11 号及び第 2 項第 9 号に規定する法第 11 条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類は、次の各号に掲げる周知の方法の区分に応じて、当該各号に定める図書とする。
- (1) 省令第 6 条第 1 号の規定による周知の方法（調整条例第 10 条第 1 項第 1 号に掲げる方法を除く。） 次に掲げる図書
- ア 説明会の開催結果報告書（第 8 号様式）
  - イ 工事主が配布した開催通知書及び周知資料
  - ウ 工事主が説明会において使用した周知資料
  - エ 周知対象範囲及び周辺地域住民を示した図書
  - オ その他市長が必要と認める図書
- (2) 省令第 6 条第 2 号の規定による周知の方法 次に掲げる図書
- ア 周知資料の配布結果報告書（第 9 号様式）
  - イ 工事主が配布した周知資料
  - ウ 周知対象範囲及び周辺地域住民が分かるように記載された図書
  - エ その他市長が必要と認める図書
- (3) 省令第 6 条第 3 号の規定による周知の方法 次に掲げる図書
- ア 掲示及びインターネット閲覧結果報告書（第 10 号様式）
  - イ 第 8 条第 1 項の規定により設置された標識の写真（その設置状況並びに当該標識に記載された事項及び貼付された図面を確認できるものに限る。）
  - ウ 第 8 条第 4 項の規定により工事主がウェブサイトに掲載した周知資料
  - エ 当該ウェブサイトを表示した電子計算機の映像面を出力した書面
  - オ その他市長が必要と認める図書
- (4) 調整条例第 10 条第 1 項各号に掲げる周知の方法 工事主が行おうとする宅地造成等に関する工事に係る調整条例第 2 条第 12 号に規定する開発事業の計画又は同条第 13 号に規定する土石の堆積事業の計画（開発事業の計画又は土石の堆積事業の計画の

- 変更（調整条例第 15 条第 2 項ただし書又は調整条例第 20 条第 1 項ただし書に規定する軽微な変更を除く。）があったときは、その変更後のもの）について、調整条例第 19 条第 1 項の規定（調整条例第 20 条第 8 項において準用する場合を含む。）により市長が同意の処分をした旨を通知した書面
- 8 省令第 7 条第 1 項第 12 号の規定による規則で定める書類は、次のとおりとする。
- (1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事等の概要（第 11 号様式）
  - (2) 工事主の資力及び信用に関する申告書（第 12 号様式）
  - (3) 工事主の資力及び信用に関する誓約書（第 13 号様式）及び印鑑証明書
  - (4) 所得税又は法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、貸借対照表、損益計算書その他第 2 号の申告書に記載した事項を確認するため市長が必要と認める書類
  - (5) 工事施行者の工事施行能力に関する申告書（第 14 号様式）及び法人の登記事項証明書、建設業の許可を証する書類その他当該申告書に記載した事項を確認するため市長が必要と認める書類
  - (6) 公図の写し
  - (7) 現況図
  - (8) 求積図及び求積表
  - (9) 造成計画平面図
  - (10) 造成計画断面図
  - (11) 擁壁又は崖面崩壊防止施設の配置図（擁壁又は崖面崩壊防止施設を設置する場合に限る。）
  - (12) 擁壁又は崖面崩壊防止施設の展開図（擁壁又は崖面崩壊防止施設を設置する場合に限る。）
  - (13) 排水施設の構造図（排水施設を設置する場合に限る。）
  - (14) 擁壁の構造図（擁壁を設置する場合に限る。）
  - (15) 崖面崩壊防止施設の構造図（崖面崩壊防止施設を設置する場合に限る。）
  - (16) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計に係る工事施行区域及びその周辺の地盤調査（土質試験を含む。以下同じ。）その他の調査又は試験の結果を記載した図書（市長が当該工事の着手後に地盤調査その他の調査又は試験を行うことについてやむを得ない事由があると認めた場合を除く。）
  - (17) 崖面崩壊防止施設の概要、構造計画、土圧等によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であることを確かめた算定を記載した構造計算書（崖面崩壊防止施設を設置する場合に限る）

。)

- (18) 擁壁に係る国土交通大臣の認定に係る図書（政令第 17 条（政令第 18 条において準用する場合を含む。）の規定による擁壁を設置する場合に限る。）
  - (19) 地盤改良の概要及び計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書並びに改良した地盤の安定計算を記載した安定計算書（深層の地盤改良を行う場合に限る。）
  - (20) 工事施行区域が、政令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地又は盛土をする前の地盤面若しくは切土をした後の地盤面に排水施設を設置する必要がある土地に該当するかを調査した結果を記載した図書（市長が工事施行区域及びその周辺の状況から必要ないと認めた場合を除く。）
  - (21) その他宅地造成又は特定盛土等に関する工事が法第 13 条第 1 項の規定に適合していることを確認するため又は宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害を防止するために市長が必要と認める図書
- 9 省令第 7 条第 1 項第 1 号の表に掲げる図面のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める図面と併せて作成することができる。
- (1) 地形図 現況図
  - (2) 土地の平面図 造成計画平面図又は擁壁の配置図
  - (3) 土地の断面図、崖の断面図、擁壁の断面図又は崖面崩壊防止施設の断面図 造成計画断面図
  - (4) 擁壁の背面図又は崖面崩壊防止施設の背面図 擁壁又は崖面崩壊防止施設の展開図
  - (5) 擁壁の断面図 擁壁の構造図
  - (6) 崖面崩壊防止施設の断面図 崖面崩壊防止施設の構造図
- 10 省令第 7 条第 2 項第 10 号の規定による規則で定める書類は、次のとおりとする。
- (1) 土石の堆積に関する工事等の概要（第 15 号様式）
  - (2) 工事主の資力及び信用に関する申告書
  - (3) 工事主の資力及び信用に関する誓約書及び印鑑証明書
  - (4) 所得税又は法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、貸借対照表、損益計算書その他第 2 号の申告書に記載した事項を確認するため市長が必要と認める書類
  - (5) 工事施行者の工事施行能力に関する申告書及び法人の登記事項証明書、建設業の許可を証する書類その他当該申告書に記載した事項を確認するため市長が必要と認める書類
  - (6) 公図の写し
  - (7) 現況図

- (8) 求積図及び求積表
- (9) 土石の堆積計画平面図
- (10) 土石の堆積計画断面図
- (11) 排水施設の構造図（排水施設を設置する場合に限る。）
- (12) 土石の堆積に関する工事の設計に係る工事施行区域及びその周辺の地盤調査その他の調査又は試験の結果を記載した図書（市長が当該工事の着手後に地盤調査その他の調査又は試験を行うことについてやむを得ない事由があると認めた場合を除く。）
- (13) その他土石の堆積に関する工事が法第 13 条第 1 項の規定に適合していることを確認するため又は土石の堆積に伴う災害を防止するために市長が必要と認める図書
- 11 省令第 7 条第 2 項第 1 号の表に掲げる図面のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める図面と併せて作成することができる。
- (1) 地形図 現況図又は土石の堆積計画平面図
- (2) 土地の平面図 土石の堆積計画平面図
- (3) 土地の断面図 土石の堆積計画断面図  
（許可の申請等の取下げ）
- 第 12 条 法第 12 条第 1 項の許可の申請を行った者は、市長が法第 14 条第 1 項の処分をするまでの間において当該申請を取り下げるときは、宅地造成等に関する工事の許可申請の取下届出書（第 16 号様式）を市長に提出しなければならない。  
（災害の発生のおそれがないと認められる工事）
- 第 13 条 省令第 8 条第 9 号の規定による規則で別に定める値は、農地において行う高さ 1 メートル以下の盛土で、当該盛土をする土地の全体が周辺の土地よりも低い場合に限り、1 メートル（盛土をする土地のうち最も低い部分と周辺の土地の最も低い部分との標高差が 1 メートル未満の場合は、その標高差に 30 センチメートルを加えた値（当該値が 1 メートルを超える場合は、1 メートル））とする。  
（特定工程等の通知）
- 第 14 条 市長は、法第 14 条第 2 項（法第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により許可証を交付するときは、次に掲げる当該許可証に係る許可に関する宅地造成等の区分に応じ、当該各号に定める書面を当該許可の申請をした者に交付するものとする。
- (1) 宅地造成又は特定盛土等 当該宅地造成又は特定盛土等の規模が政令第 23 条に定める規模に該当するかどうか及び当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事が特定工程を含む工事に該当

するかどうかを示した書面

(2) 土石の堆積 当該土石の堆積の規模が政令第 25 条第 2 項に定める規模に該当するかどうかを示した書面  
(不許可通知書の様式)

第 15 条 法第 14 条第 2 項 (法第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。) の規定による不許可の処分をした旨の通知は、不許可通知書 (第 17 号様式) に当該不許可に係る申請書の副本を添えて行うものとする。  
(協議の申出等)

第 16 条 法第 15 条第 1 項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事についての協議の申出は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書 (第 18 号様式) の正本及び副本に、省令第 7 条第 1 項各号に掲げる書類 (同項第 7 号から第 9 号までに掲げる書類並びに第 11 条第 8 項第 2 号から第 4 号までに規定する書類を除く。第 22 条第 1 項において同じ。) を添付して行うものとする。

2 法第 15 条第 1 項の規定による土石の堆積に関する工事についての協議の申出は、土石の堆積に関する工事の協議申出書 (第 19 号様式) の正本及び副本に、省令第 7 条第 2 項各号に掲げる書類 (同項第 5 号から第 7 号までに掲げる書類並びに第 11 条第 10 項第 2 号から第 4 号までに規定する書類を除く。第 22 条第 2 項において同じ。) を添付して行うものとする。

3 前 2 項の協議の申出を行った者は、当該協議が成立するまでの間において当該申出を取り下げるときは、宅地造成等に関する工事の協議申出の取下届出書 (第 20 号様式) を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第 1 項又は第 2 項の規定による申出を受けた場合においては、遅滞なく当該申出に係る協議に応じ、当該協議が成立したときは、宅地造成等に関する工事の協議成立確認書 (第 21 号様式) に当該協議に係る協議の申出書の副本を添えて、当該申出をした者に交付するものとする。

5 第 14 条の規定は、前項の規定により市長が同項に規定する宅地造成等に関する工事の協議成立確認書を交付するときについて準用する。この場合において、同条中「当該許可証に係る許可」とあるのは「当該協議成立確認書に係る協議」と、「当該許可の申請をした」とあるのは「当該協議の申出をした」と読み替えるものとする。

(工事廃止の届出)

第 17 条 法第 12 条第 1 項の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可 (法第 15 条第 1 項の規定により許可があったものとみなされ

る場合を含み、同条第 2 項の規定により許可があったものとみなされる場合を除く。次条、第 19 条第 1 項、第 21 条第 2 項及び第 24 条第 1 項において同じ。)又は法第 12 条第 1 項の土石の堆積に関する工事の許可(法第 15 条第 1 項の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。次条、第 19 条第 2 項、第 6 項及び第 8 項、第 21 条第 2 項並びに第 26 条において同じ。)を受けた者は、これらの工事(土石の堆積に関する工事であって、既に土石の堆積を行っているものを除く。)を廃止しようとするときは、宅地造成等に関する工事の廃止届出書(第 22 号様式)を市長に提出しなければならない。

(工事の着手の届出)

第 18 条 法第 12 条第 1 項の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可を受けた者又は同項の土石の堆積に関する工事の許可を受けた者は、これらの工事に着手しようとするときは、工事の現場管理者を定め、宅地造成等に関する工事の着手届出書(第 23 号様式)に、次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事主、工事施行者及び設計者の緊急時の連絡先を記載した書類
- (2) 宅地造成等に関する工事のうち主要なものの工程表
- (3) 法第 49 条の規定により設置した標識の写真(その設置状況並びに当該標識に記載された事項及び貼付された見取図を確認できるものに限る。)
- (4) その他市長が必要と認める図書

(工程の届出及び確認等)

第 19 条 市長は、法第 12 条第 1 項の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可を受けた工事について、必要があると認めるときは、次の表の左欄に掲げる工事区分に応じ、同表右欄の工程の全部又は一部を指定し、当該工事の工事施行者に対して、あらかじめ、その指定した工程に達する旨を届け出させることができる。

工事区分	工程
1 擁壁に係る工事	(1) 根切りを完了したとき。 (2) 地盤改良を完了したとき。 (3) 基礎配筋を完了したとき。 (4) 壁配筋を完了したとき。 (5) 練積み造擁壁を、当該擁壁に必要な根入れの高さまで築造したとき。 (6) 練積み造擁壁を、下端から 3 分の 1 の高さまで築造したとき。 (7) その他市長が必要と認める工程

<p>2 盛土に係る工事</p>	<p>(1) 盛土をする地盤面の処理を完了したとき。                  (2) 盛土をする地盤及びその周辺の地盤の改良を完了したとき。                  (3) 盛土をする斜面の段切りを完了したとき。                  (4) 盛土をする前の地盤面への透水層の設置を完了したとき。                  (5) その他市長が必要と認める工程</p>
<p>3 切土に係る工事</p>	<p>(1) 切土をして崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設により覆われるものを除く。）を生じさせたとき（当該崖面を保護する措置を行う前に限る。）。                  (2) その他市長が必要と認める工程</p>
<p>4 排水施設に係る工事</p>	<p>(1) 盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置したとき（法第18条第1項の規定による検査を行う工程を除く。）。                  (2) 軟弱な地盤における排水施設の基礎の工事を行ったとき。                  (3) その他市長が必要と認める工程</p>
<p>5 その他市長が指定する工事</p>	<p>(1) 市長が必要と認める工程</p>

2 市長は、法第12条第1項の土石の堆積に関する工事の許可を受けた工事について、必要があると認めるときは、当該工事の工程（土石の堆積を行うために必要な工事が完了するときを除く。）の全部又は一部を指定し、当該工事の工事施行者に対して、あらかじめ、その指定した工程に達する旨を届け出させることができる。

3 前2項の規定による届出があったときは、市長は、当該工程に係る工事について法第13条第1項の規定に適合しているかどうかの確認を行うことができる。

4 工事施行者は、第1項又は第2項の規定により指定された工程に達したときは、その都度、工事部分の位置及び施行状況を撮影年月日が明示できる方法で撮影し、資料として整備しておかなければならない。

5 市長は、第1項又は第2項の届出をした工事施行者に対し、前項の資料を提出するよう求めることができる。

6 市長は、法第 12 条第 1 項の土石の堆積に関する工事の許可を受けた工事について、土石の堆積を行うために必要な工事が完了したときは、当該工事の工事施行者に対して、その旨を届け出させることができる。

7 市長は、前項の届出をした工事施行者に対し、土石の堆積前の工事の施行状況報告書（第 24 号様式）に、当該工事を施行した土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の当該工事が法第 13 条第 1 項の規定に適合しているかどうかについて確認するため市長が必要と認める図書を添付して提出するよう求めることができる。

8 市長は、前項の規定による確認を行い、同項の工事が法第 13 条第 1 項の規定に適合していると認めるときは、その旨を当該工事に係る法第 12 条第 1 項の土石の堆積に関する工事の許可を受けた者に通知するものとする。

（変更の許可の申請の取下げ）

第 20 条 第 12 条の規定は、法第 16 条第 1 項の許可の申請を行った者が、市長が同条第 3 項において準用する法第 14 条第 1 項の処分をするまでの間において当該申請を取り下げる場合に準用する。

（軽微な変更の届出等）

第 21 条 法第 16 条第 2 項の規定による届出は、宅地造成等に関する工事の軽微な変更届出書（第 25 号様式）に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

(1) 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更を証する図書（当該事項の変更をした場合に限る。）

(2) 第 18 条第 1 号から第 3 号までに掲げる図書（同条の規定による宅地造成等に関する工事の着手届出書を提出している場合に限る。）（軽微な変更に伴いその内容が変更されるものに限る。）

(3) その他市長が必要と認める図書

2 前項の規定にかかわらず、法第 12 条第 1 項の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可又は同項の土石の堆積に関する工事の許可を受けた者の一般承継人が、承継による当該許可に係る工事主の氏名若しくは名称又は住所の変更を届け出る場合は、一般承継届出書（第 26 号様式）に次に掲げる図書を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 許可に基づく地位の承継の事実を証する書類

(2) 前項第 2 号に掲げる図書

(3) その他市長が必要と認める図書

3 前 2 項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、同 2 項各号に規定する図書のほか、省令第 7 条第 1 項第 7 号若し

くは第 8 号又は同条第 2 項第 5 号若しくは第 6 号に掲げる書類を提出させることができる。

(変更の協議の申出)

第 22 条 法第 16 条第 3 項において準用する法第 15 条第 1 項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更についての協議の申出は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画変更協議申出書(第 27 号様式)の正本及び副本に、省令第 7 条第 1 項各号に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付して行うものとする。

2 法第 16 条第 3 項において準用する法第 15 条第 1 項の規定による土石の堆積に関する工事の計画の変更についての協議の申出は、土石の堆積に関する工事の計画変更協議申出書(第 28 号様式)の正本及び副本に、省令第 7 条第 2 項各号に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付して行うものとする。

3 第 16 条第 3 項から第 5 項までの規定は、法第 16 条第 3 項において準用する法第 15 条第 1 項の規定による協議の申出について準用する。この場合において、第 16 条第 5 項中「前項」とあるのは、「第 22 条第 3 項の規定により準用する前項」と読み替えるものとする。

(完了検査等)

第 23 条 法第 17 条第 1 項の検査を申請した者は、速やかに、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の施行状況報告書(第 29 号様式)に宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行した土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の当該工事が法第 13 条第 1 項の規定に適合しているかどうかについて検査するため市長が必要と認める図書を添付して市長に提出しなければならない。

2 法第 17 条第 4 項の確認を申請した者は、速やかに、土石の堆積に関する工事に係る土石の除却状況報告書(第 30 号様式)に土石の除却を行った土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の市長が必要と認める図書を添付して市長に提出しなければならない。

(工事の一部完了検査)

第 24 条 法第 12 条第 1 項の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可を受けた者は、当該工事が次に掲げる要件を満たしているとき市長が認めた場合は、当該工事の一部が完了したときに当該工事の一部に係る土地(次項において「工区」という。)ごとに法第 17 条第 1 項の検査を申請することができる。

(1) 工事に係る土地が分割のできるものであり、分割した土地それぞれが独立して使用しうるものであること。

(2) 当該分割によって他の土地の災害防止の支障とならないこと。

2 前項の規定により申請した工区について法第 17 条第 2 項の検査済証の交付を受けた者は、法第 49 条の規定により掲げた標識に当該工区の名称及び当該検査済証の交付を受けた年月日を付記しなければならない。

(定期の報告)

第 25 条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事についての法第 19 条第 1 項の規定による報告は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る定期報告書（第 31 号様式）に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

(1) 省令第 48 条第 1 項に規定する写真（報告をする日の前 7 日以内に撮影したものに限り。）

(2) 前号の写真を撮影した箇所を示した図面

(3) その他市長が必要と認める図書

2 土石の堆積に関する工事についての法第 19 条第 1 項の規定による報告は、土石の堆積に関する工事に係る定期報告書（第 32 号様式）に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

(1) 省令第 48 条第 2 項に規定する写真（報告をする日の前 7 日以内に撮影したものに限り。）

(2) 前号の写真を撮影した箇所を示した図面

(3) その他市長が必要と認める図書

(標識の修正)

第 26 条 法第 49 条の規定により標識を掲げた後に、当該標識に記載した事項又は貼付した見取図について変更があった場合は、法第 12 条第 1 項の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可（法第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）又は法第 12 条第 1 項の土石の堆積に関する工事の許可を受けた者は、速やかに、当該標識の記載事項の修正若しくは追記又は見取図の貼替えを行わなければならない。

第 3 章 宅地造成等に関する工事の技術的基準

(強化又は付加をする技術的基準)

第 27 条 政令第 20 条第 2 項の規定に基づき規則で定める強化し、又は付加する技術的基準は、次条から第 35 条までに定めるところによる。

(法面の<sup>のり</sup>小段)

第 28 条 法第 12 条第 1 項又は法第 16 条第 1 項の許可を受けなければならぬ宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る法面<sup>のり</sup>には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める高さ以内ごとに、市長が定めるところにより、小段を設置し、かつ、当該

小段に排水施設を設置しなければならない。

- (1) 盛土による<sup>のり</sup>法の高さが 3 メートルを超える場合 3 メートル
  - (2) 切土による<sup>のり</sup>法の高さが 5 メートルを超える場合 5 メートル
- (崖面崩壊防止施設等の設置条件)

第 29 条 法第 12 条第 1 項又は法第 16 条第 1 項の許可を受けなければ  
ならない宅地造成又は特定盛土等に関する工事により設置する崖  
面崩壊防止施設は、次に掲げる要件を満たす土地に限り設置する  
ことができる。

- (1) 崖面崩壊防止施設を設置する土地が、次に掲げる土地に該当  
すること。

ア 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項に規定する  
地域森林計画の対象となっている民有林（同法第 2 条第 3 項  
に規定する民有林をいう。）である土地

イ 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 12 条の規定による特  
別緑地保全地区内の土地

ウ 首都圏近郊緑地保全法（昭和 41 年法律第 101 号）第 4 条第  
2 項第 3 号の近郊緑地特別保全地区内の土地

エ 緑の環境をつくり育てる条例（昭和 48 年 6 月横浜市条例第  
47 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された保存すべき緑地  
（告示が行われた市民の森に限る。）内の土地

- (2) 崖面崩壊防止施設を設置する土地が、市長が定めるところに  
より保全対象（崖面崩壊防止施設を設置するときに既に存する  
ものに限る。）からの離隔距離を確保している土地であること  
。

（任意に設置する擁壁）

第 30 条 法第 12 条第 1 項又は法第 16 条第 1 項の許可を受けなければ  
ならない宅地造成又は特定盛土等に関する工事により工事施行区  
域内に設置する擁壁（政令第 8 条第 1 項第 1 号（政令第 18 条にお  
いて準用する場合を含む。）の規定により設置するものを除く。  
）で地上高さが 1 メートルを超えるものは、同項第 2 号に規定す  
る構造又は政令第 17 条（政令第 18 条において準用する場合を含む  
。）の規定により国土交通大臣の認定を受けた構造のものとしな  
なければならない。

2 前項の擁壁については、政令第 9 条から第 12 条まで及び第 17 条  
（政令第 18 条において準用する場合を含む。）の規定を準用する  
。

3 第 1 項の擁壁を設置する土地及びその周辺の土地が前条第 1 号  
アからエまでに掲げる土地に該当する場合は、前 2 項の規定は、  
当該擁壁には適用しない。

（既存の擁壁等）

第 31 条 法第 12 条第 1 項又は法第 16 条第 1 項の許可を受けなければならぬ宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る工事施行区域内の地上高さが 1 メートルを超える盛土又は切土をした土地の部分に既に存する崖、擁壁、崖面崩壊防止施設及び土留について、政令第 8 条から第 12 条まで、第 14 条、第 15 条及び第 17 条（政令第 18 条において準用する場合を含む。）並びに前 2 条の規定を準用する。

（土石の堆積に係る構造物等の設置条件）

第 32 条 省令第 32 条の規定による措置により構造物を設置して、法第 12 条第 1 項又は法第 16 条第 1 項の許可を受けなければならぬ土石の堆積に関する工事に係る土石の堆積を行う場合は、当該構造物及び当該土石は、市長が定めるところにより、保全対象（当該構造物を設置するときに既に存するものに限る。）からの離隔距離を確保しなければならない。

2 省令第 34 条第 1 項第 1 号に規定する鋼矢板等を設置して、法第 12 条第 1 項又は法第 16 条第 1 項の許可を受けなければならぬ土石の堆積に関する工事に係る土石の堆積を行う場合は、当該土石は、市長が定めるところにより、保全対象（当該鋼矢板等を設置するときに既に存するものに限る。）からの離隔距離を確保しなければならない。

（土石の流出防止）

第 33 条 法第 12 条第 1 項又は法第 16 条第 1 項の許可を受けなければならぬ土石の堆積に関する工事に係る土石の堆積を行う場合は、堆積する土石が雨水その他の地表水により工事施行区域外に流出しないよう、排水施設、沈砂池の設置その他の土石の流出を防止する措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、土石の堆積を行う期間が短い場合で、市長がやむを得ないと認めるときは、当該排水施設、沈砂池その他の土石の流出を防止する措置により設けるものを仮設のものとすることができる。

（堆積する土石の勾配）

第 34 条 法第 12 条第 1 項又は法第 16 条第 1 項の許可を受けなければならぬ土石の堆積に関する工事に係る土石の最大堆積高さが 5 メートルを超える場合は、当該土石の堆積を行う土地の境界から水平面に対して上方に 2 分の 1 の勾配をなす面を超えない範囲において土石の堆積を行わなければならない。

（土砂災害特別警戒区域への土石の堆積の制限）

第 35 条 法第 12 条第 1 項又は法第 16 条第 1 項の許可を受けなければならぬ土石の堆積に関する工事に係る土石の堆積を行う土地には、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する

る法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域内の土地を含めてはならない。

第 4 章 雑則

（公告の方法）

第 36 条 法第 20 条第 5 項の規定による公告は、横浜市報に登載して行うものとする。ただし、緊急の必要により横浜市報に登載して行うことができなるときは、市役所、区役所等の掲示場に掲示して行うことができる。

（台帳）

第 37 条 市長は、法第 12 条第 1 項の許可の申請、法第 15 条第 1 項の規定による協議の申出又は法第 21 条第 1 項、第 3 項若しくは第 4 項の規定による届出に係る宅地造成等に関する工事について法第 4 章に定める手続の状況等を記録した台帳を作成するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 横浜市開発事業の調整等に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年 9 月横浜市条例第 48 号）附則第 2 項の規定により、なお従前の例によることとされる同条例による改正前の横浜市開発事業の調整等に関する条例（平成 16 年 3 月横浜市条例第 3 号。以下「旧条例」という。）第 9 条第 2 項の規定による届出を行った旧条例第 2 条第 2 号に規定する開発事業に関する宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る省令第 6 条第 4 号の規則で定める方法は、第 9 条の規定にかかわらず、旧条例第 2 条第 2 号アからオまでに規定する開発事業の場合にあっては旧条例第 11 条各号に掲げる方法、同号カに規定する開発事業の場合にあっては旧条例第 9 条第 1 項の規定による標識の設置及び旧条例第 13 条第 3 項の規定により市長が縦覧に供する同条第 1 項に規定する開発事業計画書の提出とする。

3 前項の場合における省令第 7 条第 1 項第 11 号又は第 2 項第 9 号に規定する書類は、第 11 条第 7 項の規定にかかわらず、前項の開発事業の計画（当該計画の変更（旧条例第 15 条第 2 項ただし書又は旧条例第 20 条第 1 項ただし書に規定する軽微な変更を除く。）をしている場合は、変更後のもの）について旧条例第 19 条第 1 項（旧条例第 20 条第 4 項の規定により準用する場合を含む。）の規定により市長が同意の決定をした旨を記載した書面とする。

4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市旧宅地造成等規制法等施行細則の規定により作成されている様式書類は

、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

第 1 号様式 (第 3 条)

(第 1 面)

第 号	身分証明書	
所属する法人の商号又は名称		
所属する法人の所在地		写真
氏名		
生年月日	年 月 日生	
	年 月 日交付	
	年 月 日限り有効	
	横浜市長	印

(第 2 面)

この証明書を携帯する者は、宅地造成及び特定盛土等規制法及び宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）による改正前の宅地造成等規制法（以下「旧法」という。）に基づき、次の目的のため、次に掲げる権限を有するものです。

- 1 他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行うこと（宅地造成及び特定盛土等規制法第 5 条第 1 項）。
- 2 測量又は調査のための障害物の伐除又は土地の試掘等を行うこと（宅地造成及び特定盛土等規制法第 6 条第 1 項）。
- 3 土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状況を検査すること（宅地造成及び特定盛土等規制法第 24 条第 1 項）。
- 4 宅地に立ち入り、当該宅地又は当該宅地において行われている宅地造成に関する工事の状況を検査すること（旧法第 18 条第 1 項）。

(備考)

- 1 この証明書は、用紙 1 枚で作成すること。
- 2 用紙の大きさは、縦 55 ミリメートル、横 91 ミリメートルとすること。

第 2 号様式 (第 5 条第 1 号)

宅地造成及び特定盛土等に関する工事の計画書

次のとおり宅地造成及び特定盛土等に関する工事（盛土又は切土をする工事）を予定しており、宅地造成及び特定盛土等規制法第 11 条の規定により、周辺地域のみなさまに当該工事の内容について周知します。

なお、この計画書は、横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 5 条第 1 号の規定により作成したものです。

1 工事主等

工事主	住所	
	氏名	
連絡先 (担当者・代理者)	氏名	
	電話	
工事施行者	住所	
	氏名	

2 宅地造成及び特定盛土等に関する工事（盛土又は切土をする工事）の計画の概要

①	目的	種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築 <input type="checkbox"/> 特定工作物の建設 <input type="checkbox"/> 災害の発生防止 <input type="checkbox"/> その他の土地利用 ( )					
		予定する建築物等の用途						
②	工事施行区域の所在地（地番）							
	工事施行区域の面積		m <sup>2</sup>					
③	等 盛 土 ・ 切 土 の 概 要	盛土・切土の高さ	盛土	m	切土	m		
		盛土・切土の面積	盛土	m <sup>2</sup>	切土	m <sup>2</sup>		
		盛土・切土の土量	盛土	m <sup>3</sup>	切土	m <sup>3</sup>		
		擁壁の構造・高さ・勾配	造	m	度			
			造	m	度			
法面・崖面の高さ及び勾配	m	度						
④	工期（予定）		年	月	日～	年	月	日
⑤	その他							

(注意)

- 「工事主」及び「工事施行者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 「連絡先（担当者・代理者）」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。
- ③の「盛土・切土の高さ」の欄は、一連する盛土又は切土の部分について、当該盛土又は切土の最高点と最下点との標高の差を記入してください。

(A 4)

第 3 号様式 (第 5 条第 2 号)

土石の堆積に関する工事の計画書

次のとおり土石の堆積に関する工事を予定しており、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）第 11 条の規定により、周辺地域のみなさまに当該工事の内容について周知します。

なお、この計画書は、横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 5 条第 2 号の規定により作成したものです。

1 工事主等

工事主	住所	
	氏名	
連絡先 (担当者・代理者)	氏名	
	電話	
工事施行者 1	住所	
	氏名	
	種別	<input type="checkbox"/> 堆積前の工事 <input type="checkbox"/> 堆積時の工事 <input type="checkbox"/> 除却時の工事
工事施行者 2	住所	
	氏名	
	種別	<input type="checkbox"/> 堆積前の工事 <input type="checkbox"/> 堆積時の工事 <input type="checkbox"/> 除却時の工事
工事施行者 3	住所	
	氏名	
	種別	<input type="checkbox"/> 堆積前の工事 <input type="checkbox"/> 堆積時の工事 <input type="checkbox"/> 除却時の工事

2 土石の堆積に関する工事の計画の概要

①	目的	<input type="checkbox"/> 一時的な仮置き <input type="checkbox"/> 土石の買取り又は販売 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②	工事施行区域の所在地 (地番)		
	工事施行区域の面積	m <sup>2</sup>	
③	堆積規模 土石の	堆積を行う土地の面積	m <sup>2</sup>
		最大堆積高さ	m
		最大堆積土量	m <sup>3</sup>
		堆積を行う範囲の面と堆積を行う土地の面がなす角度	度
④	土石の堆積の方法	空地の幅	m
		構台・鋼矢板等の堆積に係る構造物の概要	
		柵及び標識の設置等の侵入防止対策	
		排水施設、沈砂池の設置等の土砂及び濁水の流出防止対策 その他の災害発生防止対策	
⑤	土石の搬入出	1 日の搬入量の最大量	m <sup>3</sup>
		1 日の搬出量の最大量	m <sup>3</sup>
		土石の堆積事業区域に搬入出を行う頻度	
		土石の堆積事業区域に搬入出を行う日・時間	
⑥	(予定期)	土石の堆積前工事期間	年 月 日～
		土石の堆積期間	年 月 日～
		土石の除却予定日	年 月 日
⑦	その他		

(注意)

- 「工事主」、「工事施行者 1」、「工事施行者 2」及び「工事施行者 3」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 「連絡先 (担当者・代理者)」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。
- ⑥の「工期 (予定)」の「土石の除却予定日」について、市長が 5 年を超えて土石の堆積を行うことをやむを得ないとして法第 16 条第 1 項の規定により土石の堆積に関する工事の予定期間の延長を許可する場合を除き、法第 12 条第 1 項の許可を得た日から 5 年以内に土石を除却することが必要です。

(A 4)

第 4 号様式（第 8 条第 1 項）

宅地造成及び特定盛土等に関する工事（盛土又は切土をする工事）のお知らせ					
工事施行区域の所在地（地番）					図面貼付欄
工事の目的					
予定する建築物等の用途					
その他予定する土地利用等					
盛土・切土の概要	盛土の高さ	m	切土の高さ	m	
	盛土の面積	m <sup>2</sup>	切土の面積	m <sup>2</sup>	
	盛土の土量	m <sup>3</sup>	切土の土量	m <sup>3</sup>	
擁壁の構造・高さ・勾配		造 m 度			
法面・崖面の高さ及び勾配		造 m 度			
工期（予定）		年 月 日～年 月 日			
工事主	住所				備考
	氏名				
連絡先 （担当者・代理者）	氏名				
	電話				
工事施行者	住所				
	氏名				
標識の設置年月日		年 月 日			
1 この標識は、宅地造成及び特定盛土等規制法第11条及び横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第8条第1項の規定により、宅地造成及び特定盛土等に関する工事（盛土又は切土する工事）を行おうとする上記の工事主が設置したものです。				ウェブサイトのアドレス及び二次元コード	
2 上記の工事計画の内容（図面等）は、上記の工事主が作成した右記のウェブサイトでご覧することができます。					

（縦90センチメートル以上、横160センチメートル以上）

（備考）

- この様式は、建築局長が必要があると認める場合は、規格を変更することができる。
- 欄の大きさは、必要に応じて変更することができる。
- 「工事主」及び「工事施行者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入すること。
- 「連絡先（担当者・代理者）」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入すること。
- 「盛土の高さ」及び「切土の高さ」の欄は、一連する盛土又は切土の部分について、当該盛土又は切土の最高点と最下点との標高の差を記入すること。
- 「ウェブサイトのアドレス及び二次元コード」の欄は、当該事項を記載した書面を貼付することができる。

第 5 号様式（第 8 条第 1 項）

土石の堆積に関する工事のお知らせ			
工事施行区域の所在地（地番）		図面貼付欄	
工事の目的			
土石の堆積の概要	堆積を行う土地の面積		m <sup>2</sup>
	最大堆積高さ		m
	最大堆積土量		m <sup>3</sup>
工期（予定）	土石の堆積前工事期間	年 月 日～ 年 月 日	
	土石の堆積期間	年 月 日～ 年 月 日	
	土石の除却予定日		
工事主	住所	備考	
	氏名		
連絡先（担当者・代理者）	氏名		
	電話		
工事施行者 1	住所		
	氏名		
	種別	<input type="checkbox"/> 堆積前の工事 <input type="checkbox"/> 堆積時の工事 <input type="checkbox"/> 除却時の工事	
工事施行者 2	住所		
	氏名		
	種別	<input type="checkbox"/> 堆積前の工事 <input type="checkbox"/> 堆積時の工事 <input type="checkbox"/> 除却時の工事	
工事施行者 3	住所		
	氏名		
	種別	<input type="checkbox"/> 堆積前の工事 <input type="checkbox"/> 堆積時の工事 <input type="checkbox"/> 除却時の工事	
標識の設置年月日		年 月 日	
1 この標識は、宅地造成及び特定盛土等規制法第11条及び横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第8条第1項の規定により、土石の堆積に関する工事を行おうとする上記の工事主が設置したものです。 2 上記の工事計画の内容（図面等）は、上記の工事主が作成した右記のウェブサイトで閲覧することができます。		ウェブサイトのアドレス及び二次元コード	

(縦90センチメートル以上、横160センチメートル以上)

(備考)

- この様式は、建築局長が必要があると認める場合は、規格を変更することができる。
- 欄の大きさは、必要に応じて変更することができる。
- 「工事主」、「工事施行者1」、「工事施行者2」及び「工事施行者3」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入すること。
- 「連絡先（担当者・代理者）」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入すること。
- 「工期（予定）」の「土石の除却予定日」について、市長が5年を超えて土石の堆積を行うことをやむを得ないとして宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定により土石の堆積に関する工事の予定期間の延長を許可する場合を除き、同法第12条第1項の許可を得た日から5年以内に土石を除却すること。
- 「ウェブサイトのアドレス及び二次元コード」の欄は、当該事項を記載した書面を貼付することができる。

第 6 号様式 (第 11 条第 3 項)

(第 1 面)  
設計者の資格に関する申告書

(申告先)  
横浜市長

宅地造成及び特定盛土等規制法第 13 条第 2 項に規定する設計者の資格について、次のとおり申告します。

1 申告者等

申告書作成年月日		年	月	日
設計者 (申告者)	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	年	月	日
	住所			
	勤務先	商号又は名称		
所在地				
電話				

2 申告する設計者の資格

□学歴	種類	1 正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業したもの <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 短期大学(専門職大学の前期課程) <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 専門学校 <input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 中等教育学校 <input type="checkbox"/> 中等学校			
		2 土木又は建築に関する事項を専攻したもの <input type="checkbox"/> 大学の大学院 <input type="checkbox"/> 大学の専攻科 <input type="checkbox"/> 大学の研究科			
	卒業年月日 又は在学期間	年	月	日卒業 年	
□資格・免許	□技術士	二次試験の技術部門	部門		
		合格日	年	月	日
		登録日	年	月	日
	□一級建築士	登録日	年	月	日
□登録講習機関が行う講習の修了	年				
土木又は建築の実務の技術に 関する	勤務先の 商号又は名称	職務内容	期間	期間合計	
			年	年	
			年		
			年		
			年		
		年			
			月	月	

(A 4)



第 7 号様式 (第 11 条第 6 項)

工事施行同意証明書

同意年月日 年 月 日  
 同意者 (証明者)  
 住所  
 氏名 ㊟

1 証明内容 (同意内容)

私又は当法人は、私又は当法人が権利を有する次の土地又は建築物その他の工作物が存する土地について、2 の工事主が、宅地造成及び特定盛土等規制法の規定により 2 の工事を施行することに同意したことを証明します。

権利を有する土地又は建築物その他の工作物の所在地 (地番)	地目又は建築物その他の工作物の種類	地積又は建築物その他の工作物の規模、用途等	権利の種別	摘要

2 工事の概要等

工事主	住所	
	氏名	
工事施行区域の所在地 (地番)		
工事の種別	<input type="checkbox"/> 宅地造成又は特定盛土等 (盛土又は切土) に関する工事 <input type="checkbox"/> 土石の堆積 (土砂又は岩石の積重ね) に関する工事	

(注意)

- 1 この証明書は、2 の工事主が、2 の工事について宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可を受けるため又は協議のために、許可の申請書又は協議の申出書に添付し、横浜市に提出するものです。
- 2 「同意者 (証明者)」の「住所」及び「氏名」は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 3 「権利を有する土地又は建築物その他の工作物の所在地 (地番)」の欄は、土地 1 筆ごと又は建築物その他の工作物ごとに記入してください。
- 4 「権利の種別」の欄には、工事施行区域内の土地についての所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を記載してください。
- 5 「権利の種別」の欄に記入した権利を有することを証する書類 (土地又は建物の登記事項証明書等) 及び同意者の印鑑証明書その他同意を得たことを証する書類を添付してください。
- 6 「工事主」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。

(A 4)

第 8 号様式 (第 11 条第 7 項第 1 号ア)

説明会の開催結果報告書

(提出先)  
横浜市長

宅地造成等に関する工事の計画についての説明会を開催しましたので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 7 条第 1 項第 11 号又は第 2 項第 9 号に規定する宅地造成及び特定盛土等規制法第 11 条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類を提出します。

1 工事施行区域及び工事主等

提出年月日	年	月	日
工事施行区域の所在地(地番)			
工事主 (提出者)	住所		
	氏名		
	電話		

2 説明会の開催の概要

周知対象範囲	<input type="checkbox"/> 50m <input type="checkbox"/> 15m						
地域まちづくり計画 運営団体	<input type="checkbox"/> あり	運営団体名					
	<input type="checkbox"/> なし						
開催通知書・周知資料 の配布日等 (※配布期限あり)	周知対象範囲内外宛て配布日(手渡し又は投かん日)		年	月	日		
	周知対象範囲外宛て配布日(郵便等の発送日)		年	月	日		
	投かん及び郵便等以外の配布方法と配布日 (※配布前に市への報告要)						
開催日時 (※2回以上)	年	月	日	時	分	時	分
	年	月	日	時	分	時	分
	年	月	日	時	分	時	分
開催場所	名称						
	所在地						
WEB会議システム等の併用	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし						
説明者の所属・氏名							
説明会出席者数	名						
備考							

3 説明会での意見及び見解等

意見番号	説明会開催日	回答日	周辺地域住民の意見等の内容	工事主の見解(回答)の内容
	/	/		
	/	/		
	/	/		
	/	/		
	/	/		

(注意)

- 「工事主」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 「説明会での意見及び見解等」は、必要に応じて行を追加してください。
- 工事主が配布した開催通知書及び周知資料、工事主が説明会において使用した周知資料、周知対象範囲及び周辺地域住民を示した図書その他市長が必要と認める図書を添付してください。

(A 4)

第 9 号様式 (第 11 条第 7 項第 2 号ア)

周知資料の配布結果報告書

(提出先)  
横浜市長

宅地造成等に関する工事の計画についての周知資料を配布しましたので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 7 条第 1 項第 11 号又は第 2 項第 9 号に規定する宅地造成及び特定盛土等規制法第 11 条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類を提出します。

1 工事施行区域及び工事主等

提出年月日		年	月	日
工事施行区域の所在地(地番)				
工事主 (提出者)	住所			
	氏名			
	電話			

2 周知資料の配布の概要

周知対象範囲	<input type="checkbox"/> 50m <input type="checkbox"/> 15m		
地域まちづくり計画 運営団体	<input type="checkbox"/> あり	運営団体名	
	<input type="checkbox"/> なし		
周知資料の 配布年月日等	周知対象範囲内外宛て配布日(投かん日)	年	月 日
	周知対象範囲外配布日(郵便等の送付日)	年	月 日
備考			

(注意)

- 「工事主」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 工事主が配布した周知資料並びに周知対象範囲及び周辺地域住民を示した図書その他市長が必要と認める図書を添付してください。

(A 4)

第 10 号様式（第 11 条第 7 項第 3 号ア）

掲示及びインターネット閲覧結果報告書

(提出先)  
横浜市長

宅地造成等に関する工事の計画について掲示及びインターネットによる閲覧により周知しましたので、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 7 条第 1 項第 11 号又は第 2 項第 9 号に規定する宅地造成及び特定盛土等規制法第 11 条の規定に基づく措置を講じたことを証する書類を提出します。

1 工事施行区域及び工事主等

提出年月日	年 月 日	
工事施行区域の所在地(地番)		
工事主 (提出者)	住所	
	氏名	
	電話	

2 掲示及びインターネット閲覧結果報告書の概要

標識設置年月日	年 月 日
周知資料を掲載した ウェブサイトのアドレス	
周知資料を上記ウェブサ イトに掲載した年月日	年 月 日
備考	

(注意)

- 「工事主」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 8 条第 1 項の規定により設置された標識の写真（その設置状況並びに当該標識に記載された事項及び貼付された図面を確認できるものに限る。）、同条第 4 項の規定により工事主がウェブサイトに掲載した周知資料、当該ウェブサイトを表示した電子計算機の映像面を出力した書面その他市長が必要と認める図書を添付してください。

(A 4)

第 11 号様式（第 11 条第 8 項第 1 号）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事等の概要

許可対象行為の種別	<input type="checkbox"/> 宅地造成 <input type="checkbox"/> 特定盛土等	
盛土規制法上の土地の用途	現況	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地
	計画	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地
工事の内容	<input type="checkbox"/> 盛土、切土、鉄筋コンクリート造の擁壁、無筋コンクリート造の擁壁又は大臣認定擁壁のうち練積み造擁壁以外の擁壁に係る工事 <input type="checkbox"/> 間知石練積み造擁壁、大臣認定擁壁のうち練積み造擁壁又は補強コンクリートブロック造の擁壁に係る工事 <input type="checkbox"/> 地下車庫の建築工事 <input type="checkbox"/> 崖面を覆う建築物（地下車庫を除く。）の建築工事	
定期報告が必要な規模の盛土・切土	<input type="checkbox"/> 有（盛土高さ 2 m 超の崖、切土高さ 5 m 超の崖、盛土と切土高さ 5 m 超の崖、盛土高さ 5 m 超又は盛土と切土面積 3,000 m <sup>2</sup> 超） <input type="checkbox"/> 無	
溪流等への該当	<input type="checkbox"/> ① 有：山間部における、河川の流水が継続して存する土地 <input type="checkbox"/> ② 有：山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が①の土地に類する状況を呈している土地 <input type="checkbox"/> ③ 有：①及び②の土地並びにその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地 <input type="checkbox"/> ④ 無	
集水地形への該当	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無：工事施行区域及びその周辺の土地が平坦地以外（工事着手後に地下水（湧水）についての調査要） <input type="checkbox"/> 無：工事施行区域及びその周辺の土地が平坦地	
実施する地下水排除工等（※溪流等又は集水地形への該当が有の場合）	<input type="checkbox"/> 暗渠排水工 <input type="checkbox"/> 基盤排水層 <input type="checkbox"/> 水平排水層 <input type="checkbox"/> 仮設排水工	
法定中間検査	<input type="checkbox"/> 要（定期報告が必要な規模の盛土・切土に該当し、かつ、暗渠排水工を行う場合） <input type="checkbox"/> 不要	
擁壁の設置又は盛土に必要な地盤の許容応力度（最大値）	kN/m <sup>2</sup>	
地盤調査の有無	<input type="checkbox"/> 有（市長が必要と認める場合） <input type="checkbox"/> 無（工事着手後に地盤を確認する場合）	
備考		

(A 4)

第 12 号様式 (第 11 条第 8 項第 2 号)

(第 1 面)

工事主の資力及び信用に関する申告書

(申告先)

横浜市長

宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 2 項第 2 号に規定する工事主の資力及び信用について、次のとおり申告します。

1 申告者等

申告年月日 (提出年月日)	年 月 日
工事主 (申告者)	住所 氏名

2 申告内容 (その 1)

法令による登録 (建設業法、宅地建物取引業法等)				
資本金の額	千円			
主たる取引銀行				
本店又は 主たる事務所	所在地			
	代表者の役職名			
	代表者の氏名			
	電話			
横浜市内の支店 又は 従たる事務所	所在地			
	代表者の役職名			
	代表者の氏名			
	電話			
納税額	年度	所得税	法人税	計
	年度	円	円	円

(注意)

「工事主」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。

(A 4)

(第 2 面)

3 申告内容 (その 2) (※個人の場合は、第 2 面の記入及び添付は不要です。)

	役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	役員の住所
法人の役員のうち申請に係る工事について決定権を有する者		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	

(注意)

- 1 必要に応じて行を追加してください。
- 2 第 2 面に記入した内容を使用して、工事主の資力及び信用に関する誓約書 (第 13 号様式) にて誓約した事項について市長が真偽を確認するために、警察及び関係行政機関に照会する場合があります。

(第 3 面)

4 申告内容 (その 3)

従業員数		事務職	技術職	労務職			計
	法人全体	人	人	人	人	人	人
	横浜市内の支店又は従たる事務所	人	人	人	人	人	人
主な技術者名	職名	氏名	年齢	勤続年数	資格、免許、学歴等		
			歳	年			
			歳	年			
			歳	年			
			歳	年			
主な宅地造成等に関する工事の経歴	事業名 (工事名) 注文主名	事業主・ 元請・下 請の区分	場所	盛切土面積 (区域面積)	許可等の番号 許可等年月日		着工年月 完了年月
				m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	第 年 月 号 日	年 月 月	
				m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	第 年 月 号 日	年 月 月	
				m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	第 年 月 号 日	年 月 月	
その他必要な事項							

5 添付書類

- (1) 工事主が個人の場合にあつては、工事主の住民票の写し（個人番号が記載されていないものに限る。以下同じ。）若しくは個人番号カード（個人番号が記載されていない面に限る。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類（宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（以下「省令」という。）第 7 条第 1 項第 7 号又は同条第 2 項第 5 号に規定する書類）
- (2) 工事主が法人の場合にあつては、次の書類（省令第 7 条第 1 項第 8 号又は同条第 2 項第 6 号に規定する書類）
  - ア 法人の登記事項証明書
  - イ 役員（「第 2 面 法人の役員のうち申請に係る工事について決定権を有する者」に記入した者に限り、許可申請書に添付する印鑑証明書によって、氏名、住所及び生年月日が確認できる者を除く。）の住民票の写し、個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類
- (3) 申告書の記載事項を証する次の書類
  - ア 所得税又は法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（原則として前年度分のもの）
  - イ 上記アの証する書類に係る事業年度の貸借対照表及び損益計算書（決算報告書）（法人の場合に限る。）
  - ウ その他申告書の記載事項に誤りがないことを確認するため市長が必要と認める書類

第 13 号様式 (第 11 条第 8 項第 3 号)

年 月 日

工事主の資力及び信用に関する誓約書

(提出先)  
横浜市長

工事主 (誓約者)  
住所  
氏名

印

私又は当法人は、宅地造成及び特定盛土等規制法 (以下「法」という。) 第 12 条第 1 項の許可を受けるに当たって、同条第 2 項第 2 号に規定する工事主の資力及び信用について、次のとおり誓約します。

【誓約事項】

- 1 私又は当法人は、次のいずれにも該当しません。
  - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - (2) 法若しくは宅地造成等規制法の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 55 号) による改正前の宅地造成等規制法 (以下「旧法」という。) 又はそれらの法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
  - (3) 法第 12 条第 1 項、法第 16 条第 1 項、法第 30 条第 1 項若しくは法第 35 条第 1 項又は旧法第 8 条第 1 項若しくは旧法第 12 条第 1 項の許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者 (当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しない者を含む。)
  - (4) 法 (旧法を含む。) に基づき擁壁等の設置その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ぜられた者で、当該措置を完了した日から 6 か月を経過しない者 (当該命ぜられた者が法人である場合においては、当該命令の処分を受ける原因となった工事が行われた当時現に当該法人の役員であった者で当該措置を完了した日から 6 か月を経過しない者を含む。) (命ぜられた措置を行うために法第 12 条第 1 項の許可を受ける場合を除く。)
  - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者 (以下「暴力団員等」という。)
  - (6) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
  - (7) 法人の場合にあつては、その役員のうちに (2)、(3)、(4) 又は (5) に該当する者があるもの
- 2 私又は当法人は、この誓約が虚偽であること又はこの誓約に反したことにより、市長が法第 12 条第 1 項又は法第 16 条第 1 項の許可について不許可の処分又は許可の取消しの処分その他の不利益となる処分等を行っても、異議は一切申し立てません。
- 3 私又は当法人は、この誓約した事項について市長が真偽を確認するために、市長が必要と認めた場合には、私又は当法人の役員の氏名、住所及び生年月日等の個人情報を使用して、警察及び関係行政機関に照会することについて同意します。

(注意)

- 1 「工事主」の「住所」及び「氏名」は、法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 工事主の印鑑証明書を添付してください。

(A 4)

第 14 号様式 (第 11 条第 8 項第 5 号)

(第 1 面)

工事施行者の工事施行能力に関する申告書

(申告先)

横浜市長

宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 2 項第 3 号に規定する工事施行者の宅地造成等に関する工事を完成するための能力について、次のとおり申告します。

1 申告者等

申告年月日 (提出年月日)		
工事施行者	住所	
(申告者)	氏名	

2 申告内容 (その 1)

法令による登録 (建設業法、宅地建物取引業法等)		
資本金の額		千円
主たる取引銀行		
本店又は 主たる事務所	所在地	
	代表者の役職名	
	代表者の氏名	
	電話	
横浜市内の支店 又は 従たる事務所	所在地	
	代表者の役職名	
	代表者の氏名	
	電話	

(注意)

「工事施行者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。

(A 4)

(第 2 面)

3 申告内容 (その 2)

従業員数			事務職	技術職	労務職			計
	法人全体		人	人	人	人	人	人
	横浜市内の支店又は従たる事務所		人	人	人	人	人	人
主な技術者名	職名	氏名		年齢	勤続年数	資格、免許、学歴等		
				歳	年			
				歳	年			
				歳	年			
				歳	年			
主な宅地造成等に関する工事の経歴	事業名 (工事名) 注文主名	事業主・ 元請・下 請の区分	場所	盛切土面積 (区域面積)	許可等の番号 許可等年月日		着工年月 完了年月	
				m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	第 年 月 号 日	年 月 月	年 月 月	
				m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	第 年 月 号 日	年 月 月	年 月 月	
				m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	第 年 月 号 日	年 月 月	年 月 月	
				m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	第 年 月 号 日	年 月 月	年 月 月	
				m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	第 年 月 号 日	年 月 月	年 月 月	
その他必要な事項								

4 添付書類

申告書の記載事項を証する書類として、次に掲げるものを添付してください。

- (1) 法人の登記事項証明書
- (2) 建設業の許可を受けていることを証する書類
- (3) その他この申告書の記載事項に誤りがないことを確認するため市長が必要と認める書類

第 15 号様式（第 11 条第 10 項第 1 号）

土石の堆積に関する工事等の概要

宅地造成及び 特定盛土等規 制法上の土地 の用途	堆積前	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地
	除却後	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地
工事の内容	<input type="checkbox"/> 土石を堆積する土地の勾配を 1/10 以下にするための盛土又は切土に係る工事 <input type="checkbox"/> 構台に係る工事 <input type="checkbox"/> 地盤改良工事 <input type="checkbox"/> 柵等に係る工事 <input type="checkbox"/> 排水施設（側溝及び沈砂池を含む。）に係る工事 <input type="checkbox"/> 鋼矢板等に係る工事 <input type="checkbox"/> 構台又は鋼矢板等の工作物の解体	
定期報告が必要な規模 の土石の堆積	<input type="checkbox"/> 有（最大堆積高さ 5 m 超かつ堆積面積 1,500 m <sup>2</sup> 超又は堆積面積 3,000 m <sup>2</sup> 超） <input type="checkbox"/> 無	
堆積する土石の種類		
堆積する土石の単位重量	kN/m <sup>3</sup>	
土石の堆積（構台又は鋼矢板 等の構造物の設置を含む。） に必要な地盤の許容応力度 （最大値）	kN/m <sup>2</sup>	
地盤調査の有無	<input type="checkbox"/> 有（市長が必要と認める場合） <input type="checkbox"/> 無（工事着手後に地盤を確認する場合）	
備考		

（注意）

「工事の内容」の欄に掲げる工事に該当する工事を複数の工事施行者が施行する場合は、「備考」の欄に工事施行者ごとに施行する工事を記載してください。

（A 4）

第 16 号様式 (第 12 条)

宅地造成等に関する工事の許可申請の取下届出書

(提出先)  
横浜市長

宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項又は第 16 条第 1 項の許可の申請を取り下げますので、横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 12 条の規定により、取下届出書を提出します。

提出年月日 (取下年月日)		年	月	日
工事主 (提出者)	住所			
	氏名			
	電話			
取り 下 げ る 申 請	工事施行区域の所在地 (地番)			
	許可申請年月日 (変更許可申請年月日)	年	月	日
	許可申請受付番号 (変更許可申請受付番号)	第		号
取下げの理由				
				受付欄

(注意)

- 「工事主」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地並びに商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 受付欄は、記入しないでください。
- 宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項の許可を受けた後に、宅地造成等に関する工事を廃止しようとするときは、第 22 号様式の宅地造成等に関する工事の廃止届出書を市長に提出してください。

(A 4)

第 17 号様式 (第 15 条)

横浜市 指令第 年 月 日 号

不許可通知書

横浜市長



宅地造成等に関する工事又は当該工事の計画の変更について、次の理由により不許可の処分をいたしましたので、宅地造成及び特定盛土等規制法第 14 条第 2 項 (同法第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。) の規定により、通知します。

工事主 (通知先)	住所	
	氏名	
工事施行区域の所在地 (地番)		
許可申請年月日 (変更許可申請年月日)		年 月 日
不許可年月日 (変更不許可年月日)		年 月 日
不許可番号 (変更不許可番号)		指令第 号
不許可対象行為		<input type="checkbox"/> 宅地造成 <input type="checkbox"/> 特定盛土等 <input type="checkbox"/> 土石の堆積
許可しない理由		

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

(A 4)

第 18 号様式 (第 16 条第 1 項)

(第 1 面)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書

(申出先)

横浜市長

宅地造成及び特定盛土等規制法第 15 条第 1 項の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事についての協議を申し出ます。

申出年月日 (提出年月日)		年	月	日
工事主 (申出者)	所在地			
	名称			
	代表者			
	電話			
設計者	住所			
	氏名			
	電話			
資格を有する者の設計によらなければならない工事		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
工事施行者	住所			
	氏名			
	電話			
土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度:       度       分       秒)		
		(経度:       度       分       秒)		
土地の面積		m <sup>2</sup>		
工事着手前の土地利用状況				
工事完了後の土地利用				
盛土のタイプ		<input type="checkbox"/> 平地盛土 <input type="checkbox"/> 腹付け盛土 <input type="checkbox"/> 谷埋め盛土 <input type="checkbox"/> 盛土なし		
溪流等への該当 (土地の地形)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
受付番号		第                   号		

受付欄

(注意)

- 1 「工事施行者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 「(代表地点の緯度経度)」の欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第 1 位まで記入してください。
- 3 「受付番号」の欄及び受付欄は、記入しないでください。

(A 4)

(第 2 面)

工事の概要	盛土又は切土の高さ	盛土	m		
		切土	m		
	盛土又は切土をする土地の面積	盛土	m <sup>2</sup>		
		切土	m <sup>2</sup>		
		合計	m <sup>2</sup>		
	盛土又は切土の土量	盛土	m <sup>3</sup>		
		切土	m <sup>3</sup>		
		合計	m <sup>3</sup>		
	擁壁	番号	構造	高さ	延長
				m	m
				m	m
				m	m
	崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				m	m
				m	m
				m	m
	排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
				cm	m
				cm	m
				cm	m
崖面の保護の方法					
崖面以外の地表面の保護の方法					
工事中の危害防止のための措置					
その他の措置					
工事着手予定年月日	年	月	日		
工事完了予定年月日	年	月	日		
工程の概要					
その他必要な事項					

(注意)

「その他必要な事項」の欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

第 19 号様式 (第 16 条第 2 項)

(第 1 面)

土石の堆積に関する工事の協議申出書

(申出先)

横浜市長

宅地造成及び特定盛土等規制法第 15 条第 1 項の規定により、土石の堆積に関する工事についての協議を申し出ます。

申出年月日 (提出年月日)		年	月	日
工事主 (申出者)	所在地			
	名称			
	代表者			
	電話			
設計者	住所			
	氏名			
	電話			
工事施行者	住所			
	氏名			
	電話			
土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)				
		(緯度 :           度           分           秒)		
		(経度 :           度           分           秒)		
土地の面積		m <sup>2</sup>		
工事の目的				
受付番号		第	号	
				受付欄

(注意)

- 1 「工事施行者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 「代表地点の緯度経度」の欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第 1 位まで記入してください。
- 3 「受付番号」の欄及び受付欄は、記入しないでください。

(A 4)

(第 2 面)

工事の概要	土石の堆積の最大堆積高さ	m		
	土石の堆積を行う土地の面積	m <sup>2</sup>		
	土石の堆積の最大堆積土量	m <sup>3</sup>		
	土石の堆積を行う土地の最大勾配			
	勾配が 10 分の 1 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置			
	土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置			
	空地の設置	番号	空地の幅	
			m	
			m	
			m	
	雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
	工事中の危害防止のための措置			
	その他の措置			
	工事着手予定年月日	年	月	日
工事完了予定年月日	年	月	日	
工程の概要				
その他必要な事項				

(注意)

- 「堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置」の欄は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 「その他必要な事項」の欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

第 20 号様式（第 16 条第 3 項）

宅地造成等に関する工事の協議申出の取下届出書

（提出先）  
横浜市長

宅地造成及び特定盛土等規制法第 15 条第 1 項（同法第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。）の協議の申出を取り下げますので、横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 16 条第 3 項の規定により、取下届出書を提出します。

提出年月日（取下年月日）		年	月	日
工事主 （提出者）	住所			
	氏名			
	電話			
取り下げる 申出	工事施行区域の所在地 （地番）			
	協議申出年月日 （変更協議申出年月日）	年	月	日
	協議申出受付番号 （変更協議申出受付番号）	第		号
取下げの理由				
				受付欄

（注意）

- 「工事主」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地並びに商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 受付欄は、記入しないでください。
- 宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項の許可を受けた後に、宅地造成等に関する工事を廃止しようとするときは、第 22 号様式の宅地造成等に関する工事の廃止届出書を市長に提出してください。

（A 4）

第 21 号様式 (第 16 条第 4 項)

横浜市 指令第 年 月 日 号

宅地造成等に関する工事の協議成立確認書

横浜市長



宅地造成等に関する工事又は当該工事の計画の変更に係る協議が成立しましたので、横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第16条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により宅地造成等に関する工事の協議成立確認書を交付します。

工事主 (交付先)	所在地	
	名称	
	代表者	
工事施行区域の所在地(地番)		
協議申出年月日 (変更協議申出年月日)		( 年 月 日 ) ( 年 月 日 )
協議成立年月日 (変更協議成立年月日)		( 年 月 日 ) ( 年 月 日 )
協議成立番号 (変更協議成立番号)		( 指令第 号 ) ( 指令第 号 )
協議対象行為		<input type="checkbox"/> 宅地造成 <input type="checkbox"/> 特定盛土等 <input type="checkbox"/> 土石の堆積
協議成立に係る工事の期間		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
協議成立の条件		

(A 4)

第 22 号様式 (第 17 条)

宅地造成等に関する工事の廃止届出書

(提出先)  
横浜市長

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の許可（同法第15条第1項の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。）を受けた宅地造成等に関する工事を廃止したいため、横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第17条の規定により廃止届出書を提出します。

提出年月日		年	月	日
工事の廃止予定年月日		年	月	日
工事主 (提出者)	住所			
	氏名			
	電話			
工事施行区域の所在地 (地番)				
に 廃 止 す る 許 可 に 係 る 工 事	許可 (協議) 対象行為の種別	<input type="checkbox"/> 宅地造成 <input type="checkbox"/> 特定盛土等 <input type="checkbox"/> 土石の堆積		
	許可 (協議成立) 年月日 (変更許可 (協議成立) 年月日)	年	月	日 ( 年 月 日)
	許可 (協議成立) 番号 (変更許可 (変更協議成立) 番号)	(	指令第	号
廃止の理由				
廃止しようとする工事に伴う災害の発生を防止する必要な措置の状況				
備考				
				受付欄

(注意)

- 「工事主」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 受付欄は、記入しないでください。
- 廃止しようとする工事に係る許可証又は宅地造成等に関する工事の協議成立確認書を持参してください。

(A 4)

第 23 号様式 (第 18 条)

宅地造成等に関する工事の着手届出書

(提出先)  
横浜市長

宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「法」という。)第 12 条第 1 項の許可(法第 15 条第 1 項の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。)を受けた宅地造成等に関する工事に着手するため、横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 18 条の規定により着手届出書を提出します。

1 工事主、工事施行者、現場管理者、工事施行区域、工事に係る許可及び工期等

提出年月日		年	月	日
工事主 (提出者)	住所			
	氏名			
	電話			
工事施行者	住所			
	氏名			
	電話			
現場管理者	所属する法人の名称			
	所属する法人の所在地			
	氏名			
	所属する法人の電話			
現場管理者の電話				
工事施行区域の所在地(地番)				
許可(協議)対象行為の種別		<input type="checkbox"/> 宅地造成 <input type="checkbox"/> 特定盛土等 <input type="checkbox"/> 土石の堆積		
許可(協議成立)年月日 (変更許可(協議成立)年月日)		年	月	日 ( 年 月 日)
許可(協議成立)番号 (変更許可(変更協議成立)番号)		(	指令第 指令第	) ) 号 号)
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合	工事の着手年月日	年	月	日
	工事の完了予定年月日	年	月	日
土石の堆積に関する工事の場合	土石の堆積前工事の着手年月日	年	月	日
	土石の堆積前工事の完了予定年月日	年	月	日
	土石の堆積の予定期間	年	月	日～
	土石の除却完了の予定年月日	年	月	日
備考				
		受付欄		

2 添付図書

- (1) 工事主、工事施行者及び設計者の緊急時の連絡先を記載した書類
- (2) 宅地造成等に関する工事のうち主要なものの工程表
- (3) 法第 49 条の規定により設置した標識の写真(その設置状況並びに当該標識に記載された事項及び貼付された見取図を確認できるものに限る。)
- (4) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 「工事主」及び「工事施行者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 受付欄は、記入しないでください。

(A 4)

第 24 号様式 (第 19 条第 7 項)

土石の堆積前の工事の施行状況報告書

(提出先)  
横浜市長

横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 19 条第 7 項の規定により、土石の堆積前の工事の施行状況報告書を提出します。

1 工事施行者、工事施行区域及び工事に係る許可等

提出年月日		年	月	日	
工事施行者 (提出者)	住所				
	氏名				
	電話				
工事施行区域の所在地 (地番)					
許可 (協議成立) 年月日 (変更許可 (協議成立) 年月日)		(	年	月	日)
許可 (協議成立) 番号 (変更許可 (変更協議成立) 番号)		(	指令第	号	)
土石の堆積前工事の着手年月日		年	月	日	
土石の堆積前工事の完了年月日		年	月	日	
備考					
受付欄					

2 添付図書

- (1) 工事を施行した土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- (2) その他の当該工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第 13 条第 1 項の規定に適合しているかどうかについて確認するために市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 「工事施行者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 受付欄は、記入しないでください。

(A 4)

第 25 号様式 (第 21 条第 1 項)

宅地造成等に関する工事の軽微な変更届出書

(届出先)

横浜市長

宅地造成等に関する工事について軽微な変更を行いましたので、宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「法」という。)第 16 条第 2 項の規定により届け出ます。

1 工事主、工事施行区域及び工事に係る許可等

届出年月日	年 月 日
工事主 (届出者)	住所
	氏名
	電話
工事施行区域の所在地(地番)	
許可(協議)対象行為の種別	<input type="checkbox"/> 宅地造成 <input type="checkbox"/> 特定盛土等 <input type="checkbox"/> 土石の堆積
許可(協議成立)年月日 (変更許可(協議成立)年月日)	( 年 月 日 ) ( 年 月 日 )
許可(協議成立)番号 (変更許可(変更協議成立)番号)	( 指令第 号 ) ( 指令第 号 )

2 変更の内容等

変更の種別	<input type="checkbox"/> 工事主の氏名、商号若しくは名称、代表者の役職名若しくは氏名又は住所若しくは所在地の変更 <input type="checkbox"/> 設計者の氏名、商号若しくは名称、代表者の役職名若しくは氏名又は住所若しくは所在地の変更 <input type="checkbox"/> 工事施行者の氏名、商号若しくは名称、代表者の役職名若しくは氏名又は住所若しくは所在地の変更 <input type="checkbox"/> 工事の着手予定年月日の変更 <input type="checkbox"/> 工事の完了予定年月日の変更(土石の堆積に関する工事の場合は、工事予定期間を超えないものに限る。)				
	変更の内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 50px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	
変更前	変更後				
変更の理由					
備考					
	<table border="1"> <tr> <td style="width: 100px; height: 50px;">受付欄</td> </tr> </table>		受付欄		
受付欄					

2 添付図書

- (1) 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所が変更になったことを証する書類(当該事項の変更をした場合に限る。)
- (2) 宅地造成等に関する工事の着手届出書に添付した次に掲げる書類のうち軽微な変更に伴いその内容が変更されるもの(当該届出書を既に提出している場合に限る。)  
 ア 工事主、工事施行者及び設計者の緊急時の連絡先を記載した書類  
 イ 宅地造成等に関する工事のうち主要なものの工程表  
 ウ 法第 49 条の規定により設置した標識の写真(その設置状況並びに当該標識に記載された事項及び貼付された見取図を確認できるものに限る。)
- (3) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 「工事主」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地並びに商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 受付欄は、記入しないでください。

(A 4)

第 26 号様式 (第 21 条第 2 項)

一般承継届出書

(届出先)

横浜市長

宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「法」という。)第12条第1項の許可(法第15条第1項の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。)の地位を承継し、当該承継により当該許可に係る工事主の氏名若しくは名称又は住所を変更しましたので、法第16条第2項の規定により届け出ます。

1 承継人、工事施行区域及び工事に係る許可等

届出年月日		年	月	日
承継人 (届出者)	住所			
	氏名			
	電話			
連絡先 (担当者・代理者)	氏名			
	電話			
	E-mail			
工事施行区域の所在地(地番)				
許可(協議)対象行為の種別		<input type="checkbox"/> 宅地造成 <input type="checkbox"/> 特定盛土等 <input type="checkbox"/> 土石の堆積		
許可(協議成立)年月日 (変更許可(協議成立)年月日)		(	年	月
		(	年	月
許可(協議成立)受付番号 (変更許可(変更協議成立)番号)		(	指令第	号
		(	指令第	号)

2 承継(変更)の内容等

被承継人	住所			
	氏名			
	承継人との続柄			
承継した年月日		年	月	日
承継の原因				
備考				

受付欄

3 添付図書

- (1) 許可に基づく地位の承継の事実を証する書類
- (2) 宅地造成等に関する工事の着手届出書に添付した次に掲げる書類のうち地位の承継に伴いその内容が変更されるもの(当該届出書を既に提出している場合に限る。)
  - ア 工事主、工事施行者及び設計者の緊急時の連絡先を記載した書類
  - イ 宅地造成等に関する工事のうち主要なものの工程表
  - ウ 法第49条の規定により設置した標識の写真(その設置状況並びに当該標識に記載された事項及び貼付された見取図を確認できるものに限る。)
- (3) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 「承継人」及び「被承継人」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 「連絡先(担当者・代理者)」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。
- 3 受付欄は、記入しないでください。

(A4)



(第 2 面)

工事の概要	盛土又は切土の高さ	盛土	m		
		切土	m		
	盛土又は切土をする土地の面積	盛土	m <sup>2</sup>		
		切土	m <sup>2</sup>		
		合計	m <sup>2</sup>		
	盛土又は切土の土量	盛土	m <sup>3</sup>		
		切土	m <sup>3</sup>		
		合計	m <sup>3</sup>		
	擁壁	番号	構造	高さ	延長
				m	m
				m	m
				m	m
	崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				m	m
				m	m
				m	m
	排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
				cm	m
				cm	m
				cm	m
崖面の保護の方法					
崖面以外の地表面の保護の方法					
工事中の危害防止のための措置					
その他の措置					
工事着手予定年月日	年	月	日		
工事完了予定年月日	年	月	日		
工程の概要					
その他必要な事項					
変更の理由					
許可番号	第	号			

(注意)

「その他必要な事項」の欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

第 28 号様式 (第 22 条第 2 項)

(第 1 面)

土石の堆積に関する工事の計画変更協議申出書

(申出先)

横浜市長

宅地造成及び特定盛土等規制法第 16 条第 3 項において準用する同法第 15 条第 1 項の規定により、土石の堆積に関する工事の計画変更についての協議を申し出ます。

申出年月日 (提出年月日)		年	月	日
工事主 (申出者)	所在地			
	名称			
	代表者			
	電話			
設計者	住所			
	氏名			
	電話			
工事施行者	住所			
	氏名			
	電話			
土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)				
		(緯度:           度           分           秒)		
		(経度:           度           分           秒)		
土地の面積		m <sup>2</sup>		
工事の目的				
協議成立番号 (当初)		指令第		号
協議成立年月日 (当初)		年	月	日
受付番号		第	号	
				受付欄

(注意)

- 1 「工事施行者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 「代表地点の緯度経度」の欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第 1 位まで記入してください。
- 3 「受付番号」の欄及び受付欄は、記入しないでください。

(A 4)

(第 2 面)

工事の概要	土石の堆積の最大堆積高さ	m		
	土石の堆積を行う土地の面積	m <sup>2</sup>		
	土石の堆積の最大堆積土量	m <sup>3</sup>		
	土石の堆積を行う土地の最大勾配			
	勾配が 10 分の 1 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置			
	土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置			
	空地の設置	番号	空地の幅	
			m	
			m	
			m	
	雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
	工事中の危害防止のための措置			
	その他の措置			
	工事着手予定年月日	年	月	日
工事完了予定年月日	年	月	日	
工程の概要				
その他必要な事項				
変更の理由				
許可番号				

(注意)

- 「堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置」の欄は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、当該措置の内容を記入してください。
- 「その他必要な事項」の欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

第 29 号様式（第 23 条第 1 項）

宅地造成及び特定盛土等に関する工事の施行状況報告書

(提出先)  
横浜市長

横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 23 条第 1 項の規定により、宅地造成及び特定盛土等に関する工事の施行状況報告書を提出します。

1 工事主、工事施行者、工事施行区域及び工事に係る許可等

提出年月日		年	月	日
工事主 (提出者)	住所			
	氏名			
	電話			
工事施行者	住所			
	氏名			
	電話			
工事施行区域の所在地（地番）				
許可（協議成立）年月日 （変更許可（協議成立）年月日）		年	月	日
		（年	月	日）
許可（協議成立）番号 （変更許可（変更協議成立）番号）		（	指令第	号
			指令第	号）
工事着手年月日		年	月	日
工事完了年月日		年	月	日
備考				
				受付欄

2 添付図書

- (1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行した土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- (2) その他の当該工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第 13 条第 1 項の規定に適合しているかどうかについて検査するために市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 「工事主」及び「工事施行者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 受付欄は、記入しないでください。

(A 4)

第 30 号様式（第 23 条第 2 項）

土石の堆積に関する工事に係る土石の除却状況報告書

(提出先)  
横浜市長

横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 23 条第 2 項の規定により、土石の堆積に関する工事に係る土石の除却状況報告書を提出します。

1 工事主、工事施行者、工事施行区域及び工事に係る許可等

提出年月日		年	月	日
工事主 (提出者)	住所			
	氏名			
	電話			
工事施行者	住所			
	氏名			
	電話			
工事施行区域の所在地（地番）				
許可（協議成立）年月日 （変更許可（協議成立）年月日）		年	月	日
		（年	月	日）
許可（協議成立）番号 （変更許可（変更協議成立）番号）		（	指令第	号
			指令第	号)
工事着手年月日		年	月	日
工事（土石の除却）完了年月日		年	月	日
備考				
				受付欄

2 添付図書

- (1) 土石の除却した土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- (2) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 「工事主」及び「工事施行者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 受付欄は、記入しないでください。

(A 4)

第 31 号様式 (第 25 条第 1 項)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る定期報告書

(報告先)  
横浜市長

宅地造成及び特定盛土等に関する工事について、宅地造成及び特定盛土等規制法第 19 条第 1 項の規定により、当該工事の実施の状況について報告します。

1 工事に係る許可及び報告事項等

報告年月日 (提出年月日)		年	月	日
報告に係る写真の撮影年月日 (報告の時点。報告年月日の 7 日以内)		年	月	日
前回の報告年月日 (※ 2 回目以後の場合)		年	月	日
工事主 (報告者)	住所			
	氏名			
	電話			
工事施行区域の所在地 (地番)				
許可 (協議成立) 年月日 (変更許可 (協議成立) 年月日)		( 年	月	日)
許可 (協議成立) 番号 (変更許可 (変更協議成立) 番号)		( 指令第	号	)
報告の時点 における 工事の 施行状況	盛土の高さ	m		
	切土の高さ	m		
	盛土の面積	m <sup>2</sup>		
	切土の面積	m <sup>2</sup>		
	盛土の土量	m <sup>3</sup>		
	切土の土量	m <sup>3</sup>		
擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留に関する工事				
備考				

受付欄

2 添付図書

- (1) 報告の時点 (報告をする日の 7 日以内に撮影したものに限る。) における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- (2) 前号の写真撮影した箇所を示した図面  
※ 造成計画平面図、排水施設の平面図、擁壁の配置図又は崖面崩壊防止施設の配置図等を使用し、必要に応じて工事を施行した範囲を明示してください。
- (3) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 「工事主」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 「擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留に関する工事」の欄については、2 (1) 及び (2) の書類によって当該工事の施行状況が明らかな場合は、「添付書類のとおり。」と記入してください。
- 3 受付欄は、記入しないでください。

(A 4)

第 32 号様式（第 25 条第 2 項）

土石の堆積に関する工事に係る定期報告書

(報告先)  
横浜市長

土石の堆積に関する工事について、宅地造成及び特定盛土等規制法第 19 条第 1 項の規定により、当該工事の実施の状況について報告します。

1 工事に係る許可及び報告事項等

報告年月日（提出年月日）		年	月	日
報告に係る写真の撮影年月日 （報告の時点。報告年月日の 7 日以内）		年	月	日
前回の報告年月日（※ 2 回目以後の場合）		年	月	日
工事主 （報告者）	住所			
	氏名			
	電話			
工事施行区域の所在地（地番）				
許可（協議成立）年月日 （変更許可（協議成立）年月日）		年	月	日
許可（協議成立）番号 （変更許可（変更協議成立）番号）		（	指令第	号
		（	指令第	号）
報告の時点 における 工事の 施行状況	土石の堆積の高さ	m		
	土石の堆積の面積	m <sup>2</sup>		
	堆積されている土石の土量	m <sup>3</sup>		
	前回の報告の時点から新たに 堆積された土石の土量及び除 却された土石の土量（2 回目 以後の報告の場合）	m <sup>3</sup>		
	宅地造成及び特定盛土等規制 法施行規則第 32 条に規定す る構造物、同規則第 34 条第 1 項に規定する鋼矢板等に関す る工事（当該構造物及び鋼矢 板等の維持管理の状況を含 む。）			
備考				
				受付欄

2 添付図書

- (1) 報告の時点（報告をする日の 7 日以内に撮影したものに限る。）における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- (2) 前号の写真を撮影した箇所を示した図面  
※ 土石の堆積計画平面図等を使用し、必要に応じて工事を施行した範囲及び土石の堆積を行っている範囲を明示してください。
- (3) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 「工事主」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 受付欄は、記入しないでください。

(A 4)

横浜市都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 9 号

横浜市都市計画法施行細則の一部を改正する規則

横浜市都市計画法施行細則（昭和 45 年 6 月横浜市規則第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

第 2 条 削除

（事前協議）

第 3 条 法第 29 条第 1 項の規定による許可（以下「開発許可」という。）若しくは法第 35 条の 2 第 1 項の許可を受けようとする者又は法第 34 条の 2 第 1 項（法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の協議をしようとする者は、当該許可の申請又は当該協議の申出をする前に、当該許可又は当該協議に係る開発行為が法第 33 条第 1 項に規定する基準に適合しているかどうかについて、市長が定めるところにより、市長と協議することができるとする。

第 4 条第 1 項中「及び省令第 17 条第 1 項に規定する」を「は正本及び副本各 1 部を、その」に、「並びに省令第 34 条第 1 項に規定する建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第 1 種特定工作物の新設許可申請書及び添付図書は、2 部」を「は 2 部を」に改め、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 省令第 34 条第 1 項に規定する建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第 1 種特定工作物の新設許可申請書は正本及び副本各 1 部を、その添付図書は 2 部を提出しなければならない。

第 5 条第 1 項中「地図」の次に「又は同条第 4 項に規定する図面をいう。以下同じ。」を加え、同条第 2 項中「開発行為施行同意書」を「開発行為等施行同意証明書」に改め、同条第 3 項中「、卒業証明書、実務従事証明書及び一級建築士等の資格を有することを証する書類」を「を含むもの」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が添付する必要がないと認める場合は、この限りでない。

第 5 条第 4 項中「法第 29 条第 1 項の規定による許可（以下「開発許可」という。）」を「開発許可」に、「申請者の資力及び信用に関する申告書（第 3 号様式）及び工事施行者の工事施行能力に関する申告書（第 3 号様式の 2）並びにそれらの記載事項に誤りがないことを証する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える

- 。
- (1) 申請者の資力及び信用に関する申告書（第 3 号様式）
  - (2) 申請者の資力及び信用に関する誓約書（第 3 号様式の 2）
  - (3) 工事施行者の工事施行能力に関する申告書（第 3 号様式の 3）
  - (4) 第 1 号及び前号の申告書に記載した事項を証する書類
  - (5) 許可を受けようとする者が個人であるときは、住民票の写し（個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）が記載されていないものに限る。次号において同じ。）若しくは個人番号カード（同法第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。同号において同じ。）の表面（個人番号が記載されていない面をいう。同号において同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
  - (6) 許可を受けようとする者が法人であるときは、次に掲げる書類
    - ア 登記事項証明書
    - イ 役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの表面の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
  - (7) その他市長が必要と認める書類
- 第 5 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。
- 4 市長は、開発許可を受けようとする者に、法第 33 条第 1 項第 7 号に規定する基準に適合するかどうかを確認するため、宅地造成又は特定盛土等に関する工事等の概要（第 2 号様式の 2）並びに宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号）第 7 条第 1 項各号（第 5 号及び第 7 号から第 12 号までを除く。）並びに横浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和 7 年 3 月横浜市規則第 8 号）第 11 条第 8 項第 6 号から第 21 号までに掲げる書類のうち市長が必要と認める書類を提出させることができる。
- 第 7 条の 2 第 1 項中「に、」を「の正本及び副本に、それぞれ」に改め、同項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。
- (6) 第 5 条第 4 項に規定する法第 33 条第 1 項第 7 号に規定する基準に適合するかどうかを確認するために市長が必要と認める書類
- 第 7 条の 2 第 1 項第 7 号を次のように改める。
- (7) 第 5 条第 5 項第 3 号、第 4 号（第 3 号に係る部分に限る。）及び第 7 号に掲げる書類

第 7 条 の 2 第 2 項 及 び 第 3 項 を 次 の よう に 改 め る。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、開発行為協議申出書及び添付図書のうち、必要な部分を増して、又は不要な部分を除いて提出させることができる。

3 市長は、第 1 項の規定による申出を受けた場合においては、遅滞なく当該協議に応じ、協議が成立したときは、開発行為の協議成立確認書（第 5 号様式の 3）に同項に規定する開発行為協議申出書の副本及びその添付図書を添えて当該申出をした者に交付するものとする。

第 7 条 の 2 第 4 項 を 削 る。

第 8 条 第 1 項 中 「省令第 16 条 第 2 項に規定する設計説明書（第 6 条各号に掲げる図面を除く。）及び設計図を添えて行なう」を「省令第 16 条 第 1 項に規定する開発許可申請書の副本及びその添付図書を添えて行なう」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（特定工程等の通知）

第 8 条 の 2 市長は、法第 35 条 第 2 項（法第 35 条 の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により許可通知書を交付するとき又は第 7 条 の 2 第 3 項若しくは第 11 条 の 2 第 4 項の規定により書面を交付するときは、当該許可通知書に係る許可又は当該書面に係る協議に関する開発行為の規模が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）第 23 条に定める規模に該当するかどうか及び当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 18 条 第 1 項に規定する特定工程を含む工事に該当するかどうかを示した書面を、当該許可の申請をした者又は当該協議の申出をした者に交付するものとする。

第 10 条 の 2 中 「省令第 28 条 の 3 に規定する」を「法第 35 条 の 2 第 2 項に規定する申請書の」に、「第 5 条 第 1 項から第 3 項まで」を「第 5 条」に改める。

第 10 条 の 3 第 1 項 中 「及び省令第 28 条 の 3 に規定する」を「は正本及び副本各 1 部を、その」に、「、2 部」を「2 部を」に改める。

第 10 条 の 4 第 1 項 中 「開発行為変更許可通知書（第 8 号様式の 2）に省令第 28 条 の 3 に規定する図書」を「開発行為の許可通知書に、第 10 条 第 1 項に規定する開発行為変更許可申請書の副本及びその添付図書」に改め、同条 第 2 項 中 「開発行為変更不許可通知書（第 8 号様式の 3）」を「開発行為の不許可通知書」に改める。

第 11 条 の 2 第 1 項 中 「に、省令第 28 条 の 3 に規定する添付図書」を「の正本及び副本に、それぞれ第 7 条 の 2 第 1 項に掲げる図書のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるもの」に改め、同

条第 2 項中「に変更後」を「の正本及び副本に、それぞれ変更後」に改め、同条第 3 項及び第 4 項を次のように改める。

3 市長は、前 2 項の規定にかかわらず、開発行為変更協議申出書及びその添付図書のうち、必要な部分を増して、又は不要な部分を除いて提出させることができる。

4 市長は、第 1 項の規定による変更の協議の申出を受けた場合において、遅滞なく当該協議に応じ、協議が成立したときは、開発行為の協議成立確認書に同項に規定する開発行為変更協議申出書の副本及びその添付図書を添えて、当該申出をした者に交付するものとする。

第 11 条の 2 第 5 項を削る。

第 12 条第 1 項中「及び工事施行者が」を「は、」に、「主要な工事の工程表及び第 9 条第 1 項の規定に基づき設置した標識（同条第 3 項の規定により訂正した場合には訂正後のもの）の写真」を「次に掲げる図書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 開発許可を受けた者、工事施行者及び設計者の緊急時の連絡先を記載した書類
- (2) 開発行為に関する工事のうち主要なものの工程表
- (3) 第 9 条第 1 項の規定による標識（同条第 3 項の規定により訂正した場合には、訂正後のもの）の写真（その設置状況並びに当該標識に記載された事項及び貼付された見取図を確認できるものに限る。次号において同じ。）
- (4) 宅地造成及び特定盛土等規制法第 49 条の規定による標識の写真（同法第 15 条第 2 項の規定により同法第 49 条の規定の適用を受ける場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める図書

第 12 条第 2 項を削る。

第 13 条の見出し中「工程報告」を「工程の届出」に改め、同条第 1 項中「市長は、」の次に「開発許可を受けた」を加え、「または」を「又は」に改め、「指定し、」の次に「当該工事の」を加え、同項の表中「

<p>1 擁壁工事 （高さ 3 メートル以下 の擁壁の工 事を除く。 ）</p>	<p>(1) 根切を完了したとき。 (2) 基礎配筋を完了したとき。 (3) 壁配筋を完了したとき。 (4) 練積み造擁壁を、その前面地盤の高さまで築造したとき。 (5) 練積み造擁壁を、下端から 3 分の 1 の高さまで築造したとき。 (6) その他市長が必要と認める工程</p>
--	---

2 盛土工事	(1) 多孔管を敷設したとき。 (2) 軟弱な地盤改良等の工事を行ったとき。 (3) 急傾斜面の段切を行ったとき。 (4) その他市長が必要と認める工程
3 排水施設工事	(1) 主要な暗渠を敷設したとき。 (2) 軟弱な地盤における排水施設の基礎の工事を行ったとき。 (3) その他市長が必要と認める工程

を  
「

1 擁壁に係る工事	(1) 根切りを完了したとき。 (2) 地盤改良を完了したとき。 (3) 基礎配筋を完了したとき。 (4) 壁配筋を完了したとき。 (5) 練積み造擁壁を、その前面地盤の高さまで築造したとき。 (6) 練積み造擁壁を、下端から 3 分の 1 の高さまで築造したとき。 (7) その他市長が必要と認める工程
2 盛土に係る工事	(1) 盛土をする地盤面の処理を完了したとき。 (2) 盛土をする地盤及びその周辺の地盤の改良を完了したとき。 (3) 盛土をする斜面の段切りを完了したとき。 (4) 盛土をする前の地盤面への透水層の設置を完了したとき。 (5) その他市長が必要と認める工程
3 切土に係る工事	(1) 切土をして崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 6 条に規定する崖面崩壊防止施設をいう。）により覆われるものを除く。）を生じさせたとき（当該崖面を保護する措置を行う前に限る。）。 (2) その他市長が必要と認める工程
4 排水施設	(1) 盛土をする前の地盤面又は切土をし

に係る工事	<p>た後の地盤面に排水施設を設置したとき（宅地造成及び特定盛土等規制法第 18 条第 1 項の規定による検査を行う工程を除く。）。</p> <p>(2) 軟弱な地盤における排水施設の基礎の工事を行ったとき。</p> <p>(3) その他市長が必要と認める工程</p>
-------	--

に、

「

4	道路工事
5	貯水施設 工事
6	その他市 長が指定す る工事

」

を

「

5	道路工事
6	貯水施設 工事
7	その他市 長が指定す る工事

」

に、

「

- (1) 根切を完了したとき。
- (2) 底版の配筋を完了したとき。

」

を

「

- (1) 根切りを完了したとき。
- (2) 底版の配筋を完了したとき。

」

に改め、同条第 2 項中「当該」の次に「工程に係る」を加え、「中間検査を行なう」を「法第 33 条第 1 項に規定する基準に適合しているかどうかの確認を行う」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。  
（完了検査等）

第 13 条 の 2 工 事 施 行 者 は、 法 第 36 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 届 出 を し た と き は、 速 や か に、 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 施 行 状 況 報 告 書 ( 第 11 号 様 式 ) に、 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 を 施 行 し た 土 地 及 び そ の 付 近 の 状 況 を 明 ら か に す る 写 真 そ の 他 の 当 該 工 事 が 法 第 33 条 第 1 項 に 規 定 す る 基 準 に 適 合 し て い る か ど う か に つ い て 検 査 す る た め に 市 長 が 必 要 と 認 め る 図 書 を 添 付 し て、 市 長 に 提 出 し な け れ ば な ら ない。

第 15 条 を 次 の よ う に 改 め る。

( 工 事 の 廃 止 )

第 15 条 市 長 は、 開 発 許 可 を 受 け た 者 が 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 を 廃 止 し よ う と す る 場 合 に、 あ ら か じ め、 廃 止 し よ う と す る 工 事、 廃 止 の 理 由、 公 共 施 設 の 機 能 の 回 復 及 び 防 災 等 の 措 置 の 状 況 に つ い て 当 該 開 発 許 可 を 受 け た 者 に 届 け 出 さ せ る こ と が で き る。

第 15 条 の 2 第 1 項 中 「 に、 」 を 「 の 正 本 及 び 副 本 に、 そ れ ぞ れ、 」 に 改 め、 同 条 第 3 項 中 「 図 書 」 を 「 建 築 物 特 例 許 可 申 請 書 の 副 本 及 び そ の 添 付 図 書 」 に 改 め る。

第 15 条 の 3 第 1 項 中 「 に、 」 を 「 の 正 本 及 び 副 本 に、 そ れ ぞ れ、 」 に 改 め、 同 条 第 3 項 中 「 図 書 」 を 「 予 定 建 築 物 等 以 外 の 建 築 等 許 可 申 請 書 の 副 本 及 び そ の 添 付 図 書 」 に 改 め る。

第 16 条 を 次 の よ う に 改 め る。

( 建 築 物 の 新 築 等 の 許 可 の 申 請 )

第 16 条 法 第 43 条 第 1 項 に 規 定 す る 許 可 を 受 け よ う と す る 者 は、 省 令 第 34 条 第 1 項 に 規 定 す る 許 可 の 申 請 書 の 正 本 及 び 副 本 に、 そ れ ぞ れ 同 条 第 2 項 に 規 定 す る 添 付 図 面 又 は 書 類 を 添 え て、 市 長 に 提 出 し な け れ ば な ら ない。

2 市 長 は、 前 項 の 申 請 が あ っ た と き は、 政 令 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 建 築 等 の 許 可 の 基 準 に 該 当 す る か ど う か を 確 認 す る た め、 前 項 の 申 請 書 に 建 築 物 又 は 第 1 種 特 定 工 作 物 の 概 要 書 ( 第 12 号 様 式 ) 及 び 建 築 物 の 平 面 図 又 は 第 1 種 特 定 工 作 物 の 配 置 図 及 び 立 面 図 を 添 え さ せ る も の と す る。

第 17 条 第 2 項 中 「 第 34 条 第 2 項 」 を 「 第 34 条 第 1 項 」 に、 「 図 面 及 び 前 条 に 規 定 す る 図 書 」 を 「 許 可 の 申 請 書 の 副 本 及 び そ の 添 付 図 面 ( 前 条 第 2 項 に 規 定 す る 図 面 を 含 む 。 ) 又 は 書 類 」 に、 「 行 な う 」 を 「 行 う 」 に 改 め る。

第 17 条 の 2 第 1 項 中 「 に、 」 を 「 の 正 本 及 び 副 本 に、 そ れ ぞ れ、 」 に 改 め、 同 条 第 2 項 及 び 第 3 項 を 次 の よ う に 改 め る。

2 市 長 は、 前 項 の 規 定 に か か わ ら ず、 新 設 協 議 申 出 書 及 び 添 付 図 書 の う ち、 必 要 な 部 分 を 増 し て、 又 は 不 要 な 部 分 を 除 い て 提 出 さ せ る こ と が で き る。

3 市 長 は、 第 1 項 の 規 定 に よ る 申 出 を 受 け た 場 合 に お い て は、 遅

滞なく当該協議に応じ、協議が成立したときは、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第 1 種特定工作物の新設協議成立確認書（第 14 号様式の 3）に同項に規定する建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第 1 種特定工作物の新設協議申出書の副本及びその添付図書を添えて当該申出をした者に交付するものとする。

第 17 条の 2 第 4 項を削る。

第 18 条第 2 項中「第 5 条第 4 項」を「第 5 条第 5 項第 5 号及び第 6 号（開発許可を受けた者の地位を承継した場合で、かつ、第 12 条に規定する開発行為に関する工事着手届出書を既に提出している場合にあっては、第 5 条第 5 項第 5 号及び第 6 号並びに第 12 条第 1 号から第 4 号まで）」に改める。

第 19 条第 1 項中「に、」を「の正本及び副本に、それぞれ、」に改め、同条第 2 項中「第 5 条第 4 項」を「第 5 条第 5 項各号（第 12 条に規定する開発行為に関する工事着手届出書を既に提出している場合にあっては、第 5 条第 5 項各号及び第 12 条第 1 号から第 4 号まで）」に改める。

第 20 条第 2 項中「又は開発許可に基づく地位の特定承継不承認通知書（第 19 号様式）によって行なう」を「に同項に規定する開発許可に基づく地位の特定承継承認申請書の副本及びその添付書類を添えて行う」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項に規定する不承認の通知は、開発許可に基づく地位の特定承継不承認通知書（第 19 号様式）によって行う。

第 22 条の次に次の 1 条を加える。

（許可等の台帳）

第 22 条の 2 市長は、開発許可、法第 34 条の 2 第 1 項の協議（法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）、法第 35 条の 2 第 1 項の許可、法第 41 条第 2 項ただし書の許可、法第 42 条第 1 項ただし書の許可及び同条第 2 項の協議並びに法第 43 条第 1 項の許可及び同条第 3 項の協議に係る事項を記載した台帳を作成するものとする。

第 1 号様式及び第 2 号様式を次のように改める。

第 1 号様式 (第 5 条第 2 項)

開発行為等施行同意証明書

同意年月日 年 月 日  
 同意者 (証明者)  
 住所  
 氏名 (印)

1 証明内容 (同意内容)

私又は当法人は、私又は当法人が権利を有する次の土地又は建築物その他の工作物について、2 の開発許可の申請者が、都市計画法の規定により 2 の開発行為を施行し、又は当該開発行為に関する工事を実施することに同意したことを証明します。

権利を有する土地又は建築物その他の工作物の所在地 (地番)	地目又は建築物その他の工作物の種類	地積又は建築物その他の工作物の規模、用途等	権利の種別	適用

2 開発行為の概要等

開発許可の申請者	住所	
	氏名	
開発区域の含まれる地域の名称		

(注意)

- この証明書は、2 の開発許可の申請者が、2 の開発行為について都市計画法に基づく許可を受けるため又は協議のために、許可の申請書又は協議の申出書に添付し、横浜市に提出するものです。
- 「同意者 (証明者)」の「住所」及び「氏名」は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 「権利を有する土地又は建築物その他の工作物の所在地 (地番)」の欄は、土地 1 筆ごと又は建築物その他の工作物ごとに記入してください。
- 「権利の種別」の欄には、所有権、賃借権、地上権、抵当権その他開発行為の施行又は開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を記載してください。
- 「開発許可の申請者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 「権利の種別」の欄に記入した権利を有することを証する書類 (土地又は建物の登記事項証明書等) 及び同意者の印鑑証明書その他同意を得たことを証する書類を添付してください。

(A 4)

第 2 号様式 (第 5 条第 3 項)

(第 1 面)

設計者の資格に関する申告書

(申告先)  
横浜市長

都市計画法第 31 条又は宅地造成及び特定盛土等規制法第 13 条第 2 項に規定する設計者の資格について、次のとおり申告します。

1 申告者等

申告書作成年月日		年 月 日	
申告に係る資格の種別		<input type="checkbox"/> 都市計画法第 31 条に規定する設計者の資格 (※開発区域の面積が 1 ha 以上の開発行為に関する工事の場合) <input type="checkbox"/> 宅地造成及び特定盛土等規制法第 13 条第 2 項に規定する設計者の資格 (※宅地造成及び特定盛土等に関する工事を行う場合、かつ、高さが 5 m を超える擁壁又は盛土若しくは切土をする土地の面積が 1,500 m <sup>2</sup> を超える土地における排水施設の設置を行う場合)	
設計者 (申告者)	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	年 月 日	
	住所		
	勤務先	商号又は名称	
所在地			
電話			

2 申告する設計者の資格 (その 1)

□学歴	種類	1 正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業したもの <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 短期大学 (専門職大学の前期課程) <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 専門学校 <input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 中等教育学校 <input type="checkbox"/> 中等学校	
		2 正規の都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業したもの <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 短期大学 (専門職大学の前期課程) <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 専門学校 <input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 中等教育学校 <input type="checkbox"/> 中等学校	
		3 土木又は建築に関する事項を専攻したもの <input type="checkbox"/> 大学の大学院 <input type="checkbox"/> 大学の専攻科 <input type="checkbox"/> 大学の研究科	
		4 都市計画又は造園に関する事項を専攻したもの <input type="checkbox"/> 大学の大学院 <input type="checkbox"/> 大学の専攻科 <input type="checkbox"/> 大学の研究科	
	卒業年月日 又は在学期間	年 月 日卒業 年 月 日～	年 月 日在学
□資格・免許	□技術士	二次試験の技術部門	部門
		合格日	年 月 日
		登録日	年 月 日
	□一級建築士	登録日	年 月 日
□登録講習機関が行う講習の修了	年 月 日修了		

(A 4)

(第 2 面)

3 申告する設計者の資格 (その 2)

土木又は建築の技術に関する実務の経験	勤務先の 商号又は名称	職務内容	期間	期間合計
			年 月～ 年 月 (期間: 年 月)	年 月
			年 月～ 年 月 (期間: 年 月)	
			年 月～ 年 月 (期間: 年 月)	
			年 月～ 年 月 (期間: 年 月)	

4 設計経歴

事業名称 (工事名称)	工事主の 氏名・商号・ 名称	工事施行者の 氏名・商号・ 名称	工事施行区域 の所在地	工事施行区域 の面積	許可等の番号 許可等年月日
摘要					
登録番号:					

(注意)

- 1 学歴、資格若しくは免許又は登録講習機関が行う講習の修了を証する書類を添付してください。
- 2 実務の経験を証する書類として、実務従事証明書を添付してください。

第 2 号 様 式 の 次 に 次 の 1 様 式 を 加 え る 。

第 2 号様式の 2 (第 5 条第 4 項)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事等の概要

盛土の高さ (最大)	m	
切土の高さ (最大)	m	
盛土をする土地の面積	m <sup>2</sup>	
切土をする土地の面積	m <sup>2</sup>	
盛土又は切土をする土地の面積	m <sup>2</sup>	
盛土の土量	m <sup>3</sup>	
切土の土量	m <sup>3</sup>	
盛土又は切土の土量	m <sup>3</sup>	
工事の内容	<input type="checkbox"/> 盛土、切土、鉄筋コンクリート造の擁壁、無筋コンクリート造の擁壁又は大臣認定擁壁のうち練積み造擁壁以外の擁壁に係る工事 <input type="checkbox"/> 間知石練積み造擁壁、大臣認定擁壁のうち練積み造擁壁又は補強コンクリートブロック造の擁壁に係る工事 <input type="checkbox"/> 地下車庫の建築工事 <input type="checkbox"/> 崖面を覆う建築物 (地下車庫を除く。) の建築工事	
形質の変更に該当する工事	<input type="checkbox"/> 有 (盛土高さ 1 m 超の崖、切土高さ 2 m 超の崖、盛土と切土高さ 2 m 超の崖、盛土高さ 2 m 超又は盛土と切土面積 500 m <sup>2</sup> 超) <input type="checkbox"/> 無 (※「無」の場合は、以降の記入は不要です。)	
許可対象行為の種別	<input type="checkbox"/> 宅地造成 <input type="checkbox"/> 特定盛土等	
盛土規制法上の土地の用途	現況	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地
	計画	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地
定期報告が必要な規模の盛土・切土	<input type="checkbox"/> 有 (盛土高さ 2 m 超の崖、切土高さ 5 m 超の崖、盛土と切土高さ 5 m 超の崖、盛土高さ 5 m 超又は盛土と切土面積 3,000 m <sup>2</sup> 超) <input type="checkbox"/> 無	
溪流等への該当	<input type="checkbox"/> ① 有：山間部における、河川の流水が継続して存する土地 <input type="checkbox"/> ② 有：山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が①の土地に類する状況を呈している土地 <input type="checkbox"/> ③ 有：①及び②の土地並びにその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地 <input type="checkbox"/> ④ 無	
集水地形への該当	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無：開発区域及びその周辺の土地が平坦地以外 (工事着手後に地下水 (湧水) についての調査要) <input type="checkbox"/> 無：開発区域及びその周辺の土地が平坦地	
実施する地下水排除工等 (※溪流等又は集水地形への該当が有の場合)	<input type="checkbox"/> 暗渠排水工 <input type="checkbox"/> 基盤排水層 <input type="checkbox"/> 水平排水層 <input type="checkbox"/> 仮設排水工	
法定中間検査	<input type="checkbox"/> 要 (定期報告が必要な規模の盛土・切土に該当し、かつ、暗渠排水工を行う場合) <input type="checkbox"/> 不要	
擁壁の設置又は盛土に必要な地盤の許容応力度 (最大値)	kN/m <sup>2</sup>	
地盤調査の有無	<input type="checkbox"/> 有 (市長が必要と認める場合) <input type="checkbox"/> 無 (工事着手後に地盤を確認する場合)	
備考		

(A 4)

第 3 号 様 式 及 び 第 3 号 様 式 の 2 を 次 の よ う に 改 め る 。

第 3 号様式 (第 5 条第 5 項第 1 号)

(第 1 面)

申請者の資力及び信用に関する申告書

(申告先)

横浜市長

都市計画法第 33 条第 1 項第 12 号に規定する申請者の資力及び信用について、次のとおり申告します。

1 申告者等

申告年月日 (提出年月日)	年	月	日
申請者 (申告者)	住所		
	氏名		

2 申告内容 (その 1)

法令による登録 (建設業法、宅地建物取引業法等)				
資本金の額	千円			
主たる取引銀行				
本店又は 主たる事務所	所在地			
	代表者の役職名			
	代表者の氏名			
	電話			
横浜市内の支店 又は 従たる事務所	所在地			
	代表者の役職名			
	代表者の氏名			
	電話			
納税額	年度	所得税	法人税	計
	年度	円	円	円

(注意)

「申請者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。

(A 4)

(第 2 面)

3 申告内容 (その 2) (※個人の場合は、第 2 面の記入及び添付は不要です。)

	役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	役員の住所
法人の役員のうち申請に係る工事について決定権を有する者		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	
		( )	年 月 日	

(注意)

- 1 必要に応じて行を追加してください。
- 2 第 2 面に記入した内容を使用して、申請者の資力及び信用に関する誓約書 (第 3 号様式の 2) にて誓約した事項について市長が真偽を確認するために、警察及び関係行政機関に照会する場合があります。

(第 3 面)

4 申告内容 (その 3)

従業員数			事務職	技術職	労務職			計
	法人全体		人	人	人	人	人	人
	横浜市内の支店又は従たる事務所		人	人	人	人	人	人
主な技術者名	職名	氏名		年齢	勤続年数	資格、免許、学歴等		
				歳	年			
				歳	年			
				歳	年			
				歳	年			
				歳	年			
主な宅地造成等に関する工事の経歴	事業名 (工事名) 注文主名	事業主・ 元請・下 請の区分	場所	盛切土面積 (区域面積)	許可等の番号 許可等年月日		着工年月 完了年月	
				m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	第 年	月	号 日	年 年 月 月
				m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	第 年	月	号 日	年 年 月 月
				m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	第 年	月	号 日	年 年 月 月
				m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	第 年	月	号 日	年 年 月 月
				m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	第 年	月	号 日	年 年 月 月
その他必要な事項								

5 添付書類

- (1) 申請者が個人の場合にあつては、申請者の住民票の写し（個人番号が記載されていないものに限る。以下同じ。）若しくは個人番号カード（個人番号が記載されていない面に限る。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類
- (2) 申請者が法人の場合にあつては、次の書類
  - ア 法人の登記事項証明書
  - イ 役員（「第 2 面 法人の役員のうち申請に係る工事について決定権を有する者」に記入された者に限り、許可申請書に添付する印鑑証明書によって、氏名、住所及び生年月日が確認できる者を除く。）の住民票の写し、個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類
- (3) 申告書の記載事項を証する次の書類
  - ア 所得税又は法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（原則として前年度分のもの）
  - イ 上記アの証する書類に係る事業年度の貸借対照表及び損益計算書（決算報告書）（法人の場合に限る。）
  - ウ その他申告書の記載事項に誤りがないことを確認するため市長が必要と認める書類

第 3 号様式の 2 (第 5 条第 5 項第 2 号)

年 月 日

申請者の資力及び信用に関する誓約書

(提出先)  
横浜市長

申請者 (誓約者)  
住所  
氏名



私又は当法人は、都市計画法第 29 条第 1 項の許可を受けるに当たって、同法第 33 条第 1 項第 12 号に規定する工事主の資力及び信用について、次のとおり誓約します。

【誓約事項】

- 1 私又は当法人は、次のいずれにも該当しません。
  - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - (2) 都市計画法又は宅地造成及び特定盛土等規制法（宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）による改正前の宅地造成等規制法（以下「旧宅造法」という。）を含む。）又はそれらの法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
  - (3) 都市計画法第 29 条第 1 項若しくは同法第 35 条の 2 第 1 項、宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項、同法第 16 条第 1 項、同法第 30 条第 1 項若しくは同法第 35 条第 1 項又は旧宅造法第 8 条第 1 項若しくは旧宅造法第 12 条第 1 項の許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）
  - (4) 都市計画法又は宅地造成及び特定盛土等規制法（旧宅造法を含む。）に基づく擁壁等の設置その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ぜられた者で、当該措置を完了した日から 6 か月を経過しない者（当該命ぜられた者が法人である場合においては、当該命令の処分を受ける原因となった工事が行われた当時現に当該法人の役員であった者で当該措置を完了した日から 6 か月を経過しない者を含む。）
  - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
  - (6) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
  - (7) 法人の場合にあっては、その役員のうちに(2)、(3)、(4)又は(5)に該当する者があるもの
- 2 私又は当法人は、この誓約が虚偽であること又はこの誓約に反したことにより、市長が都市計画法第 29 条第 1 項又は同法第 35 条の 2 第 1 項の許可について不許可の処分又は許可の取消しの処分その他の不利益となる処分等を行っても、異議は一切申し立てません。
- 3 私又は当法人は、この誓約した事項について市長が真偽を確認するために、市長が必要と認めた場合には、私又は当法人の役員の氏名、住所及び生年月日等の個人情報を使用して、警察及び関係行政機関に照会することについて同意します。

(注意)

- 1 「申請者」の「住所」及び「氏名」は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 申請者の印鑑証明書を添付してください。

(A 4)

第 3 号 様 式 の 2 の 次 に 次 の 1 様 式 を 加 え る 。

第 3 号様式の 3 (第 5 条第 5 項第 3 号)

(第 1 面)

工事施行者の工事施行能力に関する申告書

(申告先)  
横浜市長

都市計画法第 33 条第 1 項第 13 号に規定する工事施行者の開発行為に関する工事を完成するための能力について、次のとおり申告します。

1 申告者等

申告年月日 (提出年月日)		
工事施行者 (申告者)	住所	
	氏名	

2 申告内容 (その 1)

法令による登録 (建設業法、宅地建物取引業法等)		
資本金の額		千円
主たる取引銀行		
本店又は 主たる事務所	所在地	
	代表者の役職名	
	代表者の氏名	
	電話	
横浜市内の支店 又は 従たる事務所	所在地	
	代表者の役職名	
	代表者の氏名	
	電話	

(注意)

「工事施行者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。

(A 4)

(第 2 面)

3 申告内容 (その 2)

従業員数			事務職	技術職	労務職			計
	法人全体		人	人	人	人	人	人
	横浜市内の支店又は 従たる事務所		人	人	人	人	人	人
主な技術者名	職名	氏名		年齢	勤続年数	資格、免許、学歴等		
				歳	年			
				歳	年			
				歳	年			
				歳	年			
				歳	年			
主な開発行為に関する 工事の経歴	事業名 (工事名) 注文主名	事業主・ 元請・下 請の区分	場所	盛切土面積 (区域面積)	許可等の番号 許可等年月日		着工年月 完了年月	
				m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	第 年	月	号 日	年 月 月
				m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	第 年	月	号 日	年 月 月
				m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	第 年	月	号 日	年 月 月
				m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	第 年	月	号 日	年 月 月
				m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	第 年	月	号 日	年 月 月
その他必要な事項								

4 添付書類

申告書の記載事項を証する書類として、次に掲げるものを添付してください。

- (1) 法人の登記事項証明書
- (2) 建設業の許可を受けていることを証する書類
- (3) その他この申告書の記載事項に誤りがないことを確認するため市長が必要と認める書類

第 4 号様式を次のように改める。

第 4 号様式 (第 6 条)

(第 1 面)  
設計説明書

1 開発区域、申請者、設計者及び設計の方針

開発区域に含まれる地域の名称			
申請者の氏名、商号又は名称			
設計者の氏名			
設計の方針	開発行為の目的	予定する建築物又は特定工作物の用途・戸数・棟数・階数等	
		種別	<input type="checkbox"/> 自己居住用 <input type="checkbox"/> 自己業務用 <input type="checkbox"/> その他
	街区の構成	街区数	
		最大街区面積	m <sup>2</sup>
		最小街区面積	m <sup>2</sup>
		平均街区面積	m <sup>2</sup>
	公益的施設の整備の内容 (ごみ収集場を除く。)		
備考			

2 開発区域の土地の現況

(1) 区域区分及び地域地区等

区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域
用途地域	
その他の地域地区等	<input type="checkbox"/> 特別用途地区 <input type="checkbox"/> 特定用途制限地域 <input type="checkbox"/> 居住環境向上用途誘導地区 <input type="checkbox"/> 特定用途誘導地区 <input type="checkbox"/> 流通業務地区 <input type="checkbox"/> 臨港地区内の分区 <input type="checkbox"/> 都市再生特別地区
都市計画施設	
開発行為の妨げとなる建築物等	
備考	

(2) 地目別の面積 (※工区分けをする場合は、開発区域全体及び各工区について次表を作成)

記入するもの	<input type="checkbox"/> 開発区域全体					
	<input type="checkbox"/> 工区	工区名	工区面積			
			m <sup>2</sup>			
区分	宅地	農地	山林	官有地	その他	計
面積 (m <sup>2</sup> )						
割合 (%)						100.00

3 土地利用計画

(1) 土地利用区分別の面積 (※工区分けをする場合は、開発区域全体及び各工区について次表を作成)

記入するもの	<input type="checkbox"/> 開発区域全体				
	<input type="checkbox"/> 工区	工区名	工区面積		
			m <sup>2</sup>		
区分	住宅用地	住宅以外の建築物用地	特定工作物用地	公益的施設用地	
				ごみ収集場用地	その他
面積 (m <sup>2</sup> )					
割合 (%)					
区分	公共施設用地			その他	計
	道路用地	公園・緑地・広場用地	その他		
面積 (m <sup>2</sup> )					
割合 (%)					100.00

(A 4)



第 5 号様式の 3 から第 7 号様式までを次のように改める。

第 5 号様式の 3 (第 7 条の 2 第 3 項又は第 11 条の 2 第 4 項)

横浜市 指令第 年 月 日 号

開発行為の協議成立確認書

横浜市長



開発行為に係る協議又は変更の協議が成立しましたので、横浜市都市計画法施行細則第 7 条の 2 第 3 項又は第 11 条の 2 第 4 項の規定により、開発行為の協議成立確認書を交付します。

協議申出者 (交付先)	所在地	
	名称	
	代表者	
開発区域に含まれる地域の名称		
開発区域の面積		m <sup>2</sup>
予定建築物等の用途		
協議申出年月日 (変更協議申出年月日)		( 年 月 日 )
協議成立年月日 (変更協議成立年月日)		( 年 月 日 )
協議成立番号 (変更協議成立番号)		( 指令第 号 )
協議成立に係る工事の期間		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
開発行為の目的の種別		<input type="checkbox"/> 自己居住用 <input type="checkbox"/> 自己業務用 <input type="checkbox"/> その他
都市計画法第 34 条の該当する号及び該当する理由		
協議成立の条件		
その他必要な事項		

(A 4)

第 6 号様式（第 8 条第 1 項又は第 10 条の 4 第 1 項）

横浜市 指令第 年 月 日 号

開発行為の許可通知書

横浜市長



開発行為又は開発行為に係る変更について、次の条件を付して許可の処分をいたしましたので、都市計画法第 35 条第 2 項（同法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により、通知します。

申請者 (通知先)	住所	
	氏名	
開発区域に含まれる地域の名称		
開発区域の面積		m <sup>2</sup>
予定建築物等の用途		
許可申請年月日 (変更許可申請年月日)	( 年 月 日 )	
許可年月日 (変更許可年月日)	( 年 月 日 )	
許可番号 (変更許可番号)	( 指令第 号 )	
許可に係る工事の期間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	
開発行為の目的の種別	<input type="checkbox"/> 自己居住用 <input type="checkbox"/> 自己業務用 <input type="checkbox"/> その他	
都市計画法第 34 条の該当する号及び該当する理由		
許可の条件		
その他必要な事項		

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第 7 号様式（第 8 条第 2 項、第 10 条の 4 第 2 項）

横浜市 指令第 年 月 号 日

開発行為の不許可通知書

横浜市長



開発行為又は開発行為に係る変更について、次の理由により不許可の処分をいたしましたので、都市計画法第 35 条第 2 項（同法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により、通知します。

申請者 (通知先)	住所	
	氏名	
開発区域に含まれる 地域の名称		
開発区域の面積		m <sup>2</sup>
許可申請年月日 (変更許可申請年月日)	( 年 月 日 )	( 年 月 日 )
不許可年月日 (変更不許可年月日)	( 年 月 日 )	( 年 月 日 )
不許可番号 (変更不許可番号)	( 指令第 号 )	( 指令第 号 )
許可しない理由		

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第 10 号 様 式 及 び 第 11 号 様 式 を 次 の よ う に 改 め る 。

第 10 号様式 (第 12 条)

開発行為に関する工事着手届出書

(提出先)  
横浜市長

都市計画法第 29 条第 1 項の許可 (同法第 34 条の 2 第 1 項の規定により許可があったものとみなされる場合を含む。) を受けた開発行為に関する工事に着手するため、横浜市都市計画法施行細則第 12 条の規定により、工事着手届出書を提出します。

1 開発許可を受けた者、工事施行者、現場管理者、開発区域、工事に係る許可及び工期等

提出年月日	年 月 日		
開発許可を受けた者 (提出者)	住所		
	氏名		
	電話		
工事施行者	住所		
	氏名		
	電話		
現場管理者	所属する法人の名称		
	所属する法人の所在地		
	氏名		
	所属する法人の電話		
	現場管理者の電話		
開発区域に含まれる地域の名称			
許可 (協議成立) 年月日 (変更許可 (協議成立) 年月日)	年 月 日	年 月 日	
許可 (協議成立) 番号 (変更許可 (変更協議成立) 番号)	(	指令第 号 指令第 号)	)
工事の着手年月日	年 月 日		
工事の完了予定年月日	年 月 日		
備考			
			受付欄

2 添付図書

- (1) 開発許可を受けた者、工事施行者及び設計者の緊急時の連絡先を記載した書類
- (2) 開発行為に関する工事のうち主要なものの工程表
- (3) 横浜市都市計画法施行細則第 9 条第 1 項の規定に基づき設置した標識 (同条第 3 項の規定により訂正した場合には訂正後のもの) を当該標識の設置状況並びに当該標識に記載された事項及び貼付された見取図を確認できるように撮影した写真
- (4) 宅地造成及び特定盛土等規制法第 49 条の規定により設置した標識を当該標識の設置状況並びに当該標識に記載された事項及び貼付された見取図を確認できるように撮影した写真
- (5) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 「開発許可を受けた者」及び「工事施行者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 受付欄は、記入しないでください。

(A 4)

第 11 号様式（第 13 条の 2）

開発行為に関する工事の施行状況報告書

（提出先）  
横浜市長

横浜市都市計画法施行細則第 13 条の 2 の規定により、開発行為に関する工事の施行状況報告書を提出します。

1 開発許可を受けた者、工事施行者、工事施行区域及び工事に係る許可等

提出年月日		年	月	日
開発許可を受けた者 （提出者）	住所			
	氏名			
	電話			
工事施行者	住所			
	氏名			
	電話			
開発区域の含まれる地域の名称				
許可（協議成立）年月日 （変更許可（協議成立）年月日）		年	月	日
		（年	月	日）
許可（協議成立）番号 （変更許可（変更協議成立）番号）		（	指令第	号
			指令第	号）
工事着手年月日		年	月	日
工事完了年月日		年	月	日
備考				
				受付欄

2 添付図書

- (1) 開発行為に関する工事を施行した土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- (2) その他の当該工事が都市計画法第 33 条第 1 項に規定する基準に適合しているかどうかについて検査するために市長が必要と認める図書

（注意）

- 1 「開発許可を受けた者」及び「工事施行者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 受付欄は、記入しないでください。

（A 4）

第 11 号 様 式 の 3 及 び 第 11 号 様 式 の 4 を 次 の よ う に 改 め る 。

第 11 号様式の 3 (第 15 条の 2 第 3 項)

横浜市 指令第 年 月 日 号

建築物特例許可通知書

横浜市長



建築物の建築に係る都市計画法第 41 条第 2 項ただし書の許可の申請について、次の条件を付して許可の処分をいたしましたので、横浜市都市計画法施行細則第 15 条の 2 第 2 項の規定により、通知します。

申請者 (通知先)	住所	
	氏名	
開発許可の年月日及び番号	年 月 日	指令第 号
建築物の建築をしようとする土地の所在及び地番		
定められた制限の内容		
建築物の用途		
許可を受ける具体的内容		
申請の理由		
許可申請年月日	年 月 日	
許可年月日	年 月 日	
許可番号	指令第	号
許可の条件		

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第 11 号様式の 4 (第 15 条の 2 第 4 項)

横浜市 指令第 年 月 日 号

建築物特例不許可通知書

横浜市長



建築物の建築に係る都市計画法第 41 条第 2 項ただし書の許可の申請について、次の理由により不許可の処分をしましたので、横浜市都市計画法施行細則第 15 条の 2 第 2 項の規定により、通知します。

申請者 (通知先)	住所	
	氏名	
開発許可の年月日及び番号	年 月 日	指令第 号
建築物の建築をしようとする 土地の所在及び地番		
許可申請年月日	年 月 日	
不許可年月日	年 月 日	
不許可番号	指令第	号
許可しない理由		

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第 11 号 様 式 の 6 から 第 14 号 様 式 ま で を 次 の よ う に 改 め る 。

第 11 号様式の 6 (第 15 条の 3 第 3 項)

横浜市 指令第 年 月 日 号

予定建築物等以外の建築等許可通知書

横浜市長



予定建築物等以外の建築物若しくは特定工作物の新築若しくは新設又は建築物の改築若しくはその用途の変更に係る都市計画法第 42 条第 1 項ただし書の許可の申請について、次の条件を付して許可の処分をしましたので、横浜市都市計画法施行細則第 15 条の 3 第 2 項の規定により、通知します。

申請者 (通知先)	住所	
	氏名	
開発許可の年月日及び番号	年 月 日	指令第 号
土地の所在及び地番		
予定建築物の用途		
新築・新設・改築・用途の変更後の建築物等の用途		
都市計画法第 34 条の該当する号及び理由		
新築・新設・改築・用途の変更の理由		
許可申請年月日	年 月 日	
許可年月日	年 月 日	
許可番号	指令第 号	
許可の種別	<input type="checkbox"/> 建築物の新築 <input type="checkbox"/> 特定工作物の新設 <input type="checkbox"/> 建築物の改築 <input type="checkbox"/> 建築物の用途の変更	
許可の条件		

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第 11 号様式の 7 (第 15 条の 3 第 4 項)

横浜市 指令第 年 月 日 号

予定建築物等以外の建築等不許可通知書

横浜市長



予定建築物等以外の建築物若しくは特定工作物の新築若しくは新設又は建築物の改築若しくはその用途の変更に係る都市計画法第 42 条第 1 項ただし書の許可の申請について、次の理由により不許可の処分をいたしましたので、横浜市都市計画法施行細則第 15 条の 3 第 2 項の規定により、通知します。

申請者 (通知先)	住所	
	氏名	
開発許可の年月日及び番号	年 月 日	指令第 号
土地の所在及び地番		
許可申請年月日	年 月 日	
不許可年月日	年 月 日	
不許可番号	指令第 号	
不許可の種別	<input type="checkbox"/> 建築物の新築 <input type="checkbox"/> 特定工作物の新設 <input type="checkbox"/> 建築物の改築 <input type="checkbox"/> 建築物の用途の変更	
許可しない理由		

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。



第 13 号様式 (第 17 条第 2 項)

横浜市 指令第 年 月 日 号

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第 1 種特定工作物の新設許可通知書

横浜市長



建築物の新築若しくは第一種特定工作物の新設又は建築物の改築若しくはその用途の変更に係る都市計画法第 43 条第 1 項の許可の申請について、次の条件を付して許可の処分をいたしましたので、横浜市都市計画法施行細則第 17 条第 1 項の規定により、通知します。

申請者 (通知先)	住所	
	氏名	
建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第 1 種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積		
建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第 1 種特定工作物の用途		
改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途		
建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第 1 種特定工作物が都市計画法第 34 条第 1 号から第 10 号まで又は都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ロからホまでのいずれの建築物又は第 1 種特定工作物に該当するかの記事及びその理由		
許可申請年月日	年 月 日	
許可年月日	年 月 日	
許可番号	指令第 号	
許可の種別	<input type="checkbox"/> 建築物の新築 <input type="checkbox"/> 第 1 種特定工作物の新設 <input type="checkbox"/> 建築物の改築 <input type="checkbox"/> 建築物の用途の変更	
許可の条件		
その他必要な事項		

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第 14 号様式 (第 17 条第 3 項)

横浜市 指令第 年 月 日 号

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第 1 種特定工作物の新設不許可通知書

横浜市長



建築物の新築若しくは第一種特定工作物の新設又は建築物の改築若しくはその用途の変更に係る都市計画法第 43 条第 1 項の許可の申請について、次の理由により不許可の処分をいたしましたので、横浜市都市計画法施行細則第 17 条第 1 項の規定により、通知します。

申請者 (通知先)	住所	
	氏名	
建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第 1 種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積		
許可申請年月日		年 月 日
不許可年月日		年 月 日
不許可番号		指令第 号
不許可の種別	<input type="checkbox"/> 建築物の新築 <input type="checkbox"/> 第 1 種特定工作物の新設 <input type="checkbox"/> 建築物の改築 <input type="checkbox"/> 建築物の用途の変更	
許可しない理由		

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第 14 号 様 式 の 3 を 次 の よ う に 改 め る 。

第 14 号様式の 3 (第 17 条の 2 第 3 項)

横浜市 指令第 年 月 日 号

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第 1 種特定工作物の新設協議成立確認書

横浜市長



建築物の新築若しくは第 1 種特定工作物の新設又は建築物の改築若しくはその用途の変更に係る都市計画法第 43 条第 3 項の協議が成立しましたので、横浜市都市計画法施行細則第 17 条の 2 第 3 項の規定により、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第 1 種特定工作物の新設協議成立確認書を交付します。

協議申出者 (通知先)	住所	
	氏名	
建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第 1 種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積		
建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第 1 種特定工作物の用途		
改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途		
建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第 1 種特定工作物が都市計画法第 34 条第 1 号から第 10 号まで又は都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ロからホまでのいずれの建築物又は第 1 種特定工作物に該当するかの記事及びその理由		
協議申出年月日		年 月 日
協議成立年月日		年 月 日
協議成立番号		指令第 号
協議の種別		<input type="checkbox"/> 建築物の新築 <input type="checkbox"/> 第 1 種特定工作物の新設 <input type="checkbox"/> 建築物の改築 <input type="checkbox"/> 建築物の用途の変更
協議成立の条件		

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

- 第 18 号 様 式 中 「 第 20 条 第 2 項 の 」 を 「 第 20 条 第 1 項 の 」 に 改 め る  
。
- 第 19 号 様 式 中 「 ( 第 20 条 第 2 項 ) 」 を 「 ( 第 20 条 第 3 項 ) 」 に 、  
「 第 20 条 第 2 項 の 」 を 「 第 20 条 第 1 項 の 」 に 改 め る 。
- 第 20 号 様 式 を 次 の よう に 改 め る 。

第20号様式 (第21条)

開 発 登 録 簿 調 書

		区名	番号
当初許可	許可年月日	年 月 日	
	許可番号	指令 第 開 号	
	許可を受けた者の住所及び氏名		
承継	承認年月日	年 月 日	
	承認番号	指令 第 号	
	承継人の住所及び氏名		
当初許可の内容	開発許可に含まれる地域の名称及び面積	区 面積 m <sup>2</sup>	
	予定建築物の用途		1 : 自己用 2 : その他
	法第41条第1項の制限の内容		
	法第41条第2項ただし書の内容		
	法第42条第1項ただし書の内容		
	区域・地区等		
	工事施行者の住所及び氏名		
変更許可等	変更許可年月日 変更許可番号 変更に係る事項	年 月 日 指令 第 変 号	
	変更届年月日 変更に係る事項	年 月 日	
工事完了検査	工区 (面積)	m <sup>2</sup>	
	検査済証交付年月日 完了公告年月日	年 月 日 公告 第 号 年 月 日	
引継物件			
宅地造成等工事規制区域 又は宅地造成工事規制区域			
備考			

(A 4)

附 則

( 施 行 期 日 )

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

( 経 過 措 置 )

- 2 この規則の施行の日の前日までに都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の許可（法第 34 条の 2 第 1 項の規定により法第 29 条第 1 項の許可があったものとみなされる場合を含む。）を受けた開発行為に関する手続については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市都市計画法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月5日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第10号

横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則（平成16年5月横浜市規則第62号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市開発事業等の調整等に関する条例施行規則

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 開発事業等に関する手続

第1節 開発事業等の構想の住民への周知、意見の聴取等（第6条—第16条）

第2節 開発事業等の構想に関する協議（第17条）

第3節 開発事業等の計画の同意等（第18条—第28条）

第3章 都市計画法に基づく開発許可の基準等（第29条・第30条）

第4章 雑則（第31条—第35条）

附則

第1章 総則

第1条中「横浜市開発事業の調整等に関する条例」を「横浜市開発事業等の調整等に関する条例」に改める。

第3条から第5条までを次のように改める。

（市街化調整区域における建築物の建築）

第3条 条例第2条第2号ウの規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 仮設建築物の建築

(2) 車庫、物置その他これらに類する附属建築物の建築

(3) 既存の建築物の敷地又は当該敷地に包含される敷地における当該建築物の用途と同一の用途の建築物の建築

(4) 公園又は墓地の管理事務所その他の主たる利用目的が建築物の敷地以外の用に供するためのものである土地における建築物の建築

（開発事業等の構想及び開発事業等の計画）

第4条 条例第2条第10号及び第12号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 開発事業区域の位置、形状及び面積
- (2) 公共施設、公益的施設及び条例第 18 条第 2 項各号の整備基準により整備するものに関する事項（開発事業が都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項第 4 号から第 11 号までに規定する開発行為又は条例第 3 条各号の開発事業に該当する場合にあっては、条例第 18 条第 2 項第 11 号の整備基準により整備するものに関する事項）
- (3) 開発事業に関する工事の期間
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 条例第 2 条第 11 号及び第 13 号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 土石の堆積事業区域の位置、形状及び面積
- (2) 土石の堆積事業に関する工事の期間
- (3) その他市長が必要と認める事項  
（地域まちづくり計画）

第 5 条 条例第 2 条第 18 号の規則で定める計画は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された地区計画（建築基準法等の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 85 号。以下この号において「改正法」という。）附則第 3 条第 1 項の規定により、改正法第 2 条の規定による改正後の都市計画法の規定により定められた地区計画とみなされる同条の規定による改正前の都市計画法の規定により定められている住宅地高度利用地区計画及び改正法第 3 条の規定による改正前の都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）の規定により定められている再開発地区計画を含む。）
- (2) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 73 条第 1 項の認可を受けた建築協定
- (3) 横浜市地域まちづくり推進条例（平成 17 年 2 月横浜市条例第 4 号）第 10 条第 1 項の地域まちづくりプラン
- (4) 横浜市地域まちづくり推進条例第 12 条第 1 項の地域まちづくりルール

第 5 条の次に次の章名及び節名を付する。

第 2 章 開発事業等に関する手続

第 1 節 開発事業等の構想の住民への周知、意見の聴取等

第 6 条から第 13 条までを次のように改める。

（標識の設置）

第 6 条 条例第 9 条第 1 項に規定する標識の様式は、開発事業にあっては第 1 号様式、土石の堆積事業にあっては第 2 号様式とする。

- 2 前項の標識は、開発事業等区域が道路に接する場合にあっては開発事業等区域が道路に接する部分（2以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分）に、開発事業等区域が道路に接しない場合にあっては地域住民等の見やすい箇所に、地面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるよう設置しなければならない。
- 3 第1項の標識には、次の各号に掲げる開発事業等の区分に応じ、当該各号に定める図面（開発事業等が第1号及び第2号に掲げる開発事業のいずれにも該当する場合は、第1号及び第2号に定める図面）を貼付しなければならない。
- (1) 開発事業（都市計画法第29条第1項第4号から第11号までに規定する開発行為に該当する開発事業、条例第2条第2号エに掲げる開発事業のうち開発事業区域の面積が500平方メートル未満の開発事業及び条例第3条各号の開発事業を除く。） 土地利  
地利用計画図
- (2) 開発事業（当該開発事業に関する工事が宅地造成等工事規制区域（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。）第10条第1項に規定する宅地造成等工事規制区域をいう。）における宅地造成又は特定盛土等に関する工事（盛土規制法第12条第1項ただし書に規定する工事に該当するものを除く。）に該当するものに限る。） 造  
成計画平面図
- (3) 土石の堆積事業 土石の堆積計画平面図
- 4 開発事業者等は、第1項の標識について、風雨等のため容易に破損しない方法で設置するとともに、記載事項が不鮮明にならないよう維持管理しなければならない。
- （標識設置の届出）
- 第7条 条例第9条第2項の規定による届出は、開発事業にあっては第3号様式、土石の堆積事業にあっては第4号様式の標識設置届出書に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。
- (1) 位置図
- (2) 現況図
- (3) 公図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図又は同条第4項の図面をいう。以下同じ。）の写し
- (4) 土地利用計画図（前条第3項第1号に掲げる開発事業の場合に限る。）
- (5) 造成計画平面図及び造成計画断面図（前条第3項第2号に掲げる開発事業の場合に限る。）
- (6) 土石の堆積計画平面図及び土石の堆積計画断面図（土石の堆積事業の場合に限る。）

(7) 条例第 9 条第 1 項の規定により設置した標識の写真（その設置状況並びに当該標識に記載した事項及び貼付した図面を確認できるものに限る。第 13 条第 1 項第 6 号において同じ。）

(8) その他市長が必要と認める図書  
（地域住民等への周知事項）

第 8 条 条例第 10 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項（開発事業等が特定大規模開発事業等に該当しない場合にあっては、第 4 号及び第 5 号に掲げる事項を除く。）（土石の堆積事業の場合にあっては、第 5 号に掲げる事項を除く。）とする。

(1) 開発事業者等の氏名及び住所又は商号若しくは名称、代表者の役職及び氏名並びに本店若しくは主たる事務所の所在地

(2) 工事施行者（開発事業等に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所又は商号若しくは名称、代表者の役職及び氏名並びに本店若しくは主たる事務所の所在地（開発事業にあっては、工事施行者が確定している場合に限る。）

(3) 開発事業等に関する工事の施行中における粉じんの飛散の防止対策及び工事車両の通行に関する配慮その他の開発事業等区域の周辺環境に配慮する事項

(4) 開発事業等区域における防犯対策に関する事項（開発事業が都市計画法第 29 条第 1 項第 4 号から第 11 号までに規定する開発行為に該当する場合又は条例第 3 条各号の開発事業に該当する場合を除く。）

(5) 開発事業区域及びその周辺の道路における通行の安全の確保に関する事項（開発事業が都市計画法第 29 条第 1 項第 4 号から第 11 号までに規定する開発行為に該当する場合又は条例第 3 条各号の開発事業に該当する場合を除く。）

(6) 開発事業等の構想と地域まちづくり計画との整合に関する事項（当該計画の範囲に開発事業等区域が含まれている場合に限る。）

(7) 条例第 11 条第 1 項の規定による意見書の提出及び同条第 2 項の規定による見解書の交付又は送付に関する事項

(8) 条例第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定による書面の提出及び同条第 5 項の規定による縦覧に関する事項

(9) 条例第 13 条第 1 項の規定による再意見書の提出及び同条第 3 項の規定による再見解書の交付又は送付に関する事項  
（周知資料）

第 9 条 開発事業者等は、次に掲げる図書（以下「周知資料」という。）を使用して地域住民等への周知を行わなければならない。ただし、条例第 10 条第 1 項第 3 号に掲げる開発事業等を行う場合

にあつては、この限りでない。

- (1) 位置図
- (2) 現況図
- (3) 公図の写し
- (4) 土地利用計画図（第 6 条第 3 項第 1 号に掲げる開発事業の場合に限る。）
- (5) 造成計画平面図及び造成計画断面図（第 6 条第 3 項第 2 号に掲げる開発事業の場合に限る。）
- (6) 土石の堆積計画平面図及び土石の堆積計画断面図（土石の堆積事業の場合に限る。）
- (7) 建築物の立面図（一戸建ての住宅以外の建築物の建築が行われる予定である開発事業の場合に限り、当該開発事業が都市計画法第 29 条第 1 項第 4 号から第 11 号までに規定する開発行為に該当する場合又は条例第 3 条各号の開発事業に該当する場合を除く。）
- (8) 建築物の平面図（条例第 2 条第 2 号イに規定する開発事業の場合に限る。）
- (9) 前条各号に係る事項を示した図書
- (10) その他市長が必要と認める図書  
（説明会の開催等）

第 10 条 条例第 10 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の説明会（以下「説明会」という。）は、地域住民等の参加しやすい日時及び場所において 2 回以上開催しなければならない。

2 開発事業者等は、説明会を開催するに当たっては、当該開発事業者等及び地域住民等双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を併せて行うよう努めなければならない。

3 説明会を開催しようとする開発事業者等は、地域住民等に対して当該説明会を開催する日時及び場所その他必要な事項を示した書類（以下「開催通知書」という。）並びに周知資料を配布し、説明会の開催について通知しなければならない。

4 前項の開催通知書及び周知資料の配布は、次の各号（住所又は本店若しくは主たる事務所若しくは支店若しくは従たる事務所の所在地（以下「住所等」という。）が周知対象範囲内にある地域住民等に対しては、第 1 号又は第 3 号）のいずれかの方法により行わなければならない。

- (1) 手渡しし、又は郵便受箱（新聞受箱等これに準ずる物を含む。次条第 2 項において同じ。）に投かんする方法
- (2) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若し

くは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）により送付する方法

(3) その他市長が認める方法

5 前項第 1 号の規定による手渡し又は投かんは標識の設置をした日の翌日から説明会を開催する日の 7 日前までの期間（以下この項において「通知期間」という。）内に行い、同項第 2 号の送付は通知期間内に地域住民等に送達されるように行わなければならない。

（戸別訪問）

第 11 条 条例第 10 条第 1 項第 2 号の戸別訪問（以下「戸別訪問」という。）は、地域住民等の住所等の住居、事務所等（以下「住居等」という。）を訪問して説明を行わなければならない。

2 前項の場合において、地域住民等の不在その他の地域住民等の都合により説明を行うことができないときは、当該地域住民等の住居等の郵便受箱に周知資料（初回の訪問に限る。）及び開発事業者等が訪問した日時その他市長が定める事項を示した書類を投かんし、投かんした日の翌日以後に再度訪問しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める日をもって説明を行ったものとする。

(1) 地域住民等の住居等への訪問を 3 回行った場合 3 回目の訪問をした日

(2) 地域住民等から再度の訪問の要望を受けた場合 当該要望を受けた日

(3) 地域住民等が戸別訪問を希望しない旨の意思を表示した場合 当該意思を確認した日

4 第 1 項の規定にかかわらず、地域住民の住所等が周知対象範囲外である場合は、当該地域住民に周知資料を郵便等により送付することをもって同項の規定による訪問による説明に代えることができる。この場合において、当該周知資料について通常要する送付日数を基準とした場合に、その日に相当するものと認められる日を経過したときに、当該地域住民に説明をしたものとする。

（意見書及び再意見書等の提出の方法等）

第 12 条 条例第 11 条第 1 項に規定する意見書の提出及び条例第 13 条第 1 項に規定する再意見書の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 手渡しし、又は郵便等により送付する方法（意見書又は再意見書に係る電磁的記録を記録した記録媒体を手渡しし、又は郵便等により送付する方法を含む。）

- (2) 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年法律第 26 号）第 2 条第 1 号の電子メールをいう。）により送信する方法
- (3) その他市長が認める方法
- 2 前項の規定は、条例第 11 条第 2 項に規定する見解書の交付又は送付及び条例第 13 条第 3 項に規定する再見解書の交付又は送付について準用する。この場合において、前項第 1 号中「手渡しし」とあるのは「手渡しし、郵便受箱に投かんし」と、「意見書又は再意見書」とあるのは「見解書又は再見解書」と読み替えるものとする。
- 3 意見書若しくは再意見書又は見解書若しくは再見解書（以下「意見書等」という。）には、次の事項を記載しなければならない。
- (1) 意見書等を作成した者の氏名及び住所又は商号若しくは名称、代表者の役職及び氏名並びに本店若しくは主たる事務所の所在地
- (2) 意見書等に係る開発事業等の開発事業等区域の所在地又は開発事業若しくは土石の堆積事業の受付番号（条例第 9 条第 2 項の規定による届出の際に付番した番号をいう。）
- (3) 作成する見解書又は再見解書に係る地域住民等の意見の内容（見解書又は再見解書の場合に限る。）
- 4 意見書及び再意見書（日本国内に住所等を有する地域住民等が作成したのものに限る。）が郵便等により提出された場合には、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日（その表示がないとき、又はその表示が明瞭でないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日）にその提出がされたものとみなす。
- （開発事業構想書等の提出）
- 第 13 条 条例第 12 条第 1 項又は第 2 項の開発事業構想書等の提出は、開発事業にあっては開発事業構想書（第 5 号様式）、土石の堆積事業にあっては土石の堆積事業構想書（第 6 号様式）に次に掲げる図書（条例第 10 条第 1 項第 3 号に掲げる開発事業等の場合は、第 3 号から第 5 号までに掲げる図書を除く。）を添付して行わなければならない。
- (1) 第 9 条第 1 号から第 8 号までに掲げる図書
- (2) 開発事業に係る建築物の断面図（条例第 2 条第 2 号イに規定する開発事業の場合に限る。）
- (3) 地域住民等から提出された意見書及び開発事業者等が地域住民等に交付し、又は送付した見解書の写し（当該意見書及び見

解書が電磁的記録で作成されている場合は、当該電磁的記録を出力した書面)

- (4) 地域住民等への周知に使用した図書
  - (5) 周知対象範囲及び地域住民等を示した図書
  - (6) 条例第 9 条第 1 項の規定により設置した標識の写真
  - (7) 開発事業等の構想の変更の内容を示した図書（条例第 15 条第 2 項又は条例第 20 条第 3 項の規定により開発事業構想書等の提出を行う場合に限る。）
  - (8) その他市長が必要と認める図書
- 2 前項の場合において、条例第 9 条第 2 項の規定による届出を行った後に開発事業者等の氏名若しくは住所又は商号若しくは名称、代表者の役職若しくは氏名若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の変更をしたときは、当該開発事業者等は、当該開発事業構想書等にその旨を記載しなければならない。
- 3 条例第 12 条第 3 項の標識の修正は、条例第 9 条第 1 項の規定により設置した標識について必要な記載の修正若しくは追加又は図面の貼替えを行うものとする。
- 4 条例第 10 条第 1 項第 3 号に掲げる開発事業等に係る開発事業者等が、条例第 9 条第 2 項の規定による届出及び条例第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定による開発事業構想書等の提出を併せて行う場合は、第 7 条及び第 1 項の規定にかかわらず、当該開発事業者等は、開発事業にあつては標識設置届出書兼開発事業構想書（第 7 号様式）、土石の堆積事業にあつては標識設置届出書兼土石の堆積事業構想書（第 8 号様式）に第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 6 号に掲げる図書その他市長が必要と認めるものを添付して市長に提出しなければならない。
- 第 29 条を第 35 条とする。
- 第 28 条中「身分証明書（第 12 号様式）」を「横浜市立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和 4 年 3 月横浜市規則第 26 号）別記様式」に改め、同条を第 34 条とし、第 27 条を第 33 条とし、同条の前に次の章名及び 2 条を加える。

#### 第 4 章 雑 則

（台帳等の閲覧）

- 第 31 条 条例第 37 条第 1 項に規定する台帳の様式は、開発事業に関する台帳にあつては第 36 号様式、土石の堆積事業に関する台帳にあつては第 37 号様式とする。
- 2 前項の台帳の閲覧は、次の各号に掲げる開発事業等の区分に応じ、当該各号に定める日の翌日から 1 年を経過する日までの間、行うものとする。この場合において、条例第 21 条の規定による開

発事業等の廃止の届出があったときは、市長は、当該台帳のうち当該開発事業等に係る事項を閲覧に供することを中止するものとする。

(1) 条例第 2 条第 2 号ア又はオに掲げる開発事業 当該開発事業に関する工事に係る都市計画法第 36 条第 3 項の規定による公告があった日（当該開発事業に係る区域が工区に分かれているときは、全ての工区について当該公告があった日）

(2) 条例第 2 条第 2 号イ又はウに掲げる開発事業 当該開発事業に関する工事に係る建築基準法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項又は第 18 条第 22 項若しくは第 26 項の規定による検査済証が交付された日（当該工事に係る予定される建築物が複数ある場合にあっては、全ての予定される建築物について当該検査済証が交付された日）

(3) 条例第 2 条第 2 号エに掲げる開発事業 当該開発事業に関する工事に係る盛土規制法第 17 条第 2 項の規定による検査済証が交付された日

(4) 条例第 2 条第 2 号カに掲げる開発事業 当該開発事業に関する工事に係る建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条第 1 項の規定による公告があった日

(5) 土石の堆積事業 当該土石の堆積事業に関する工事に係る盛土規制法第 17 条第 5 項の規定による確認済証が交付された日

3 第 14 条第 2 項の規定は、第 1 項の台帳の閲覧について準用する。

第 32 条 条例第 37 条第 2 項の規定により一般の閲覧に供する書面及び開発事業構想書等（次項において「書面等」という。）は、これらに添付された図書を含み、市長が閲覧に供することを適当でないとする部分を除くものとする。

2 第 14 条第 2 項及び前条第 2 項の規定は、書面等の閲覧について準用する。この場合において、同項後段中「当該台帳のうち当該開発事業等に係る事項」とあるのは、「当該書面又は開発事業構想書等」と読み替えるものとする。

第 26 条を削り、第 25 条を第 30 条とし、第 24 条を第 29 条とし、同条の前に次の 4 条及び章名を付する。

（開発事業等の計画の同意又は不同意の通知）

第 25 条 条例第 19 条第 1 項（条例第 20 条第 8 項において準用する場合を除く。）の規定による通知は、開発事業にあっては開発事業計画の同意通知書（第 19 号様式）又は開発事業計画の不同意通知書（第 20 号様式）、土石の堆積事業にあっては土石の堆積事業計画の同意通知書（第 21 号様式）又は土石の堆積事業計画の不同意通知書（第 22 号様式）により行うものとする。

( 開 発 事 業 等 の 計 画 の 変 更 に 係 る 同 意 の 申 請 等 )

第 26 条 条 例 第 20 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 申 請 は 、 開 発 事 業 に あ っ て は 開 発 事 業 計 画 の 変 更 の 同 意 申 請 書 ( 第 23 号 様 式 ) 、 土 石 の 堆 積 事 業 に あ っ て は 土 石 の 堆 積 事 業 計 画 の 変 更 の 同 意 申 請 書 ( 第 24 号 様 式 ) に 第 18 条 各 号 に 掲 げ る 図 書 ( 同 条 第 2 号 に 掲 げ る 図 書 に あ っ て は 、 開 発 事 業 の 計 画 の 変 更 に 伴 い そ の 内 容 が 変 更 さ れ る も の に 限 る 。 ) 並 び に 開 発 事 業 等 の 計 画 の 変 更 の 内 容 を 示 し た 図 書 を 添 付 し て 行 わ な け れ ば な ら ない。

2 条 例 第 20 条 第 6 項 に 規 定 す る 規 則 で 定 め る 変 更 は 、 次 の と お り と す る。

- (1) 開 発 事 業 区 域 の 形 状 の 変 更
- (2) 公 共 施 設 の 位 置 及 び 形 状 の 変 更
- (3) 予 定 さ れ る 建 築 物 の 敷 地 の 計 画 数 の 変 更
- (4) 予 定 さ れ る 建 築 物 の 用 途 の 変 更

3 条 例 第 20 条 第 8 項 に お い て 準 用 す る 条 例 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 通 知 は 、 開 発 事 業 に あ っ て は 開 発 事 業 計 画 の 変 更 の 同 意 通 知 書 ( 第 25 号 様 式 ) 又 は 開 発 事 業 計 画 の 変 更 の 不 同 意 通 知 書 ( 第 26 号 様 式 ) 、 土 石 の 堆 積 事 業 に あ っ て は 土 石 の 堆 積 事 業 計 画 の 変 更 の 同 意 通 知 書 ( 第 27 号 様 式 ) 又 は 土 石 の 堆 積 事 業 計 画 の 変 更 の 不 同 意 通 知 書 ( 第 28 号 様 式 ) に よ り 行 う も の と す る。

( 開 発 事 業 等 の 廃 止 )

第 27 条 条 例 第 21 条 の 規 定 に よ る 届 出 は 、 開 発 事 業 等 廃 止 届 出 書 ( 第 29 号 様 式 ) に 同 条 の 規 定 に よ り 設 置 す る 標 識 ( 以 下 こ の 条 に お い て 「 廃 止 標 識 」 と い う 。 ) の 写 真 ( 廃 止 標 識 の 設 置 状 況 及 び 廃 止 標 識 に 記 載 さ れ た 事 項 を 確 認 で き る も の に 限 る 。 ) を 添 付 し て 行 わ な け れ ば な ら ない。

2 廃 止 標 識 の 様 式 は 、 開 発 事 業 に あ っ て は 第 30 号 様 式 、 土 石 の 堆 積 事 業 に あ っ て は 第 31 号 様 式 と し 、 次 の い ず れ か の 方 法 に よ り 設 置 す る も の と す る。

- (1) 条 例 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 設 置 し た 標 識 の 表 面 全 体 に 斜 線 を 赤 色 で 記 載 し 、 廃 止 標 識 の 様 式 の 表 示 を 書 面 に 出 力 し 必 要 事 項 を 記 載 し た も の を 貼 付 す る 方 法
- (2) 条 例 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 設 置 し た 標 識 を 撤 去 し 、 当 該 標 識 が 設 置 さ れ て い た 場 所 に 廃 止 標 識 を 地 面 か ら 廃 止 標 識 の 下 端 ま で の 高 さ が お お む ね 1 メ ー ト ル と な る よ う 設 置 す る 方 法  
( 承 継 の 手 続 )

第 28 条 条 例 第 22 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 届 出 は 、 一 般 承 継 届 出 書 ( 第 32 号 様 式 ) に 当 該 地 位 の 承 継 の 事 実 を 証 す る 書 類 を 添 付 し て 行 わ な け れ ば な ら ない。

2 条 例 第 22 条 第 2 項 の 承 認 の 申 請 は 、 特 定 承 継 承 認 申 請 書 ( 第 33

号様式) に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 開発事業等に関する工事を施行する権原の取得を証する書類
- (2) 同意に基づく地位を承継人が承継することについて被承継人の同意を得たことを証する書類

3 市長は、前項の申請があったときは、遅滞なく、承認又は不承認の処分をし、開発事業等の計画の同意に基づく地位の特定承継の承認通知書(第 34 号様式)又は開発事業等の計画の同意に基づく地位の特定承継の不承認通知書(第 35 号様式)により、同項の申請をした者に通知するものとする。

第 3 章 都市計画法に基づく開発許可の基準等

第 20 条から第 23 条までを削り、第 19 条を第 24 条とし、第 18 条を第 23 条とし、第 17 条を第 22 条とする。

第 16 条第 2 項第 2 号中「排水面積」を「面積」に改め、同条を第 21 条とする。

第 15 条を第 20 条とし、第 14 条を第 19 条とし、第 13 条の次に次の 3 条、1 節、節名及び 1 条を加える。

(縦覧に供する方法等)

第 14 条 条例第 12 条第 5 項の規定により縦覧に供する開発事業構想書等は、これに添付された図書を含み、市長が縦覧に供することを適当でないとする部分を除くものとする。

2 条例第 12 条第 5 項の縦覧の方法は、インターネットを利用する方法又は前項の開発事業構想書等に係る電磁的記録に記録された事項を建築局建築指導部情報相談課の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法とする。

3 開発事業者等は、条例第 12 条第 7 項の規定による記載をしたときは、速やかに、当該記載をした標識の写真(当該標識の設置状況及び記載内容を確認できるものに限る。)を市長に提出しなければならない。

(開発事業等の構想又は開発事業等の計画を変更する場合の手続)

第 15 条 条例第 15 条第 1 項の規定による届出(同条第 2 項ただし書に規定する軽微な変更に係る届出を除く。)又は条例第 20 条第 2 項の規定による届出は、開発事業にあっては開発事業の構想変更届出書(第 9 号様式)、土石の堆積事業にあっては土石の堆積事業の構想変更届出書(第 10 号様式)に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 第 13 条第 1 項各号に掲げる図書のうち開発事業等の構想の変更に伴いその内容が変更されるもの
- (2) 開発事業等の構想の変更の内容を示した図書
- (3) その他市長が必要と認める図書

2 条例第 15 条第 1 項の規定による届出（同条第 2 項ただし書に規定する軽微な変更に係る届出に限る。）又は条例第 20 条第 5 項の規定による届出は、軽微な変更届出書（開発事業にあっては第 11 号様式、土石の堆積事業にあっては第 12 号様式）に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 第 13 条第 1 項各号に掲げる図書のうち開発事業等の構想の変更（条例第 20 条第 5 項の規定による届出を行う場合にあっては、開発事業等の計画の変更を含む。次号及び次条第 1 号において同じ。）に伴いその内容が変更されるもの
- (2) 開発事業等の構想の変更の内容を示した図書
- (3) その他市長が必要と認める図書  
（軽微な変更）

第 16 条 条例第 15 条第 2 項ただし書及び条例第 20 条第 1 項ただし書に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 開発事業等の構想の変更であって次に掲げるもの
  - ア 開発事業等区域の縮小
  - イ 開発事業等区域内の建築物、特定工作物その他の工作物の規模の縮小
  - ウ 土石の堆積事業における土石の堆積を行う土地の面積、最大堆積高さ又は最大堆積土量の減少
  - エ 条例第 18 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで及び第 4 号アに規定する空地の面積の増加
  - オ 条例第 18 条第 2 項第 5 号に規定する雨水流出抑制施設、同項第 6 号に規定する遊水池その他の適当な施設又は同項第 7 号に規定する防火水槽に係る変更
  - カ 条例第 18 条第 2 項第 8 号に規定する居住者の集会の用に供する施設の延べ面積の増加
  - キ 特定小規模開発事業等に係る開発事業等の構想の変更
- (2) 開発事業者等の氏名若しくは住所又は商号若しくは名称、代表者の役職若しくは氏名若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の変更
- (3) 開発事業等に関する工事の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更
- (4) その他前 3 号に掲げるものと同程度に軽微であると市長が認める変更

第 2 節 開発事業等の構想に関する協議

（開発等協議の申出等）

第 17 条 条例第 16 条第 4 項の申出は、開発等協議申出書（第 13 号様式）に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 土地利用計画図（第 6 条第 3 項第 1 号に掲げる開発事業の場

合に限る。)

- (2) 造成計画平面図（第 6 条第 3 項第 2 号に掲げる開発事業の場合に限る。)
  - (3) 土石の堆積計画平面図（土石の堆積事業の場合に限る。)
  - (4) その他市長が必要と認める図書
- 2 条例第 16 条第 5 項の規定による通知は、開発等協議事項通知書（第 14 号様式）により行うものとする。
- 3 市長は、前項の通知をした開発事業者等に対し、開発等協議に必要な図書の提出を求めることができる。
- 4 条例第 16 条第 6 項の規定による書面の提出は、開発等協議事項に係る見解書（第 15 号様式）に第 1 項各号に掲げる図書（開発等協議により開発事業等の構想を変更した場合は、変更後の図書）及び同条第 1 項の規定により市長が通知した事項についての開発事業者等の見解を示すために必要な図書を添付して行わなければならない。
- 5 条例第 16 条第 7 項に規定する開発等協議結果通知書の様式は、第 16 号様式とする。

第 3 節 開発事業等の計画の同意等

（開発事業等の計画の同意の申請）

第 18 条 条例第 17 条第 2 項の規定による申請は、開発事業にあっては開発事業計画の同意申請書（第 17 号様式）、土石の堆積事業にあっては土石の堆積事業計画の同意申請書（第 18 号様式）に、次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 次に掲げる開発事業等の区分に応じ、それぞれに定める図面（開発事業等がア及びイに掲げる開発事業のいずれにも該当する場合は、ア及びイに定める図面）

ア	第 6 条第 3 項第 1 号に掲げる開発事業	土地利用計画図
イ	第 6 条第 3 項第 2 号に掲げる開発事業	造成計画平面図
ウ	土石の堆積事業	土石の堆積計画平面図

- (2) 条例第 18 条第 1 項第 2 号の同意の基準を満たしていること（同条第 3 項各号に掲げる開発事業にあっては、同条第 2 項第 11 号の整備基準に適合していること）を証する図書（同条第 1 項第 1 号の同意の基準を満たしていることのみを要する場合を除く。）

- (3) その他市長が必要と認める図書

第 1 号様式から第 12 号様式までを次のように改める。

第1号様式（第6条第1項）

開発事業のお知らせ						
開発事業区域の所在地（地番）					図面貼付欄	
開発事業の区分						
開発事業の目的						
予定する建築物	用途		住戸数	戸		
	敷地面積		m <sup>2</sup> 階数	地上 階、地下 階		
	（※一戸建ての住宅以外の場合）	建築面積		m <sup>2</sup> 建蔽率	%	
		延べ面積		m <sup>2</sup> 容積率	%	
		構造		造高さ	m	
棟数			棟駐車台数	台		
その他予定する土地利用等						
盛土・切土の概要 （※一定規模以上の盛土・切土の場合）	盛土の高さ		m切土の高さ	m		
	盛土の面積		m <sup>2</sup> 切土の面積	m <sup>2</sup>		
	盛土の土量		m <sup>3</sup> 切土の土量	m <sup>3</sup>		
工期 （予定）	開発事業	年 月 日～ 年 月 日				
	建築物又は特定工作物	年 月 日～ 年 月 日				
手続	開発事業受付番号	第 号				
	標識設置年月日	年 月 日				
	説明会の開催又は戸別訪問の予定	<input type="checkbox"/> 説明会の開催 <input type="checkbox"/> 戸別訪問 <input type="checkbox"/> 予定なし 年 月 日～ 年 月 日				
	開発事業構想書提出日	年 月 日				
	開発事業構想書縦覧期間	年 月 日～ 年 月 日				
	同意年月日	年 月 日				
開発事業者	住所				備考1	
	氏名					備考2
連絡先 （担当者・代理者）	氏名					
	電話					
工事施行者	住所				ウェブサイトのアドレス及び二次元コード	
	氏名					
1 この標識は、横浜市開発事業等の調整等に関する条例第9条第1項の規定により開発事業を行おうとする上記の開発事業者が設置したものです。 2 上記の開発事業について、開発事業者から横浜市に提出された開発事業構想書等（開発事業に係る図面等）は、横浜市において内容の確認をした後に、右記の横浜市のウェブサイトで縦覧又は閲覧することができます。						

（縦90センチメートル以上、横160センチメートル以上）

（備考）

- この様式は、建築局長が必要があると認める場合は、規格を変更することができる。
- 欄の大きさは、必要に応じて変更することができる。
- 「予定する建築物」の「建築面積」、「建蔽率」、「延べ面積」、「容積率」、「構造」、「高さ」、「棟数」及び「駐車台数」の欄は、一戸建ての住宅以外の建築物の建築を行う場合に記入すること。
- 「盛土・切土の概要」の「盛土の高さ」、「切土の高さ」、「盛土の面積」、「切土の面積」、「盛土の土量」及び「切土の土量」の欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を行う場合に記入すること。
- 「盛土の高さ」及び「切土の高さ」は、一連する盛土又は切土の部分について、当該盛土又は切土の最高点と最下点との標高の差を記入すること。
- 「手続」の欄は、手続の進捗に応じて、速やかに記入すること。
- 「開発事業者」及び「工事施行者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入すること。
- 「連絡先（担当者・代理者）」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入すること。
- 「ウェブサイトのアドレス及び二次元コード」の欄は、当該事項を記載した書面を貼付することができる。

第 2 号様式 (第 6 条第 1 項)

土砂又は岩石を積み重ねる事業 (土石の堆積事業) のお知らせ			
土石の堆積事業区域の所在地 (地番)		図面貼付欄	
土石の堆積事業の目的			
土石の堆積の概要	堆積を行う土地の面積		m <sup>2</sup>
	最大堆積高さ		m
	最大堆積土量		m <sup>3</sup>
工期 (予定) ※盛土規制法の許可 (予定) 日から 5 年以内	土石の堆積前工事期間		年 月 日 ~ 年 月 日
	土石の堆積期間		年 月 日 ~ 年 月 日
	土石の除却予定年月日		年 月 日
	工期の延長予定		<input type="checkbox"/> 予定なし <input type="checkbox"/> 予定あり
手続	土石の堆積事業受付番号		第 _____ 号
	標識設置年月日	年 月 日	
	説明会の開催又は戸別訪問の予定	<input type="checkbox"/> 説明会の開催 <input type="checkbox"/> 戸別訪問 <input type="checkbox"/> 予定なし 年 月 日 ~ 年 月 日	
	土石の堆積事業構想書提出日	年 月 日	
	土石の堆積事業構想書縦覧期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	同意年月日	年 月 日	
土石の堆積事業者	住所	備考	
	氏名		
連絡先 (担当者・代理者)	氏名		
	電話		
工事施行者 1	住所		
	氏名		
	種別		<input type="checkbox"/> 堆積前の工事 <input type="checkbox"/> 堆積時の工事 <input type="checkbox"/> 除却時の工事
工事施行者 2	住所		
	氏名		
	種別		<input type="checkbox"/> 堆積前の工事 <input type="checkbox"/> 堆積時の工事 <input type="checkbox"/> 除却時の工事
工事施行者 3	住所		
	氏名		
	種別	<input type="checkbox"/> 堆積前の工事 <input type="checkbox"/> 堆積時の工事 <input type="checkbox"/> 除却時の工事	
1 この標識は、横浜市開発事業等の調整等に関する条例第 9 条第 1 項の規定により土石の堆積事業を行おうとする上記の土石の堆積事業者が設置したものです。 2 上記の土石の堆積事業について、土石の堆積事業者から横浜市に提出された土石の堆積事業構想書等 (土石の堆積事業に係る図面等) は、横浜市において内容の確認をした後に、右記の横浜市のウェブサイトにて縦覧又は閲覧することができます。		ウェブサイトのアドレス及び二次元コード	

(縦90センチメートル以上、横160センチメートル以上)

(備考)

- この様式は、建築局長が必要があると認める場合は、規格を変更することができる。
- 欄の大きさは、必要に応じて変更することができる。
- 「工期 (予定)」の欄に記入する工期 (予定) は、宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項の許可を得た日 (得る予定日) 又は同法第 15 条第 1 項の協議が成立した日 (成立する予定日) から 5 年以内に土石を除却する工期 (予定) とすること。また、同法第 16 条第 1 項の規定により土石の堆積に関する工事の予定期間の延長について許可を受けることを予定している場合は、「工期 (予定)」の「工期の延長予定」の欄は、「予定あり」とすること。
- 「手続」の欄は、手続の進捗に応じて、速やかに記入すること。
- 「土石の堆積事業者」、「工事施行者 1」、「工事施行者 2」及び「工事施行者 3」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入すること。
- 「連絡先 (担当者・代理者)」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入すること。
- 「ウェブサイトのアドレス及び二次元コード」の欄は、当該事項を記載した書面を貼付することができる。

第 3 号様式 (第 7 条)

(第 1 面)  
標識設置届出書 (開発事業)

(届出先)  
横浜市長

次の開発事業に係る標識を設置しましたので、横浜市開発事業等の調整等に関する条例 (以下「条例」という。) 第 9 条第 2 項の規定により届け出ます。

1 開発事業及び開発事業に係る手続等の概要

届出年月日		年	月	日
標識設置年月日		年	月	日
開発事業区域の所在地 (地番)				
開発事業者 (届出者)	住所			
	氏名			
	電話			
連絡先 (担当者・代理者)	氏名			
	電話			
	E-mail			
開発 規事 制業 区域 等	区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域		
	用途地域			
	地域まちづくり計画	<input type="checkbox"/> 都市計画マスタープランの地区プラン <input type="checkbox"/> 地区計画 <input type="checkbox"/> 建築協定 <input type="checkbox"/> 地域まちづくりプラン <input type="checkbox"/> 地域まちづくりルール		
	景観計画	<input type="checkbox"/> 開発許可基準の適用あり <input type="checkbox"/> 開発許可基準の適用なし		
	都市計画施設	<input type="checkbox"/> あり (都市計画施設名: ) <input type="checkbox"/> なし		
開発事業の区分	その他の地域地区	<input type="checkbox"/> 緑化地域 <input type="checkbox"/> 風致地区 <input type="checkbox"/> 特別用途地区 <input type="checkbox"/> 臨港地区内の分区 <input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域 <input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊危険区域		
		<input type="checkbox"/> ア: 開発行為 (開発区域の面積 500 m <sup>2</sup> 以上等) <input type="checkbox"/> イ: 大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ウ: 市街化調整区域における建築物の建築 (建築物の敷地の面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上等) <input type="checkbox"/> エ: 宅地造成及び特定盛土等 <input type="checkbox"/> オ: 斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> カ: 開発行為 (開発区域の面積 500 m <sup>2</sup> 未満かつ道路位置指定を要するもの)		
特定大規模開発事業等		<input type="checkbox"/> 開発事業区域の面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上 <input type="checkbox"/> 開発事業区域のうち市街化調整区域の面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上 <input type="checkbox"/> 大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> 高さ 9 m を超える盛土 <input type="checkbox"/> 非該当		
特定小規模開発事業等		<input type="checkbox"/> 開発事業区域の面積 500 m <sup>2</sup> 未満 <input type="checkbox"/> 非該当		
開発事業の実施に当たり行う手続		<input type="checkbox"/> 開発許可 (協議) ( <input type="checkbox"/> 自己居住用 <input type="checkbox"/> 自己業務用 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 建築確認 (計画通知) <input type="checkbox"/> 都市計画法の建築許可 (協議) <input type="checkbox"/> 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可 (協議) <input type="checkbox"/> 道路位置指定		
宅地造成又は特定盛土等		<input type="checkbox"/> 該当 (宅地造成) <input type="checkbox"/> 該当 (特定盛土等) <input type="checkbox"/> 非該当		
盛土規制法の土地用途 (該当の場合)	現況	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地		
	構想	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地		
予定建築物の建築時期		<input type="checkbox"/> 開発事業と併せて建築 <input type="checkbox"/> 開発事業の完了後に建築 <input type="checkbox"/> 建築なし		
備考				
開発事業受付番号		第	宅開計・農開計・森開計・共開計	号

(注意)

- 「開発事業者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地並びに商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 「連絡先 (担当者・代理者)」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。
- 「開発事業受付番号」の欄及び「受付欄」は記入しないでください。

受付欄

(A 4)

(第 2 面)

2 開発事業の構想の概要

①	目的	種別	<input type="checkbox"/> 建築物の建築 <input type="checkbox"/> 特定工作物の建設 <input type="checkbox"/> 災害の発生防止 <input type="checkbox"/> その他の土地利用					
		予定する建築物、(特定)工作物又は土地利用の用途等 所在地(地番)	「第 1 面 1 開発事業区域の所在地(地番)」と同じ					
②	業 区 発 事 域	面積	m <sup>2</sup>					
		内訳	市街化区域	m <sup>2</sup>				
		市街化調整区域	m <sup>2</sup>					
③	予 定 す る の 概 要 の 建 築 物 等	用途		住戸数	戸			
		敷地面積	m <sup>2</sup>	階数	地上	階、階		
		※一戸建ての住宅以外の場合	建築面積	m <sup>2</sup>	建蔽率	%		
			延べ面積	m <sup>2</sup>	容積率	%		
			車庫等	m <sup>2</sup>				
		構造	造	高さ	m			
		棟数	棟	駐車台数	台			
予定する(特定)工作物								
その他予定する土地利用								
④	盛土・切土の高さ	盛土	m	切土	m			
⑤	(予 工 定 期)	開発事業	年	月	日	年	月	日
		建築物又は(特定)工作物に関する工事	年	月	日	年	月	日
⑥	その他							

3 添付図書の一覧

- (1) 位置図
- (2) 現況図
- (3) 公図の写し
- (4) 土地利用計画図

※ 次の開発事業の場合は、添付は不要です。

- ・「エ：宅地造成及び特定盛土等」に該当する開発事業のうち開発事業区域の面積が 500 m<sup>2</sup>未満であるもの
- ・都市計画法第 29 条第 1 項第 4 号から第 11 号までに規定する開発行為に該当する開発事業
- ・条例第 3 条第 1 号又は第 2 号に規定する開発事業

- (5) 造成計画平面図及び造成計画断面図

※ 開発事業に関する工事が宅地造成及び特定盛土等に関する工事(宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項ただし書の規定による工事を除く。)に該当しない場合は、添付は不要です。

- (6) 標識を撮影した写真(遠景及び近景)

※ 標識の設置状況並びに標識に記載された事項及び貼付された図面を確認できるように撮影してください。

- (7) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 添付する図書は、市長が定める方法により作成してください。
- 2 ④の「盛土・切土の高さ」の欄は、一連する盛土又は切土の部分について、当該盛土又は切土の最高点と最低点との標高の差を記入してください。

第 4 号様式 (第 7 条)

(第 1 面)  
標識設置届出書 (土石の堆積事業)

(届出先)  
横浜市長

次の土石の堆積事業に係る標識を設置しましたので、横浜市開発事業等の調整等に関する条例 (以下「条例」という。) 第 9 条第 2 項の規定により届け出ます。

1 土石の堆積事業及び土石の堆積事業に係る手続等の概要

届出年月日		年	月	日
標識設置年月日		年	月	日
提出区分 (周知区分)		<input type="checkbox"/> 新規構想 <input type="checkbox"/> 構想変更		
土石の堆積事業区域の所在地 (地番)				
土石の堆積事業者 (届出者)	住所			
	氏名			
種別	電話			
		<input type="checkbox"/> ストックヤード運営事業者 <input type="checkbox"/> 土石を堆積する土地 (搬出先) を指定して土石の堆積に関する工事をする (搬出する) 請負契約の発注者 <input type="checkbox"/> 土石を堆積する土地 (搬出先) を決めて請負契約によらず自ら土石の堆積に関する工事 (搬出) を行う者 <input type="checkbox"/> 土石の搬出又は処分を請け負い、土石を堆積する土地 (搬入先) を決めて土石を堆積に関する工事 (搬出) を行う者 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
連絡先 (担当者・代理者)	氏名			
	電話			
	E-mail			
土石の堆積事業区域の規制等	区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域		
	用途地域			
	地域まちづくり計画	<input type="checkbox"/> 都市計画マスタープランの地区プラン <input type="checkbox"/> 地区計画 <input type="checkbox"/> 建築協定 <input type="checkbox"/> 地域まちづくりプラン <input type="checkbox"/> 地域まちづくりルール 計画名:		
	その他の地域地区	<input type="checkbox"/> 風致地区 <input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域 <input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊危険区域		
	盛土規制法の土地用途	堆積前	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地	
	除却後	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地		
特定大規模開発事業等		<input type="checkbox"/> 土石の堆積事業区域の面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上 <input type="checkbox"/> 土石の堆積事業区域のうち市街化調整区域の面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上 <input type="checkbox"/> 土石の堆積を行う土地の面積 2,000 m <sup>2</sup> 以上 <input type="checkbox"/> 土石の堆積の高さ 5 m 以上 <input type="checkbox"/> 非該当		
特定小規模開発事業等		<input type="checkbox"/> 土石の堆積事業区域の面積 500 m <sup>2</sup> 未満 <input type="checkbox"/> 非該当		
備考				
土石の堆積事業受付番号		第	土計	号

(注意)

- 「土石の堆積事業者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 「連絡先 (担当者・代理者)」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。
- 「土石の堆積事業受付番号」の欄及び「受付欄」は記入しないでください。

受付欄

(A 4)

(第 2 面)

2 土石の堆積事業の構想の概要

①	目的		<input type="checkbox"/> 一時的な仮置き <input type="checkbox"/> 土石の買取り又は販売 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②	土石の堆積事業 区域	所在地 (地番)	「第 1 面 1 土石の堆積事業区域の所在地 (地番)」 と同じ。	
		面積 内訳	m <sup>2</sup>	
			市街化区域	m <sup>2</sup>
市街化調整区域	m <sup>2</sup>			
③	規模	堆積を行う土地の面積	m <sup>2</sup>	
		最大堆積高さ	m	
④	堆積する 土石の 種類等	堆積する土石の種類	<input type="checkbox"/> 土砂又は岩石 <input type="checkbox"/> 有機物 <input type="checkbox"/> 廃棄物 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
		その他法令等の手続	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 法令等名称 ( )	
⑤	附属する建築物 (門及び塀等を含む。) 及び工作物の概要			
⑥	工期 (予定)	土石の堆積前工事期間	年 月 日	～ 年 月 日
		土石の堆積期間	年 月 日	～ 年 月 日
		土石の除却予定年月日	年 月 日	
		工期の延長予定	<input type="checkbox"/> 予定なし <input type="checkbox"/> 予定あり	
⑦	その他			

3 添付図書の一覧

- (1) 位置図
- (2) 現況図
- (3) 公図の写し
- (4) 土石の堆積計画平面図
- (5) 土石の堆積計画断面図
- (6) 標識を撮影した写真 (遠景及び近景)  
 ※ 標識の設置状況並びに標識に記載された事項及び貼付された図面を確認できるように撮影してください。
- (7) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 ⑥の「工期 (予定)」の欄に記入する工期 (予定) は、宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項の許可を得た日 (得る予定日) 又は同法第 15 条第 1 項の協議が成立した日 (成立予定日) から 5 年以内に土石を除却する工期 (予定) としてください。また、同法第 16 条第 1 項の規定により土石の堆積に関する工事の予定期間の延長について許可を受けることを予定している場合は、「工期 (予定)」の「工期の延長予定」の欄は、「予定あり」としてください。
- 2 添付する図書は、市長が定める方法により作成してください。



(第 2 面)

2 開発事業の構想の概要

①	目的	<input type="checkbox"/> 建築物の建築 <input type="checkbox"/> 特定工作物の建設、 <input type="checkbox"/> 災害の発生防止 <input type="checkbox"/> その他の土地利用							
②	業 区 開 発 事 業	所在地（地番）	「第 1 面 1 開発事業区域の所在地（地番）」と同じ。						
		面積	m <sup>2</sup>						
③	条 例 に よ る 空 地	内 訳	市街化区域	m <sup>2</sup>					
			市街化調整区域	m <sup>2</sup>					
④	整 備 概 要 ・ 管 理 者 等	道 路 状 空 地	<input type="checkbox"/> あり	面積	m <sup>2</sup>	比率	%		
			<input type="checkbox"/> なし						
			<input type="checkbox"/> あり	面積	m <sup>2</sup>	比率	%		
			<input type="checkbox"/> なし						
⑤	予 定 す る 建 築 物 等 の 概 要	歩 道 状 空 地	<input type="checkbox"/> あり	面積	m <sup>2</sup>	比率	%		
			<input type="checkbox"/> なし						
			<input type="checkbox"/> あり	面積	m <sup>2</sup>	比率	%		
			<input type="checkbox"/> なし						
⑥	条 例 に よ る 空 地	自 由 利 用 空 地	<input type="checkbox"/> あり	面積	m <sup>2</sup>	比率	%		
			<input type="checkbox"/> なし						
			<input type="checkbox"/> あり	面積	m <sup>2</sup>	比率	%		
			<input type="checkbox"/> なし						
⑦	整 備 概 要 ・ 管 理 者 等	緑 化 空 地	<input type="checkbox"/> あり	建築物の敷地（宅地）の面積	m <sup>2</sup>				
				緑化空地の面積	m <sup>2</sup>				
				緑化の比率	%				
				本数	本				
⑧	整 備 概 要 ・ 管 理 者 等	緑 化 空 地	<input type="checkbox"/> なし	理由：					
			道路又は道路状空地						
			公園等						
			雨水処理（下水道・排水施設等）						
⑨	予 定 す る 建 築 物 等 の 概 要	雨 水 流 出 抑 制 施 設 又 は 遊 水 地 等							
			雨水流出抑制施設 又は遊水地等						
			汚水処理（下水道等）						
			消防水位（防火水槽等）						
⑩	予 定 す る 建 築 物 等 の 概 要	汚 水 処 理 （ 下 水 道 等 ）							
			消防水位（防火水槽等）						
			ごみ収集場						
			公益用地						
⑪	予 定 す る 建 築 物 等 の 概 要	集 会 室							
			道路構造（側溝切下げ等）						
			その他						
			その他						
⑫	予 定 す る 建 築 物 等 の 概 要	道 路 構 造 （ 側 溝 切 下 げ 等 ）	用途	住戸数	戸				
			敷地面積	m <sup>2</sup>	階数	地上 地下	階、 階		
			※一戸建て の住宅以外 の場合	建築面積	m <sup>2</sup>	建蔽率	%		
				延べ面積	m <sup>2</sup>	容積率	%		
車庫等：	m <sup>2</sup>	高さ	m						
⑬	等 盛 土 ・ 切 土 の 概 要	盛 土 ・ 切 土 の 土 量	構造	造	高さ	m			
			棟数	棟	駐車台数	台			
			予定する（特定）工作物						
			その他予定する土地利用						
⑭	盛 土 ・ 切 土 の 概 要	擁 壁 の 構 造 ・ 高 さ ・ 勾 配	盛土	m	切土	m			
			盛土	m <sup>2</sup>	切土	m <sup>2</sup>			
			盛土	m <sup>3</sup>	切土	m <sup>3</sup>			
			造	m	度	度			
⑮	（ 予 工 期 ）	法 面 ・ 屋 面 の 高 さ 及 び 勾 配	造	m	度	度			
			度						
			度						
			度						
⑯	（ 予 工 期 ）	開発事業	年	月	日	～	年	月	日
		建築物又は（特定）工作物に関する工事	年	月	日	～	年	月	日
⑰	その他								

(注意)

- 1 開発事業が都市計画法第 29 条第 1 項第 4 号から第 11 号までに規定する開發行爲に該当する場合は、③から⑤まで（④の「道路構造（側溝切下げ等）」を除く。）の記入は不要です。
- 2 ⑥は、開発事業に関する工事が宅地造成及び特定盛土等に関する工事（宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項ただし書の規定による工事を除く。）に該当する場合に記入してください。
- 3 ⑥の「盛土・切土の高さ」の欄は、一連する盛土又は切土の部分について、当該盛土又は切土の最高点と最下点との標高の差を記入してください。

(第 3 面)

3 周辺への配慮事項等に係る開発事業者の見解

周辺への配慮事項等		開発事業者の見解
	① 開発事業に関する工事の施行中における粉じんの飛散防止対策及び工事車両の通行等	
	② 地域まちづくり計画との整合に関する事項	
※特定大規模開発事業等の場合に記入	③ 周辺環境との調和に関する事項	
	④ 地区計画の指定、建築協定の締結等による良好な居住環境の維持のための措置に関する事項	
	⑤ 開発事業区域における防犯対策に関する事項	
	⑥ 開発事業区域及びその周辺の道路における通行の安全の確保に関する事項	
	⑦ その他	

(注意)

- 1 ②は、地域まちづくり計画の範囲に開発事業区域が含まれている場合に記入してください。
- 2 ③から⑥までは、特定大規模開発事業等の場合に記入してください。
- 3 1 及び 2 にかかわらず、開発事業が都市計画法第 29 条第 1 項第 4 号から第 11 号までに規定する開発行為に該当する場合又は条例第 3 条第 1 号若しくは第 2 号の開発事業に該当する場合は、②から⑥までの記入は不要です。

(第 4 面)

4 周知の概要

(1) 周知方法

周知方法	<input type="checkbox"/> 説明会の開催（災害発生等に限り市長が認める方法を含む。） <input type="checkbox"/> 戸別訪問（その他市長が認める方法を含む。） <input type="checkbox"/> 標識設置及び開発事業構想書の縦覧による周知方法		
周知対象範囲	<input type="checkbox"/> 50m <input type="checkbox"/> 15m <input type="checkbox"/> 範囲なし（標識設置及び開発事業構想書の縦覧による周知方法）		
地域まちづくり計画 運営団体	<input type="checkbox"/> あり	運営団体名：	
	<input type="checkbox"/> なし		
備考			

(2) 説明会の開催の概要（説明会の開催により周知を行う場合に記入します。）

開催通知書・周知資料 の配布日等 （※配布期限あり）	周知対象範囲内外宛て配布日（手渡し又は投かん日）	年	月	日				
	周知対象範囲外宛て配布日（郵便等の送付日）	年	月	日				
	投かん及び郵便等以外の配布 方法と配布日 （※配布前に市への報告要）							
開催日時 （※2回以上）	年	月	日	時	分	～	時	分
	年	月	日	時	分	～	時	分
	年	月	日	時	分	～	時	分
開催場所	名称							
	所在地							
WEB会議システム等 の併用	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし							
説明者の所属・氏名								
説明会出席者数	名							
備考								

(3) 戸別訪問等の概要（戸別訪問その他市長が認める方法により周知を行う場合に記入します。）

訪問年月日 （周知資料投かん年月日）	年	月	日
	年	月	日
	年	月	日
周知資料の送付年月日 （送付した場合）	年	月	日
周知が終了した年月日	年	月	日
訪問者（周知を行った者）の所属・ 氏名			
電話・WEB会議システム等での周 知	<input type="checkbox"/> あり（電話） <input type="checkbox"/> あり（WEB会議システム等） <input type="checkbox"/> なし		
不在等により周知を行うことがで きなかつた場合の対応内容	<input type="checkbox"/> 初回訪問時に周知資料を投かんの合計3回以上訪問		
	<input type="checkbox"/> 地域住民等より訪問が不要との意思表示があったため終了		
	<input type="checkbox"/> その他		
戸別訪問が困難であった場合の周 知の方法とその周知日 （※その他市長が認める方法。周知 前に市への報告要）			
備考			

(4) 意見書及び見解書の概要

意見書提出期限（※国内当日消印有効）	年	月	日
意見書の提出件数	件		
見解書の地域住民等への交付又は送付年月日（最終日）	年	月	日
備考			

(注意)

標識設置及び開発事業構想書の縦覧による周知方法の場合は、(2)から(4)までの記入は不要です。

(第 5 面)

5 説明会及び戸別訪問等での意見及び見解等

意見番号	説明会開催日又は訪問日等	回答日	地域住民等の意見等の内容	開発事業者の見解（回答）の内容
	/	/		
	/	/		
	/	/		
	/	/		
	/	/		

6 意見書及び見解書の内容等

意見番号	意見書提出日	見解書交付・送付日	意見書の内容 (地域住民等の意見等の内容)	見解書の内容 (開発事業者の見解の内容)
	/	/		
	/	/		
	/	/		
	/	/		
	/	/		

(注意)

- 1 標識設置及び開発事業構想書の縦覧による周知方法の場合は、作成及び提出は不要です。
- 2 必要に応じて行の追加又はこの面の枚数の追加をしてください。
- 3 市長に提出するもののうち縦覧及び閲覧に供するものについては、個人情報等を記入した部分を黒く塗ってください。
- 4 「意見書の内容」及び「見解書の内容」の欄は、意見書及び見解書の内容を要約及び省略せず、そのままの内容を記入してください（資料がある場合は、その旨を記入し、添付してください。）。



(第 7 面)

8 添付図書の一覧

- (1) 位置図
- (2) 現況図
- (3) 公図の写し
- (4) 土地利用計画図
  - ※ 次の開発事業の場合は、添付は不要です。
    - ・「エ：宅地造成及び特定盛土等」に該当する開発事業のうち開発事業区域の面積が 500 ㎡未満であるもの
    - ・都市計画法第 29 条第 1 項第 4 号から第 11 号までに規定する開発行為に該当する開発事業
    - ・条例第 3 条第 1 号又は第 2 号に規定する開発事業
- (5) 造成計画平面図及び造成計画断面図
  - ※ 開発事業に関する工事が宅地造成及び特定盛土等に関する工事（宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項ただし書の規定による工事を除く。）に該当しない場合は、添付は不要です。
- (6) 建築物の立面図
  - ※ 一戸建ての住宅以外の建築物の建築が行われる予定である開発事業の場合に添付してください。ただし、次の開発事業の場合は、添付は不要です。
    - ・都市計画法第 29 条第 1 項第 4 号から第 11 号までに規定する開発行為に該当する開発事業
    - ・条例第 3 条第 1 号又は第 2 号に規定する開発事業
- (7) 建築物の平面図及び断面図
  - ※ 「イ：大規模な共同住宅の建築」に該当する開発事業の場合に添付してください。
- (8) 地域住民等から提出された意見書の写し（又は意見書の電磁的記録を用紙に出力したもの）
- (9) 開発事業者が地域住民等に交付又は送付した見解書の写し（又は見解書の電磁的記録を用紙に出力したもの）
- (10) 周知に使用した図書
- (11) 周知対象範囲及び地域住民等を示した図書
- (12) 標識を撮影した写真（遠景及び近景）
  - ※ 標識の設置状況並びに標識に記載された事項及び貼付された図面を確認できるように撮影してください。
- (13) 開発事業計画の構想の変更の内容を示した図書
  - ※ 開発事業の構想を変更する場合に添付してください。
- (14) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 添付する図書は、市長が定める方法により作成してください。
- 2 第 7 面は、市長への提出を省略することができます。

第 6 号様式 (第 13 条第 1 項)

(第 1 面)  
土石の堆積事業構想書

(提出先)  
横浜市長

横浜市開発事業等の調整等に関する条例 (以下「条例」という。) 第 12 条第 2 項の規定により、土石の堆積事業構想書を提出します。

1 土石の堆積事業及び土石の堆積事業に係る手続等の概要

提出年月日	年	月	日
標識設置 (修正) 年月日	年	月	日
提出区分 (周知区分)	<input type="checkbox"/> 新規構想 <input type="checkbox"/> 構想変更		
土石の堆積事業受付番号	第	土計	号
土石の堆積事業区域の所在地 (地番)			
土石の堆積事業者 (提出者)	住所		
	氏名		
種別	電話		
	種別	<input type="checkbox"/> ストックヤード運営事業者 <input type="checkbox"/> 土石を堆積する土地 (搬出先) を指定して土石の堆積に関する工事を する (搬出する) 請負契約の発注者 <input type="checkbox"/> 土石を堆積する土地 (搬出先) を決めて請負契約によらず自ら土石 の堆積に関する工事 (搬出) を行う者 <input type="checkbox"/> 土石の搬出又は処分を請け負い、土石を堆積する土地 (搬入先) を決 めて土石を堆積に関する工事 (搬出) を行う者 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
連絡先 (担当者・代理者)	氏名		
	電話		
	E-mail		
工事施行者 1	住所		
	氏名		
	電話		
	種別	<input type="checkbox"/> 堆積前の工事 <input type="checkbox"/> 堆積時の工事 <input type="checkbox"/> 除却時の工事	
工事施行者 2	住所		
	氏名		
	電話		
	種別	<input type="checkbox"/> 堆積前の工事 <input type="checkbox"/> 堆積時の工事 <input type="checkbox"/> 除却時の工事	
工事施行者 3	住所		
	氏名		
	電話		
	種別	<input type="checkbox"/> 堆積前の工事 <input type="checkbox"/> 堆積時の工事 <input type="checkbox"/> 除却時の工事	
区域の堆積事業規制等	区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域	
	用途地域		
	地域まちづくり計画	<input type="checkbox"/> 都市計画マスタープランの地区プラン <input type="checkbox"/> 地区計画 <input type="checkbox"/> 建築協定 <input type="checkbox"/> 地域まちづくりプラン <input type="checkbox"/> 地域まちづくりルール 計画名:	
	その他の地域地区	<input type="checkbox"/> 風致地区 <input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域 <input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊危険区域	
	盛土規制法の土地用途	堆積前	除却後
特定大規模開発事業等	<input type="checkbox"/> 土石の堆積事業区域の面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上 <input type="checkbox"/> 土石の堆積事業区域のうち市街化調整区域の面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上 <input type="checkbox"/> 土石の堆積を行う土地の面積 2,000 m <sup>2</sup> 以上 <input type="checkbox"/> 土石の堆積の高さ 5 m 以上 <input type="checkbox"/> 非該当		
特定小規模開発事業等	<input type="checkbox"/> 土石の堆積事業区域の面積 500 m <sup>2</sup> 未満 <input type="checkbox"/> 非該当		
備考			

(注意)

- 「土石の堆積事業者」、「工事施行者 1」、「工事施行者 2」及び「工事施行者 3」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 「連絡先 (担当者・代理者)」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。
- 標識設置届出書の提出以後に土石の堆積事業者の氏名又は住所等を変更したときは、「備考」の欄にその旨を記入してください。
- 「受付欄」は記入しないでください。

受付欄

(A4)

(第 2 面)

2 土石の堆積事業の構想の概要

①	目的	<input type="checkbox"/> 一時的な仮置き <input type="checkbox"/> 土石の買取り又は販売 <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②	土石の堆積事業区域	所在地 (地番)	「第 1 面 1 土石の堆積事業区域の所在地 (地番)」と同じ。							
		面積	m <sup>2</sup>							
			内訳	市街化区域	m <sup>2</sup>					
			市街化調整区域	m <sup>2</sup>						
③	堆積規模	堆積を行う土地の面積	m <sup>2</sup>							
		最大堆積高さ	m							
		最大堆積土量	m <sup>3</sup>							
		堆積を行う範囲の面と堆積を行う土地の面がなす角度	度							
④	堆積する種類等	堆積する土石の種類	<input type="checkbox"/> 土砂又は岩石 <input type="checkbox"/> 有機物 <input type="checkbox"/> 廃棄物 <input type="checkbox"/> その他 ( )							
		その他法令等の手続	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 法令等名称 ( )							
⑤	土石の堆積の方法	空地の幅	m							
		構台・鋼矢板等の堆積に係る構造物の概要								
		柵及び標識の設置等の侵入防止対策								
		排水施設、沈砂池の設置等の土砂及び濁水の流出防止対策								
		その他の災害発生防止対策								
⑥	土石の搬入出	1 日の搬入量の最大量	m <sup>3</sup>							
		1 日の搬出量の最大量	m <sup>3</sup>							
		土石の堆積事業区域に搬入出を行う頻度								
		土石の堆積事業区域に搬入出を行う日・時間								
		土石の堆積事業への搬入元	<input type="checkbox"/> 複数箇所 <input type="checkbox"/> 単独箇所							
			所在地・地番							
		土石の堆積事業区域からの搬出先	<input type="checkbox"/> 複数箇所 <input type="checkbox"/> 単独箇所							
所在地・地番										
⑦	附属する建築物 (門及び塀等を含む。) 及び工作物の概要									
⑧	(予定期)	土石の堆積前工事期間	年	月	日	～	年	月	日	
		土石の堆積期間	年	月	日	～	年	月	日	
		土石の除却予定年月日								
		工事の延長の予定	<input type="checkbox"/> 予定なし <input type="checkbox"/> 予定あり							
⑨	その他									

(注意)

⑧の「工期 (予定)」の欄に記入する工期 (予定) は、宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項の許可を得た日 (得る予定日) 又は同法第 15 条第 1 項の協議が成立した日 (成立予定日) から 5 年以内に土石を除却する工期 (予定) としてください。また、同法第 16 条第 1 項の規定により土石の堆積に関する工事の予定期間の延長について許可を受けることを予定している場合は、「工期 (予定)」の「工期の延長予定」の欄は、「予定あり」としてください。

(第 3 面)

3 周辺への配慮事項等に係る土石の堆積事業者の見解

周辺への配慮事項等		土石の堆積事業者の見解
① 土石の堆積事業に関する工事の施行中における粉じんの飛散防止対策及び工事車両の通行等		
② 地域まちづくり計画との整合に関する事項		
※特定大規模開発事業等の場合に記入	③ 周辺環境との調和に関する事項	
	④ 土石の堆積事業区域における防犯対策に関する事項	
⑤ その他		

(注意)

- 1 ②は、地域まちづくり計画の範囲に土石の堆積事業等区域が含まれている場合に記入してください。
- 2 ③及び④は、特定大規模開発事業等の場合に記入してください。

(第 4 面)

4 周知の概要

(1) 周知方法

周知方法	<input type="checkbox"/> 説明会の開催（災害発生等に限り市長が認める方法を含む。） <input type="checkbox"/> 戸別訪問（その他市長が認める方法を含む。） <input type="checkbox"/> 標識設置及び土石の堆積事業構想書の縦覧による周知方法		
周知対象範囲	<input type="checkbox"/> 50m <input type="checkbox"/> 15m <input type="checkbox"/> 範囲なし（標識設置及び土石の堆積事業構想書の縦覧による周知方法）		
地域まちづくり計画 運営団体	<input type="checkbox"/> あり	運営団体名：	
	<input type="checkbox"/> なし		
備考			

(2) 説明会の開催の概要（説明会の開催により周知を行う場合に記入します。）

開催通知書・周知資料 の配布日等 （※配布期限あり）	周知対象範囲内外宛て配布日（手渡し又は投かん日）	年	月	日				
	周知対象範囲外宛て配布日（郵便等の送付日）	年	月	日				
	投かん及び郵便等以外の配布方法と配布日 （※配布前に市への報告要）							
開催日時 （※2回以上）	年	月	日	時	分	～	時	分
	年	月	日	時	分	～	時	分
	年	月	日	時	分	～	時	分
開催場所	名称							
	所在地							
WEB会議システム 等の併用	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし							
説明者の所属・氏名								
説明会出席者数	名							
備考								

(3) 戸別訪問等の概要（戸別訪問その他市長が認める方法により周知を行う場合に記入します。）

訪問年月日 （周知資料投かん年月日）	年	月	日
	年	月	日
	年	月	日
周知資料の送付年月日 （送付した場合）	年	月	日
周知が終了した日	年	月	日
訪問者（周知を行った者）の所属・氏名			
電話・WEB会議システム等での周知	<input type="checkbox"/> あり（電話） <input type="checkbox"/> あり（WEB会議システム等） <input type="checkbox"/> なし		
不在等により周知を行うことができなかった場合の対応内容	<input type="checkbox"/> 初回訪問時に周知資料を投かんのうえ合計3回以上訪問		
	<input type="checkbox"/> 地域住民等より訪問が不要との意思表示があったため終了		
	<input type="checkbox"/> その他		
戸別訪問が困難であった場合の周知の方法とその周知日 （※その他市長が認める方法。周知前に市への報告要）			
備考			

(4) 意見書及び見解書の概要

意見書提出期限（※国内当日消印有効）	年	月	日
意見書の提出件数	件		
見解書の地域住民等への交付又は送付年月日（最終日）	年	月	日
備考			

(注意)

標識設置及び土石の堆積事業構想書の縦覧による周知方法の場合は、(2)から(4)までの記入は不要です。

(第 5 面)

5 説明会及び戸別訪問等での意見及び見解等

意見 番号	説明会開 催日又は 訪問日等	回答 日	地域住民等の意見等の内容	土石の堆積事業者の見解（回答） の内容
	/	/		
	/	/		
	/	/		
	/	/		
	/	/		

6 意見書及び見解書の内容等

意見 番号	意見書 提出日	見解書 交付・ 送付日	意見書の内容 (地域住民等の意見等の内容)	見解書の内容 (土石の堆積事業者の見解の内容)
	/	/		
	/	/		
	/	/		
	/	/		
	/	/		

(注意)

- 1 標識設置及び土石の堆積事業構想書の縦覧による周知方法の場合は、作成及び提出は不要です。
- 2 必要に応じて行の追加又はこの面の枚数の追加をしてください。
- 3 市長に提出するもののうち縦覧及び閲覧に供するものについては、個人情報等を記入した部分を黒く塗ってください。
- 4 「意見書の内容」及び「見解書の内容」の欄は、意見書及び見解書の内容を要約及び省略せず、そのままの内容を記入してください（資料がある場合は、その旨を記入し、添付してください。）。



(第 7 面)

8 添付図書の一覧

- (1) 位置図
- (2) 現況図
- (3) 公図の写し
- (4) 土石の堆積計画平面図
- (5) 土石の堆積計画断面図
- (6) 地域住民等から提出された意見書の写し（又は意見書の電磁的記録を用紙に出力したもの）
- (7) 土石の堆積事業者が地域住民等に交付又は送付した見解書の写し（又は見解書の電磁的記録を用紙に出力したもの）
- (8) 周知に使用した図書
- (9) 周知対象範囲及び地域住民等を示した図書
- (10) 標識を撮影した写真（遠景及び近景）
  - ※ 標識の設置状況並びに標識に記載された事項及び貼付された図面を確認できるように撮影してください。
- (11) 土石の堆積事業計画の構想の変更の内容を示した図書
  - ※ 土石の堆積事業の構想を変更する場合に添付してください。
- (12) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 添付する図書は、市長が定める方法により作成してください。
- 2 第 7 面は、市長への提出を省略することができます。

第 7 号様式 (第 13 条第 4 項)

(第 1 面)  
標識設置届出書兼開発事業構想書 (新規構想)

(届出・提出先)  
横浜市長

次の開発事業に係る標識を設置しましたので、横浜市開発事業等の調整等に関する条例 (以下「条例」という。) 第 9 条第 2 項の規定により届け出るとともに、条例第 12 条第 1 項の規定により、開発事業構想書を提出します。

1 開発事業及び開発事業に係る手続等の概要

届出・提出年月日		年	月	日
標識設置年月日		年	月	日
開発事業区域の所在地 (地番)				
開発事業者 (届出・提出者)	住所			
	氏名			
	電話			
連絡先 (担当者・代理者)	氏名			
	電話			
	E-mail			
工事施行者	住所			
	氏名			
	電話			
開 発 規 制 業 区 域	区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域		
	用途地域			
	地域まちづくり計画	<input type="checkbox"/> 都市計画マスタープランの地区プラン <input type="checkbox"/> 地区計画 <input type="checkbox"/> 建築協定 <input type="checkbox"/> 地域まちづくりプラン <input type="checkbox"/> 地域まちづくりルール		
	景観計画	<input type="checkbox"/> 開発許可基準の適用あり <input type="checkbox"/> 開発許可基準の適用なし		
	都市計画施設	<input type="checkbox"/> あり (都市計画施設名: _____) <input type="checkbox"/> なし		
	その他の地域地区	<input type="checkbox"/> 緑化地域 <input type="checkbox"/> 風致地区 <input type="checkbox"/> 特別用途地区 <input type="checkbox"/> 臨港地区内の分区 <input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域 <input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊危険区域		
開発事業の区分		<input type="checkbox"/> ア: 開発行為 (開発区域の面積 500 m <sup>2</sup> 以上等) <input type="checkbox"/> イ: 大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ウ: 市街化調整区域における建築物の建築 (建築物の敷地の面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上等) <input type="checkbox"/> エ: 宅地造成及び特定盛土等 <input type="checkbox"/> オ: 斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> カ: 開発行為 (開発区域の面積 500 m <sup>2</sup> 未満かつ道路位置指定を要するもの)		
開発事業の実施に当たり行う手続		<input type="checkbox"/> 開発許可 (協議) ( <input type="checkbox"/> 自己居住用 <input type="checkbox"/> 自己業務用 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 建築確認 (計画通知) <input type="checkbox"/> 都市計画法の建築許可 (協議) <input type="checkbox"/> 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可 (協議) <input type="checkbox"/> 道路位置指定		
宅地造成又は特定盛土等		<input type="checkbox"/> 該当 (宅地造成) <input type="checkbox"/> 該当 (特定盛土等) <input type="checkbox"/> 非該当		
盛土規制法の土地用途 (該当の場合)	現況	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地		
	構想	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地		
予定建築物の建築時期		<input type="checkbox"/> 開発事業と併せて建築 <input type="checkbox"/> 開発事業の完了後に建築 <input type="checkbox"/> 建築なし		
備考				
開発事業受付番号		第	宅開計・農開計・森開計・共開計	号

(注意)

- 「開発事業者」及び「工事施行者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 「連絡先 (担当者・代理者)」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。
- 「開発事業受付番号」の欄及び「受付欄」は記入しないでください。

受付欄
-----

(A 4)

(第 2 面)

2 開発事業の構想の概要

①	目的	<input type="checkbox"/> 建築物の建築 <input type="checkbox"/> 特定工作物の建設 <input type="checkbox"/> 災害の発生防止 <input type="checkbox"/> その他の土地利用							
②	業開 区発 域事	所在地（地番）	「第 1 面 1 開発事業区域の所在地（地番）」と同じ。						
		面積	m <sup>2</sup>						
	内訳	市街化区域	m <sup>2</sup>						
		市街化調整区域	m <sup>2</sup>						
③	整備 概要 等の	道路							
		雨水処理（下水道・排水施設等）							
		汚水処理（下水道等）							
		ごみ収集場							
		道路構造（側溝切下げ等）							
		その他							
④	予定 する の 概要 の 建 築 物 等	用途	住戸数	戸					
		敷地面積	m <sup>2</sup>	階数	地上 地下	階、 階			
		※一戸建て の住宅以外 の場合	建築面積	m <sup>2</sup>	建蔽率	%			
			延べ面積	m <sup>2</sup>	容積率	%			
			車庫等：	m <sup>2</sup>					
		構造	造	高さ	m				
		棟数	棟	駐車台数	台				
予定する（特定）工作物									
その他予定する土地利用									
⑤	盛土・切土 の 概要	盛土・切土の高さ	盛土	m	切土	m			
		盛土・切土の面積	盛土	m <sup>2</sup>	切土	m <sup>2</sup>			
		盛土・切土の土量	盛土	m <sup>3</sup>	切土	m <sup>3</sup>			
		擁壁の構造・高さ・勾配	造	m	度	度			
		法面・崖面の高さ及び勾配	m	度					
⑥	(予 工 定 期)	開発事業	年	月	日	～	年	月	日
		建築物又は（特定）工作物に関する工事	年	月	日	～	年	月	日
⑦	その他								

(注意)

- 1 開発事業が都市計画法第 29 条第 1 項第 4 号から第 11 号までに規定する開発行為に該当する場合又は条例第 3 条第 1 号若しくは第 2 号の開発事業に該当する場合は、③及び④（③の「道路構造（側溝切下げ等）」を除く。）の記入は不要です。
- 2 ⑤は、開発事業に関する工事が宅地造成及び特定盛土等に関する工事（宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項ただし書の規定による工事を除く。）に該当する場合に記入してください。
- 3 ⑤の「盛土・切土の高さ」の欄は、一連する盛土又は切土の部分について、当該盛土又は切土の最高点と最下点との標高の差を記入してください。

(第 3 面)

3 周辺への配慮事項等に係る開発事業者の見解

周辺への配慮事項等	開発事業者の見解
① 開発事業に関する工事の施行中における粉じんの飛散防止対策及び工事車両の通行等	
② 地域まちづくり計画との整合に関する事項	
③ その他	

4 添付図書の一覧

- (1) 位置図
- (2) 現況図
- (3) 公図の写し
- (4) 土地利用計画図
  - ※ 次の開発事業の場合は、添付は不要です。
    - ・「エ：宅地造成及び特定盛土等」に該当する開発事業のうち開発事業区域の面積が 500 m<sup>2</sup>未満であるもの
    - ・都市計画法第 29 条第 1 項第 4 号から第 11 号までに規定する開発行為に該当する開発事業
    - ・条例第 3 条第 1 号又は第 2 号に規定する開発事業
- (5) 造成計画平面図及び造成計画断面図
  - ※ 開発事業に関する工事が宅地造成及び特定盛土等に関する工事（宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項ただし書の規定による工事を除く。）に該当しない場合は、添付は不要です。
- (6) 建築物の立面図
  - ※ 一戸建ての住宅以外の建築物の建築が行われる予定である開発事業の場合に添付してください。ただし、次の開発事業の場合は、添付は不要です。
    - ・都市計画法第 29 条第 1 項第 4 号から第 11 号までに規定する開発行為に該当する開発事業
    - ・条例第 3 条第 1 号又は第 2 号に規定する開発事業
- (7) 建築物の平面図及び断面図
  - ※ 「イ：大規模な共同住宅の建築」に該当する開発事業の場合に添付してください。
- (8) 標識を撮影した写真（遠景及び近景）
  - ※ 標識の設置状況並びに標識に記載された事項及び貼付された図面を確認できるように撮影してください。
- (9) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 ②は、地域まちづくり計画の範囲に開発事業区域が含まれている場合に記入してください。
- 2 1にかかわらず、開発事業が都市計画法第 29 条第 1 項第 4 号から第 11 号までに規定する開発行為に該当する場合又は条例第 3 条第 1 号若しくは第 2 号の開発事業に該当する場合は、②の記入は不要です。
- 3 添付する図書は、市長が定める方法により作成してください。

第 8 号様式 (第 13 条第 4 項)

(第 1 面)

標識設置届出書兼土石の堆積事業構想書 (新規構想)

(届出・提出先)  
横浜市長

次の土石の堆積事業に係る標識を設置しましたので、横浜市開発事業等の調整等に関する条例 (以下「条例」という。) 第 9 条第 2 項の規定により届け出るとともに、条例第 12 条第 2 項の規定により、土石の堆積事業構想書を提出します。

1 土石の堆積事業及び土石の堆積事業に係る手続等の概要

届出・提出年月日		年	月	日
標識設置年月日		年	月	日
土石の堆積事業区域の所在地 (地番)				
土石の堆積事業者 (届出・提出者)	住所			
	氏名			
	電話			
	種別	<input type="checkbox"/> ストックヤード運営事業者 <input type="checkbox"/> 土石を堆積する土地 (搬出先) を指定して土石の堆積に関する工事を する (搬出する) 請負契約の発注者 <input type="checkbox"/> 土石を堆積する土地 (搬出先) を決めて請負契約によらず自ら土石 の堆積に関する工事 (搬出) を行う者 <input type="checkbox"/> 土石の搬出又は処分を請け負い、土石を堆積する土地 (搬入先) を決 めて土石を堆積に関する工事 (搬出) を行う者 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
連絡先 (担当者・代理者)	氏名			
	電話			
	E-mail			
工事施行者 1	住所			
	氏名			
	電話			
	種別	<input type="checkbox"/> 堆積前の工事 <input type="checkbox"/> 堆積時の工事 <input type="checkbox"/> 除却時の工事		
工事施行者 2	住所			
	氏名			
	電話			
	種別	<input type="checkbox"/> 堆積前の工事 <input type="checkbox"/> 堆積時の工事 <input type="checkbox"/> 除却時の工事		
工事施行者 3	住所			
	氏名			
	電話			
	種別	<input type="checkbox"/> 堆積前の工事 <input type="checkbox"/> 堆積時の工事 <input type="checkbox"/> 除却時の工事		
区域の規制等	区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域		
	用途地域			
	地域まちづくり計画	<input type="checkbox"/> 都市計画マスタープランの地区プラン <input type="checkbox"/> 地区計画 <input type="checkbox"/> 建築協定 <input type="checkbox"/> 地域まちづくりプラン <input type="checkbox"/> 地域まちづくりルール 計画名:		
	その他の地域地区	<input type="checkbox"/> 風致地区 <input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域 <input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊危険区域		
	盛土規制法の土地用途	堆積前	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地	
	除却後	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 採草放牧地 <input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 公共施設用地		
備考				
土石の堆積事業受付番号		第	土計	号

(注意)

- 「土石の堆積事業者」、「工事施行者 1」、「工事施行者 2」及び「工事施行者 3」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 「連絡先 (担当者・代理者)」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。
- 「土石の堆積事業受付番号」の欄及び「受付欄」は記入しないでください。

受付欄

(A 4)

(第 2 面)

2 土石の堆積事業の構想の概要

①	目的		<input type="checkbox"/> 一時的な仮置き <input type="checkbox"/> 土石の買取り又は販売 <input type="checkbox"/> その他 ( )							
②	土石の堆積事業区域	所在地 (地番)	「第 1 面 1 土石の堆積事業区域の所在地 (地番)」と同じ。							
		面積	m <sup>2</sup>							
			内訳	市街化区域	m <sup>2</sup>					
		市街化調整区域	m <sup>2</sup>							
③	堆積規模 土石の	堆積を行う土地の面積	m <sup>2</sup>							
		最大堆積高さ	m							
		最大堆積土量	m <sup>3</sup>							
		堆積を行う範囲の面と堆積を行う土地の面がなす角度	度							
④	種類等 堆積する土石の	堆積する土石の種類	<input type="checkbox"/> 土砂又は岩石 <input type="checkbox"/> 有機物 <input type="checkbox"/> 廃棄物 <input type="checkbox"/> その他 ( )							
		その他法令等の手続	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 法令等名称 ( )							
⑤	土石の堆積の方法	空地の幅	m							
		構台・鋼矢板等の堆積に係る構造物の概要								
		柵及び標識の設置等の侵入防止対策								
		排水施設、沈砂池の設置等の土砂及び濁水の流出防止対策								
		その他の災害発生防止対策								
⑥	土石の搬入出	1 日の搬入量の最大量	m <sup>3</sup>							
		1 日の搬出量の最大量	m <sup>3</sup>							
		土石の堆積事業区域に搬入出を行う頻度								
		土石の堆積事業区域に搬入出を行う日・時間								
		土石の堆積事業への搬入元	<input type="checkbox"/> 複数箇所 <input type="checkbox"/> 単独箇所							
			所在地・地番							
		土石の堆積事業区域からの搬出先	<input type="checkbox"/> 複数箇所 <input type="checkbox"/> 単独箇所							
所在地・地番										
⑦	附属する建築物 (門及び塀等を含む。) 及び工作物の概要									
⑧	(予工期)	土石の堆積前工事期間	年	月	日	～	年	月	日	
		土石の堆積期間	年	月	日	～	年	月	日	
		土石の除却予定年月日								
		工期延長の予定	<input type="checkbox"/> 予定なし <input type="checkbox"/> 予定あり							
⑨	その他									

(注意)

⑧の「工期 (予定)」の欄に記入する工期 (予定) は、宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項の許可を得た日 (得る予定日) 又は同法第 15 条第 1 項の協議が成立した日 (成立予定日) から 5 年以内に土石を除却する工期 (予定) としてください。また、同法第 16 条第 1 項の規定により土石の堆積に関する工事の予定期間の延長について許可を受けることを予定している場合は、「工期 (予定)」の「工期の延長予定」の欄は、「予定あり」としてください。

(第 3 面)

3 周辺への配慮事項等に係る土石の堆積事業者の見解

周辺への配慮事項等	土石の堆積事業者の見解
① 土石の堆積事業に関する工事の施行中における粉じんの飛散防止対策及び工事車両の通行等	
② 地域まちづくり計画との整合に関する事項	
③ その他	

4 添付図書の一覧

- (1) 位置図
- (2) 現況図
- (3) 公図の写し
- (4) 土石の堆積計画平面図
- (5) 土石の堆積計画断面図
- (6) 標識を撮影した写真（遠景及び近景）  
 ※ 標識の設置状況並びに標識に記載された事項及び貼付された図面を確認できるように撮影してください。
- (7) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 ②は、地域まちづくり計画の範囲に土石の堆積事業等区域が含まれている場合に記入してください。
- 2 添付する図書は、市長が定める方法により作成してください。

第 9 号様式 (第 15 条第 1 項)

開発事業の構想変更届出書

(届出先)  
横浜市長

次の開発事業の構想の変更について、横浜市開発事業等の調整等に関する条例第 15 条第 1 項又は第 20 条第 2 項の規定により届け出ます。

1 開発事業及び開発事業に係る手続等の概要 (変更後)

届出年月日	年 月 日
標識修正年月日	年 月 日
同意年月日 (同意後の場合)	年 月 日
開発事業受付番号	第 宅開計・農開計・森開計・共開計 号
開発事業区域の所在地 (地番)	
開発事業者 (届出者)	住所
	氏名
	電話
連絡先 (担当者・代理者)	氏名
	電話
	E-mail
開発事業の区分	<input type="checkbox"/> ア：開発行為 (開発区域の面積 500 m <sup>2</sup> 以上等) <input type="checkbox"/> イ：大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ウ：市街化調整区域における建築物の建築 (建築物の敷地の面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上等) <input type="checkbox"/> エ：宅地造成及び特定盛土等 <input type="checkbox"/> オ：斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> カ：開発行為 (開発区域の面積 500 m <sup>2</sup> 未満かつ道路位置指定を要するもの)
特定大規模開発事業等	<input type="checkbox"/> 開発事業区域の面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上 <input type="checkbox"/> 開発事業区域のうち市街化調整区域の面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上 <input type="checkbox"/> 大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> 高さ 9 m を超える盛土 <input type="checkbox"/> 非該当
特定小規模開発事業等	<input type="checkbox"/> 開発事業区域の面積 500 m <sup>2</sup> 未満 <input type="checkbox"/> 非該当
備考	

2 開発事業の構想の変更の概要

変更の理由			
変更の内容	項目	変更前	変更後
			受付欄

3 添付図書の一覧

- (1) 開発事業構想書の添付図書のうち開発事業の構想の変更に伴いその内容が変更されるもの
- (2) 開発事業の構想の変更の内容を示した図書
- (3) 修正した標識を撮影した写真 (遠景及び近景)  
※ 標識の設置状況並びに標識に記載された事項及び貼付された図面を確認できるように撮影してください。
- (4) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 「開発事業者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 「連絡先 (担当者・代理者)」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。
- 3 「変更の理由」及び「変更の内容」の欄は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することもできます。
- 4 「受付欄」は記入しないでください。

(A 4)

第 10 号様式 (第 15 条第 1 項)

土石の堆積事業の構想変更届出書

(届出先)  
横浜市長

次の土石の堆積事業の構想の変更について、横浜市開発事業等の調整等に関する条例第 15 条第 1 項又は条例第 20 条第 2 項の規定により届け出ます。

1 土石の堆積事業及び土石の堆積事業に係る手続等の概要

届出年月日	年 月 日
標識修正年月日	年 月 日
同意年月日 (同意後の場合)	年 月 日
土石の堆積事業受付番号	第 土計 号
土石の堆積事業区域の所在地 (地番)	
土石の堆積事業者 (届出者)	住所
	氏名
	電話
連絡先 (担当者・代理者)	氏名
	電話
	E-mail
特定大規模開発事業等	<input type="checkbox"/> 土石の堆積事業区域の面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上 <input type="checkbox"/> 土石の堆積事業区域のうち市街化調整区域の面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上 <input type="checkbox"/> 土石の堆積を行う土地の面積 2,000 m <sup>2</sup> 以上 <input type="checkbox"/> 土石の堆積の高さ 5 m 以上 <input type="checkbox"/> 非該当
特定小規模開発事業等	<input type="checkbox"/> 土石の堆積事業区域の面積 500 m <sup>2</sup> 未満 <input type="checkbox"/> 非該当
備考	

2 土石の堆積事業の構想の概要

変更の理由			
変更の内容	項目	変更前	変更後
			受付欄

3 添付図書の一覧

- (1) 土石の堆積事業構想書の添付図書のうち土石の堆積事業の構想の変更に伴いその内容が変更されるもの
- (2) 土石の堆積事業の構想の変更の内容を示した図書
- (3) 修正した標識を撮影した写真 (遠景及び近景)  
※ 標識の設置状況並びに標識に記載された事項及び貼付された図面を確認できるように撮影してください。
- (4) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 「土石の堆積事業者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 「連絡先 (担当者・代理者)」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。
- 3 「変更の理由」及び「変更の内容」の欄は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することもできます。
- 4 「受付欄」は記入しないでください。

(A 4)

第 11 号様式 (第 15 条第 2 項)

軽微な変更届出書 (開発事業)

(届出先)  
横浜市長

次の開発事業の構想又は計画の軽微な変更について、横浜市開発事業等の調整等に関する条例第 15 条第 1 項又は第 20 条第 5 項の規定により届け出ます。

1 開発事業及び開発事業に係る手続等の概要

届出年月日	年 月 日
標識修正年月日	年 月 日
同意年月日 (同意後の場合)	年 月 日
開発事業受付番号	第 宅開計・農開計・森開計・共開計 号
開発事業区域の所在地 (地番)	
開発事業者 (届出者)	住所
	氏名
	電話
連絡先 (担当者・代理者)	氏名
	電話
	E-mail
開発事業の区分	<input type="checkbox"/> ア：開発行為 (開発区域の面積 500 m <sup>2</sup> 以上等) <input type="checkbox"/> イ：大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ウ：市街化調整区域における建築物の建築 (建築物の敷地の面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上等) <input type="checkbox"/> エ：宅地造成及び特定盛土等 <input type="checkbox"/> オ：斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> カ：開発行為 (開発区域の面積 500 m <sup>2</sup> 未満かつ道路位置指定を要するもの)
備考	

2 開発事業の構想又は計画の変更の概要

変更の理由			
変更の内容	項目	変更前	変更後
			受付欄

3 添付図書の一覧

- (1) 開発事業構想書の添付図書のうち開発事業の構想又は開発事業の計画の変更に伴いその内容が変更されるもの
- (2) 開発事業の構想又は開発事業の計画の変更の内容を示した図書
- (3) 修正した標識を撮影した写真 (遠景及び近景)  
※ 標識の設置状況並びに標識に記載された事項及び貼付された図面を確認できるように撮影してください。
- (4) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 「開発事業者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 「連絡先 (担当者・代理者)」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。
- 3 「変更の理由」及び「変更の内容」の欄は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することもできます。
- 4 「受付欄」は記入しないでください。

(A 4)

第 12 号様式 (第 15 条第 2 項)

軽微な変更届出書 (土石の堆積事業)

(届出先)  
横浜市長

次の土石の堆積事業の構想又は計画の軽微な変更について、横浜市開発事業等の調整等に関する条例第 15 条第 1 項又は第 20 条第 5 項の規定により届け出ます。

1 土石の堆積事業及び土石の堆積事業に係る手続等の概要

届出年月日	年	月	日
標識修正年月日	年	月	日
同意年月日 (同意後の場合)	年	月	日
土石の堆積事業受付番号	第	土計	号
土石の堆積事業区域の所在地 (地番)			
土石の堆積事業者 (届出者)	住所		
	氏名		
	電話		
連絡先 (担当者・代理者)	氏名		
	電話		
	E-mail		
備考			

2 土石の堆積事業の構想又は計画の概要

変更の理由			
変更の内容	項目	変更前	変更後
			受付欄

3 添付図書の一覧

- (1) 土石の堆積事業構想書の添付図書のうち土石の堆積事業の構想又は土石の堆積事業の計画の変更に伴いその内容が変更されるもの
- (2) 土石の堆積事業の構想又は土石の堆積事業の計画の変更の内容を示した図書
- (3) 修正した標識を撮影した写真 (遠景及び近景)  
※ 標識の設置状況並びに標識に記載された事項及び貼付された図面を確認できるように撮影してください。
- (4) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 「土石の堆積事業者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 「連絡先 (担当者・代理者)」の「氏名」の欄は、法人にあつては、商号又は名称及び氏名を記入してください。
- 3 「変更の理由」及び「変更の内容」の欄は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することもできます。
- 4 「受付欄」は記入しないでください。

(A 4)

第 12 号 様 式 の 次 に 次 の 25 様 式 を 加 え る 。

第 13 号様式 (第 17 条第 1 項)

開発等協議申出書

(申出先)  
横浜市長

横浜市開発事業等の調整等に関する条例 (以下「条例」という。) 第 16 条第 4 項の規定により、開発等協議の申出を行います。

1 開発事業又は土石の堆積事業の概要等

申出年月日		年	月	日
開発事業者又は 土石の堆積事業者 (申出者)	住所			
	氏名			
	電話			
連絡先 (担当者・代理者)	氏名			
	電話			
	E-mail			
開発事業受付番号又は 土石の堆積事業受付番号	第	宅開計・農開計・森開計・共開計・土計	号	
開発事業区域又は 土石の堆積事業区域 の所在地 (地番)				
開発事業又は 土石の堆積事業の区分	開発 事業	<input type="checkbox"/> ア：開発行為 (開発区域の面積 500 m <sup>2</sup> 以上等) <input type="checkbox"/> イ：大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ウ：市街化調整区域における建築物の建築 (建築物の敷地の面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上等) <input type="checkbox"/> エ：宅地造成及び特定盛土等 <input type="checkbox"/> オ：斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> カ：開発行為 (開発区域の面積 500 m <sup>2</sup> 未満かつ道路位置指定を要するもの)		
		<input type="checkbox"/> 土石の堆積事業		
				受付欄

2 添付図書の一覧

(1) 土地利用計画図

※ 次の開発事業又は土石の堆積事業の場合は、添付は不要です。

- ・「エ：宅地造成及び特定盛土等」に該当する開発事業のうち開発事業区域の面積が 500 m<sup>2</sup>未満であるもの
- ・都市計画法第 29 条第 1 項第 4 号から第 11 号までに規定する開発行為に該当する開発事業
- ・条例第 3 条第 1 号又は第 2 号に規定する開発事業

(2) 造成計画平面図

※ 開発事業に関する工事が宅地造成及び特定盛土等に関する工事 (宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項ただし書の規定による工事を除く。) に該当しない場合及び土石の堆積事業の場合は、添付は不要です。

(3) 土石の堆積計画平面図 (土石の堆積事業の場合に限る。)

(4) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 「開発事業者」又は「土石の堆積事業者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 「連絡先 (担当者・代理者)」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。
- 3 「受付欄」は、記入しないでください。

(A 4)

第 14 号様式 (第 17 条第 2 項)

第 年 月 日

開発等協議事項通知書

横浜市長



横浜市開発事業等の調整等に関する条例第 16 条第 5 項の規定により、次の開発事業等について協議を必要と認める事項について通知します。

1 開発事業又は土石の堆積事業の概要等

開発等協議申出年月日		年 月 日
開発事業者又は 土石の堆積事業者 (通知先)	住所	
	氏名	
開発事業受付番号又は 土石の堆積事業受付番号	第	宅開計・農開計・森開計・共開計・土計 号
開発事業区域又は 土石の堆積事業区域 の所在地 (地番)		
開発事業又は 土石の堆積事業の区分	開発事業	<input type="checkbox"/> ア：開発行為 (開発区域の面積 500 m <sup>2</sup> 以上等) <input type="checkbox"/> イ：大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ウ：市街化調整区域における建築物の建築 (建築物の敷地の面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上等) <input type="checkbox"/> エ：宅地造成及び特定盛土等 <input type="checkbox"/> オ：斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> カ：開発行為 (開発区域の面積 500 m <sup>2</sup> 未満かつ道路位置指定を要するもの)
		<input type="checkbox"/> 土石の堆積事業

2 協議事項

(A 4)

第 15 号様式 (第 17 条第 4 項)

(第 1 面)  
開発等協議事項に係る見解書

(提出先)  
横浜市長

横浜市開発事業等の調整等に関する条例 (以下「条例」という。) 第 16 条第 6 項の規定により、開発等協議を行った事項についての見解書を提出します。

1 開発事業又は土石の堆積事業の概要等

提出年月日		年	月	日
開発事業者又は 土石の堆積事業者 (提出者)	住所			
	氏名			
	電話			
連絡先 (担当者・代理者)	氏名			
	電話			
	E-mail			
開発事業受付番号又は 土石の堆積事業受付番号	第	宅開計・農開計・森開計・共開計・土計	号	
開発事業区域又は 土石の堆積事業区域 の所在地 (地番)				
開発事業又は 土石の堆積事業の区分	開 発 事 業	<input type="checkbox"/> ア：開発行為 (開発区域の面積 500 m <sup>2</sup> 以上等) <input type="checkbox"/> イ：大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ウ：市街化調整区域における建築物の建築 (建築物の敷地の面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上等) <input type="checkbox"/> エ：宅地造成及び特定盛土等 <input type="checkbox"/> オ：斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> カ：開発行為 (開発区域の面積 500 m <sup>2</sup> 未満かつ道路位置指定を要するもの)		
		<input type="checkbox"/> 土石の堆積事業		
				受付欄

(注意)

- 「開発事業者」又は「土石の堆積事業者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 「連絡先 (担当者・代理者)」の「氏名」の欄は、法人にあつては、商号又は名称及び氏名を記入してください。
- 「受付欄」は、記入しないでください。

(A 4)

(第 2 面)

2 協議事項についての開発事業者等の見解

協議事項	開発事業者等の見解	添付図書

3 添付図書の一覧

(1) 土地利用計画図

※ 次の開発事業又は土石の堆積事業の場合は、添付は不要です。

- ・「エ：宅地造成及び特定盛土等」に該当する開発事業のうち開発事業区域の面積が 500 m<sup>2</sup> 未満であるもの
- ・都市計画法第 29 条第 1 項第 4 号から第 11 号までに規定する開発行為に該当する開発事業
- ・条例第 3 条第 1 号又は第 2 号に規定する開発事業

(2) 造成計画平面図

※ 開発事業に関する工事が宅地造成及び特定盛土等に関する工事（宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項ただし書きの規定による工事を除く。）に該当しない場合又は土石の堆積事業の場合は、添付は不要です。

(3) 土石の堆積計画平面図（土石の堆積事業の場合に限る。）

(4) 協議事項についての開発事業者等の見解を示すために必要な図書

(注意)

- 1 必要に応じてこの面の枚数を追加してください。
- 2 3 (1)から(4)までに掲げる図書は、開発等協議により開発事業等の構想を変更した場合は、変更後のものを添付してください。

第 16 号様式（第 17 条第 5 項）

第 年 月 日

開発等協議結果通知書

横浜市長



横浜市開発事業等の調整等に関する条例第 16 条第 7 項の規定により、次の開発事業等について開発等協議の結果について通知します。

1 開発事業又は土石の堆積事業の概要等

開発等協議申出年月日	年 月 日
開発等協議事項に係る 見解書提出日	年 月 日
開発事業者又は 土石の堆積事業者 (通知先)	住所
	氏名
開発事業受付番号又は 土石の堆積事業受付番号	第 宅開計・農開計・森開計・共開計・土計 号
開発事業区域又は 土石の堆積事業区域 の所在地（地番）	
開発事業又は 土石の堆積事業の区分	<input type="checkbox"/> ア：開発行為（開発区域の面積 500 m <sup>2</sup> 以上等） <input type="checkbox"/> イ：大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ウ：市街化調整区域における建築物の建築（建築物の敷地の面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上等） <input type="checkbox"/> エ：宅地造成及び特定盛土等 <input type="checkbox"/> オ：斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> カ：開発行為（開発区域の面積 500 m <sup>2</sup> 未満かつ道路位置指定を要するもの）
	<input type="checkbox"/> 土石の堆積事業

2 開発等協議の結果

(A 4)

第 17 号様式 (第 18 条)

(第 1 面)  
開発事業計画の同意申請書

(申請先)  
横浜市長

横浜市開発事業等の調整等に関する条例 (以下「条例」という。) 第 17 条第 2 項の規定により、次の開発事業の計画に係る同意を申請します。

1 開発事業の概要

申請年月日		年 月 日
開発事業受付番号		第 宅開計・農開計・森開計・共開計 号
開発事業区域の所在地(地番)		
開発事業者 (申請者)	住所	
	氏名	
	電話	
連絡先 (担当者・代理者)	氏名	
	電話	
	E-mail	
開発事業の区分		<input type="checkbox"/> ア：開發行爲 (開発区域の面積 500 m <sup>2</sup> 以上等) <input type="checkbox"/> イ：大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ウ：市街化調整区域における建築物の建築 (建築物の敷地の面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上等) <input type="checkbox"/> エ：宅地造成及び特定盛土等 <input type="checkbox"/> オ：斜面地開發行爲 <input type="checkbox"/> カ：開發行爲 (開発区域の面積 500 m <sup>2</sup> 未満かつ道路位置指定を要するもの)
		受付欄

2 添付図書の一覧

(1) 土地利用計画図

※ 次の開発事業の場合は、添付は不要です。

- ・「エ：宅地造成及び特定盛土等」に該当する開発事業のうち開発事業区域の面積が 500 m<sup>2</sup>未満であるもの
- ・都市計画法第 29 条第 1 項第 4 号から第 11 号までに規定する開發行爲に該当する開発事業
- ・条例第 3 条第 1 号又は第 2 号に規定する開発事業

(2) 造成計画平面図

※ 開発事業に関する工事が宅地造成及び特定盛土等に関する工事 (宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項ただし書の規定による工事を除く。) に該当しない場合は、添付は不要です。

- (3) 開発事業の計画が整備基準に適合していることを証する図書 (整備基準が適用されない開発事業を除く。)
- (4) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 「開発事業者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 「連絡先 (担当者・代理者)」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。
- 3 「受付欄」は記入しないでください。
- 4 添付する図書は、市長が定める方法により作成してください。

(A 4)

(第 2 面)

3 開発事業の計画の概要

①	目的	<input type="checkbox"/> 建築物の建築 <input type="checkbox"/> 特定工作物の建設 <input type="checkbox"/> 災害の発生防止 <input type="checkbox"/> その他の土地利用							
②	業開 区發 域事	所在地 (地番)	「第 1 面 1 開発事業区域の所在地 (地番)」と同じ。						
		面積	m <sup>2</sup>						
	内訳	市街化区域	m <sup>2</sup>						
		市街化調整区域	m <sup>2</sup>						
③	条 例 に よ る 空 地	道路状空地	<input type="checkbox"/> あり	面積	m <sup>2</sup>	比率	%		
			<input type="checkbox"/> なし						
		歩道状空地	<input type="checkbox"/> あり	面積	m <sup>2</sup>	比率	%		
			<input type="checkbox"/> なし						
		自由利用空地	<input type="checkbox"/> あり	面積	m <sup>2</sup>	比率	%		
			<input type="checkbox"/> なし						
		緑化空地	<input type="checkbox"/> あり	建築物の敷地 (宅地) の面積		m <sup>2</sup>			
緑化空地の面積				m <sup>2</sup>					
緑化の比率				%					
本数				本					
<input type="checkbox"/> なし	理由								
④	整 備 概 要 ・ 管 理 者 等 の 公 共 施 設 等	道路又は道路状空地							
		公園等							
		雨水処理 (下水道・排水施設等)							
		雨水流出抑制施設 又は遊水地等							
		汚水処理 (下水道等)							
		消防水位 (防火水槽等)							
		ごみ収集場							
		公益用地							
		集会室							
		道路構造 (側溝切下げ等) その他							
⑤	予 定 す る 建 築 物 等 の 概 要	用途	住戸数	戸					
			敷地面積	m <sup>2</sup>	階数	地上 地下	階、 階		
		※一戸建て の住宅以外 の場合	建築面積	m <sup>2</sup>	建蔽率	%			
			延べ面積	m <sup>2</sup>	容積率	%			
				車庫等 : m <sup>2</sup>					
			構造	造	高さ	m			
		棟数	棟	駐車台数	台				
予定する (特定) 工作物									
その他予定する土地利用									
⑥	盛 土 ・ 切 土 等 の 概 要	盛土・切土の高さ	盛土	m	切土	m			
		盛土・切土の面積	盛土	m <sup>2</sup>	切土	m <sup>2</sup>			
		盛土・切土の土量	盛土	m <sup>3</sup>	切土	m <sup>3</sup>			
		擁壁の構造・高さ・勾配	造	m	度				
			造	m	度				
法面・屋根の高さ及び勾配	m		度						
⑦	(予 工 定 期)	開発事業	年	月	日	～	年	月	日
		建築物又は (特定) 工作物に関する工事	年	月	日	～	年	月	日
⑧	その他								

(注意)

- 1 開発事業が都市計画法第 29 条第 1 項第 4 号から第 11 号までに規定する開発行為に該当する場合は、又は条例第 3 条第 1 号若しくは第 2 号の開発事業に該当する場合は、③から⑤まで (④の「道路構造 (側溝切下げ等)」を除く。) の記入は不要です。
- 2 ⑥は、開発事業に関する工事が宅地造成及び特定盛土等に関する工事 (宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項ただし書の規定による工事を除く。) に該当する場合に記入してください。
- 3 ⑥の「盛土・切土の高さ」の欄は、一連する盛土又は切土の部分について、当該盛土又は切土の最高点と最下点との標高の差を記入してください。

第 18 号様式 (第 18 条)

(第 1 面)  
土石の堆積事業計画の同意申請書

(申請先)  
横浜市長

横浜市開発事業等の調整等に関する条例 (以下「条例」という。) 第 17 条第 2 項の規定により、次の土石の堆積事業の計画に係る同意を申請します。

1 土石の堆積事業の概要

申請年月日	年 月 日	
土石の堆積事業受付番号	第	土計 号
土石の堆積事業区域 の所在地 (地番)		
土石の堆積事業者 (申請者)	住所	
	氏名	
	電話	
連絡先 (担当者・代理者)	氏名	
	電話	
	E-mail	
		受付欄

2 添付図書の一覧

- (1) 土石の堆積計画平面図
- (2) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 「土石の堆積事業者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所  
の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 「連絡先 (担当者・代理者)」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を  
記入してください。
- 3 「受付欄」は記入しないでください。
- 4 添付する図書は、市長が定める方法により作成してください。

(A 4)

(第 2 面)

2 土石の堆積事業の計画の概要

①	目的	<input type="checkbox"/> 一時的な仮置き <input type="checkbox"/> 土石の買取り又は販売 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
②	積土石の堆積事業区域	所在地 (地番)	「第 1 面 1 土石の堆積事業区域の所在地 (地番)」と同じ。		
		面積	内訳		
			市街化区域	m <sup>2</sup>	
市街化調整区域	m <sup>2</sup>				
③	堆積規模	堆積を行う土地の面積	m <sup>2</sup>		
		最大堆積高さ	m		
		最大堆積土量	m <sup>3</sup>		
		堆積を行う範囲の面と堆積を行う土地の面がなす角度	度		
④	堆積する土石の種類等	堆積する土石の種類	<input type="checkbox"/> 土砂又は岩石 <input type="checkbox"/> 有機物 <input type="checkbox"/> 廃棄物 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
		その他法令等の手続	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 法令等名称 ( )		
⑤	土石の堆積の方法	空地の幅	m		
		構台・鋼矢板等の堆積に係る構造物の概要			
		柵及び標識の設置等の侵入防止対策			
		排水施設、沈砂池の設置等の土砂及び濁水の流出防止対策			
		その他の災害発生防止対策			
⑥	土石の搬入出	1 日の搬入量の最大量	m <sup>3</sup>		
		1 日の搬出量の最大量	m <sup>3</sup>		
		土石の堆積事業区域に搬入出を行う頻度			
		土石の堆積事業区域に搬入出を行う日・時間			
		土石の堆積事業への搬入元	<input type="checkbox"/> 複数箇所 <input type="checkbox"/> 単独箇所	所在地・地番	
			所在地・地番		
		土石の堆積事業区域からの搬出先	<input type="checkbox"/> 複数箇所 <input type="checkbox"/> 単独箇所	所在地・地番	
所在地・地番					
⑦	附属する建築物 (門及び塀等を含む。) 及び工作物の概要				
⑧	(予工期)	土石の堆積前工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
		土石の堆積期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
		土石の除却予定日			
		工期延長の予定	<input type="checkbox"/> 予定なし <input type="checkbox"/> 予定あり		
⑨	その他				

(注意)

⑧の「工期 (予定)」の欄に記入する工期 (予定) は、宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項の許可を得た日 (得る予定日) 又は同法第 15 条第 1 項の協議が成立した日 (成立予定日) から 5 年以内に土石を除却する工期 (予定) としてください。また、同法第 16 条第 1 項の規定により土石の堆積に関する工事の予定期間の延長について許可を受けることを予定している場合は、「工期 (予定)」の「工期の延長予定」の欄は、「予定あり」としてください。

第 19 号様式 (第 25 条)

横浜市 指令第 年 月 日 号

開発事業計画の同意通知書

横浜市長



横浜市開発事業等の調整等に関する条例第 19 条第 1 項の規定により、次の開発事業の計画について同意する処分をいたしましたので、同項の規定により通知します。

1 開発事業の計画の概要等

同意申請年月日	年 月 日	
開発事業者 (通知先)	住所	
	氏名	
開発事業受付番号	第	宅開計・農開計・森開計・共開計 号
開発事業区域の所在地 (地番)		
開発事業区域の面積	m <sup>2</sup>	
開発事業の区分	<input type="checkbox"/> ア：開発行為（開発区域の面積 500 m <sup>2</sup> 以上等） <input type="checkbox"/> イ：大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ウ：市街化調整区域における建築物の建築（建築物の敷地の面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上等） <input type="checkbox"/> エ：宅地造成及び特定盛土等 <input type="checkbox"/> オ：斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> カ：開発行為（開発区域の面積 500 m <sup>2</sup> 未満かつ道路位置指定を要するもの）	
開発事業の目的	<input type="checkbox"/> 建築物の建築 <input type="checkbox"/> 特定工作物の建設 <input type="checkbox"/> 災害の発生防止 <input type="checkbox"/> その他の土地利用	
予定する建築物又は（特定） 工作物等		

2 同意の条件及び付記事項

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第 20 号様式 (第 25 条)

横浜市 指令第 年 月 日 号

開発事業計画の不同意通知書

横浜市長



横浜市開発事業等の調整等に関する条例第 19 条第 1 項の規定により、次の開発事業の計画について同意しない処分をしましたので、同項の規定により通知します。

1 開発事業の計画の概要等

同意申請年月日	年 月 日	
開発事業者 (通知先)	住所	
	氏名	
開発事業受付番号	第	宅開計・農開計・森開計・共開計 号
開発事業区域の所在地(地番)		
開発事業区域の面積	m <sup>2</sup>	
開発事業の区分	<input type="checkbox"/> ア：開発行為（開発区域の面積 500 m <sup>2</sup> 以上等） <input type="checkbox"/> イ：大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ウ：市街化調整区域における建築物の建築（建築物の敷地の面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上等） <input type="checkbox"/> エ：宅地造成及び特定盛土等 <input type="checkbox"/> オ：斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> カ：開発行為（開発区域の面積 500 m <sup>2</sup> 未満かつ道路位置指定を要するもの）	
開発事業の目的	<input type="checkbox"/> 建築物の建築 <input type="checkbox"/> 特定工作物の建設 <input type="checkbox"/> 災害の発生防止 <input type="checkbox"/> その他の土地利用	
予定する建築物又は (特定) 工作物等		

2 同意しない理由

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第 21 号様式 (第 25 条)

横浜市 指令第 年 月 日 号

土石の堆積事業計画の同意通知書

横浜市長



横浜市開発事業等の調整等に関する条例第 19 条第 1 項の規定により、次の土石の堆積事業の計画について同意する処分をいたしましたので、同項の規定により通知します。

1 土石の堆積事業の計画の概要等

同意申請年月日	年 月 日	
土石の堆積事業者 (通知先)	住所	
	氏名	
土石の堆積事業受付番号	第	土計 号
土石の堆積事業区域の所在地 (地番)		
土石の堆積事業区域の面積	m <sup>2</sup>	
土石の堆積事業の目的	<input type="checkbox"/> 一時的な仮置き <input type="checkbox"/> 土石の買取り又は販売 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

2 同意の条件及び付記事項

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第 22 号様式 (第 25 条)

横浜市 指令第 年 月 日 号

土石の堆積事業計画の不同意通知書

横浜市長



横浜市開発事業等の調整等に関する条例第 19 条第 1 項の規定により、次の土石の堆積事業の計画について同意しない処分をいたしましたので、同項の規定により通知します。

1 土石の堆積事業の計画の概要等

同意申請年月日	年 月 日	
土石の堆積事業者 (通知先)	住所	
	氏名	
土石の堆積事業受付番号	第 土計 号	
土石の堆積事業区域の所在地 (地番)		
土石の堆積事業区域の面積	m <sup>2</sup>	
土石の堆積事業の目的	<input type="checkbox"/> 一時的な仮置き <input type="checkbox"/> 土石の買取り又は販売 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

2 同意しない理由

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第 23 号様式 (第 26 条第 1 項)

(第 1 面)  
開発事業計画の変更の同意申請書

(申請先)  
横浜市長

横浜市開発事業等の調整等に関する条例 (以下「条例」という。) 第 20 条第 4 項の規定により、次の開発事業の計画の変更に係る同意を申請します。

1 開発事業 (変更後) の概要

申請年月日		年	月	日
同意年月日 (変更前)		年	月	日
開発事業受付番号		第	宅開計・農開計・森開計・共開計	号
開発事業区域の所在地 (地番)				
開発事業者 (申請者)	住所			
	氏名			
	電話			
連絡先 (担当者・代理者)	氏名			
	電話			
	E-mail			
開発事業の区分		<input type="checkbox"/> ア：開発行為 (開発区域の面積 500 m <sup>2</sup> 以上等) <input type="checkbox"/> イ：大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ウ：市街化調整区域における建築物の建築 (建築物の敷地の面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上等) <input type="checkbox"/> エ：宅地造成及び特定盛土等 <input type="checkbox"/> オ：斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> カ：開発行為 (開発区域の面積 500 m <sup>2</sup> 未満かつ道路位置指定を要するもの)		
				受付欄

2 添付図書の一覧

- (1) 開発事業計画同意申請書の添付図書のうち開発事業の計画の変更に伴いその内容が変更されるもの
- (2) 開発事業の計画の変更の内容を示した図書
- (3) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 「開発事業者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 「連絡先 (担当者・代理者)」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。
- 3 「受付欄」は記入しないでください。
- 4 添付する図書は、市長が定める方法により作成してください。

(A 4)

(第 2 面)

3 開発事業の計画（変更後）の概要

①	目的	<input type="checkbox"/> 建築物の建築 <input type="checkbox"/> 特定工作物の建設 <input type="checkbox"/> 災害の発生防止 <input type="checkbox"/> その他の土地利用							
②	業 区 発 達 事	所在地（地番）	「第 1 面 1 開発事業区域の所在地（地番）」と同じ。						
		面積	内訳	市街化区域	m <sup>2</sup>				
	市街化調整区域			m <sup>2</sup>					
③	条 例 に よ る 空 地	道路状空地	<input type="checkbox"/> あり	面積	m <sup>2</sup>	比率	%		
			<input type="checkbox"/> なし						
		歩道状空地	<input type="checkbox"/> あり	面積	m <sup>2</sup>	比率	%		
			<input type="checkbox"/> なし						
		自由利用空地	<input type="checkbox"/> あり	面積	m <sup>2</sup>	比率	%		
			<input type="checkbox"/> なし						
		緑化空地	<input type="checkbox"/> あり	建築物の敷地（宅地）の面積	m <sup>2</sup>				
	緑化空地の面積	m <sup>2</sup>							
	緑化の比率				%				
	本数				本				
		<input type="checkbox"/> なし	理由：						
④	整 備 概 要 ・ 管 理 者 等 の 公 共 施 設 等	道路又は道路状空地							
		公園等							
		雨水処理（下水道・排水施設等）							
		雨水流出抑制施設又は遊水地等							
		汚水処理（下水道等）							
		消防水位（防火水槽等）							
		ごみ収集場							
		公益用地							
		集会室							
		道路構造（側溝切下げ等）							
	その他								
⑤	予 定 す る 建 築 物 等 の 概 要	用途	敷地面積	m <sup>2</sup>	階数	地上	戸		
						地下	階、		
		※一戸建ての住宅以外の場合	建築面積	m <sup>2</sup>	建蔽率	%			
			延べ面積	m <sup>2</sup>	容積率	%			
			車庫等：	m <sup>2</sup>					
			構造棟数	造棟	高さ	m			
					駐車台数	台			
	予定する（特定）工作物								
	その他予定する土地利用								
⑥	盛 土 ・ 切 土 の 概 要	盛土・切土の高さ	盛土	m	切土	m			
		盛土・切土の面積	盛土	m <sup>2</sup>	切土	m <sup>2</sup>			
		盛土・切土の土量	盛土	m <sup>3</sup>	切土	m <sup>3</sup>			
		擁壁の構造・高さ・勾配	造	m	度				
			造	m	度				
	法面・崖面の高さ及び勾配	m		度					
⑦	(予 工 期)	開発事業	年	月	日	～	年	月	日
		建築物又は（特定）工作物に関する工事	年	月	日	～	年	月	日
⑧	その他								

(注意)

- 1 開発事業が都市計画法第 29 条第 1 項第 4 号から第 11 号までに規定する開発行為に該当する場合は、③から⑤まで（④の「道路構造（側溝切下げ等）」を除く。）の記入は不要です。
- 2 ⑥は、開発事業に関する工事が宅地造成及び特定盛土等に関する工事（宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項ただし書の規定による工事を除く。）に該当する場合に記入してください。
- 3 ⑥の「盛土・切土の高さ」の欄は、一連する盛土又は切土の部分について、当該盛土又は切土の最高点と最下点との標高の差を記入してください。

第 24 号様式 (第 26 条第 1 項)

(第 1 面)

土石の堆積事業計画の変更の同意申請書

(申請先)  
横浜市長

横浜市開発事業等の調整等に関する条例第 20 条第 4 項の規定により、次の土石の堆積事業の計画の変更に係る同意を申請します。

1 土石の堆積事業 (変更後) の概要

申請年月日	年	月	日	
同意年月日 (変更前)	年	月	日	
土石の堆積事業受付番号	第	土計	号	
土石の堆積事業区域の所在地 (地番)				
土石の堆積事業者 (申請者)	住所			
	氏名			
	電話			
連絡先 (担当者・代理者)	氏名			
	電話			
	E-mail			
				受付欄

2 添付図書の一覧

- (1) 土石の堆積事業計画同意申請書の添付図書のうち土石の堆積事業の計画の変更に伴いその内容が変更されるもの
- (2) 土石の堆積事業の計画の変更の内容を示した図書
- (3) その他市長が必要と認める図書

(注意)

- 1 「土石の堆積事業者」、「工事施行者 1」、「工事施行者 2」及び「工事施行者 3」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 「連絡先 (担当者・代理者)」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。
- 3 「受付欄」は記入しないでください。
- 4 添付する図書は、市長が定める方法により作成してください。

(A 4)

(第 2 面)

2 土石の堆積事業の計画（変更後）の概要

①	目的	<input type="checkbox"/> 一時的な仮置き <input type="checkbox"/> 土石の買取り又は販売 <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②	土石の堆積事業区域	所在地（地番）	「第 1 面 1 土石の堆積事業区域の所在地（地番）」と同じ。							
		面積	m <sup>2</sup>							
			内訳	市街化区域	m <sup>2</sup>					
			市街化調整区域	m <sup>2</sup>						
③	堆積規模	堆積を行う土地の面積	m <sup>2</sup>							
		最大堆積高さ	m							
		最大堆積土量	m <sup>3</sup>							
		堆積を行う範囲の面と堆積を行う土地の面がなす角度	度							
④	堆積する土石の種類等	堆積する土石の種類	<input type="checkbox"/> 土砂又は岩石 <input type="checkbox"/> 有機物 <input type="checkbox"/> 廃棄物 <input type="checkbox"/> その他 ( )							
		その他法令等の手続	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 法令等名称 ( )							
⑤	土石の堆積の方法	空地の幅	m							
		構台・鋼矢板等の堆積に係る構造物の概要								
		柵及び標識の設置等の侵入防止対策								
		排水施設、沈砂池の設置等の土砂及び濁水の流出防止対策								
		その他の災害発生防止対策								
⑥	土石の搬入出	1 日の搬入量の最大量	m <sup>3</sup>							
		1 日の搬出量の最大量	m <sup>3</sup>							
		土石の堆積事業区域に搬入出を行う頻度								
		土石の堆積事業区域に搬入出を行う日・時間								
		土石の堆積事業への搬入元	<input type="checkbox"/> 複数箇所 <input type="checkbox"/> 単独箇所							
			所在地・地番							
		土石の堆積事業区域からの搬出先	<input type="checkbox"/> 複数箇所 <input type="checkbox"/> 単独箇所							
所在地・地番										
⑦	附属する建築物（門及び塀等を含む。）及び工作物の概要									
⑧	(予定期)	土石の堆積前工事期間	年	月	日	～	年	月	日	
		土石の堆積期間	年	月	日	～	年	月	日	
		土石の除却予定日								
		工期延長の予定	<input type="checkbox"/> 予定なし <input type="checkbox"/> 予定あり							
⑨	その他									

(注意)

⑧の「工期（予定）」の欄に記入する工期（予定）は、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の許可を得た日（得る予定日）又は同法第15条第1項の協議が成立した日（成立予定日）から5年以内に土石を除却する工期（予定）としてください。また、同法第16条第1項の規定により土石の堆積に関する工事の予定期間の延長について許可を受けることを予定している場合は、「工期（予定）」の「工期の延長予定」の欄は、「予定あり」としてください。

第 25 号様式（第 26 条第 3 項）

横浜市 指令第 年 月 日 号

開発事業計画の変更の同意通知書

横浜市長



横浜市開発事業等の調整等に関する条例第 20 条第 8 項において準用する同条例第 19 条第 1 項の規定により、次の開発事業の計画の変更について同意する処分をいたしましたので、通知します。

1 開発事業の計画（変更後）の概要等

同意申請年月日		年 月 日
開発事業者 （通知先）	住所	
	氏名	
開発事業受付番号	第	宅開計・農開計・森開計・共開計 号
開発事業区域の所在地（地番）		
開発事業区域の面積		m <sup>2</sup>
開発事業の区分	<input type="checkbox"/> ア：開発行為（開発区域の面積 500 m <sup>2</sup> 以上等） <input type="checkbox"/> イ：大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ウ：市街化調整区域における建築物の建築（建築物の敷地の面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上等） <input type="checkbox"/> エ：宅地造成及び特定盛土等 <input type="checkbox"/> オ：斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> カ：開発行為（開発区域の面積 500 m <sup>2</sup> 未満かつ道路位置指定を要するもの）	
開発事業の目的	<input type="checkbox"/> 建築物の建築 <input type="checkbox"/> 特定工作物の建設 <input type="checkbox"/> 災害の発生防止 <input type="checkbox"/> その他の土地利用	
予定する建築物又は （特定）工作物等		

2 同意の条件及び付記事項

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第 26 号様式（第 26 条第 3 項）

横浜市 指令第 年 月 日 号

開発事業計画の変更の不同意通知書

横浜市長



横浜市開発事業等の調整等に関する条例第20条第8項において準用する同条例第19条第1項の規定により、次の開発事業の計画の変更について同意しない処分をいたしましたので、通知します。

1 開発事業の計画（変更後）の概要等

同意申請年月日		年 月 日
開発事業者 (通知先)	住所	
	氏名	
開発事業受付番号	第	宅開計・農開計・森開計・共開計 号
開発事業区域の所在地(地番)		
開発事業区域の面積		
開発事業の区分		<input type="checkbox"/> ア：開発行為（開発区域の面積 500 m <sup>2</sup> 以上等） <input type="checkbox"/> イ：大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ウ：市街化調整区域における建築物の建築（建築物の敷地の面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上等） <input type="checkbox"/> エ：宅地造成及び特定盛土等 <input type="checkbox"/> オ：斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> カ：開発行為（開発区域の面積 500 m <sup>2</sup> 未満かつ道路位置指定を要するもの）
開発事業の目的		<input type="checkbox"/> 建築物の建築 <input type="checkbox"/> 特定工作物の建設 <input type="checkbox"/> 災害の発生防止 <input type="checkbox"/> その他の土地利用
予定する建築物又は (特定) 工作物等		

2 同意しない理由

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第 27 号様式（第 26 条第 3 項）

横浜市 指令第 年 月 日 号

土石の堆積事業計画の変更の同意通知書

横浜市長



横浜市開発事業等の調整等に関する条例第 20 条第 8 項において準用する同条例第 19 条第 1 項の規定により、次の土石の堆積事業の計画の変更について同意する処分をいたしましたので、通知します。

1 土石の堆積事業の計画（変更後）の概要等

同意申請年月日	年 月 日	
土石の堆積事業者 （通知先）	住所	
	氏名	
土石の堆積事業受付番号	第	土計 号
土石の堆積事業区域の所在地 （地番）		
土石の堆積事業区域の面積	m <sup>2</sup>	
土石の堆積事業の目的	<input type="checkbox"/> 一時的な仮置き <input type="checkbox"/> 土石の買取り又は販売 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

2 同意の条件及び付記事項

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第 28 号様式（第 26 条第 3 項）

横浜市 指令第 年 月 日 号

土石の堆積事業計画の変更の不同意通知書

横浜市長



横浜市開発事業等の調整等に関する条例第 20 条第 8 項において準用する同条例第 19 条第 1 項の規定により、次の土石の堆積事業の計画の変更について同意しない処分をいたしましたので、通知します。

1 土石の堆積事業の計画（変更後）の概要等

同意申請年月日	年 月 日	
土石の堆積事業者 （通知先）	住所	
	氏名	
土石の堆積事業受付番号	第 土計 号	
土石の堆積事業区域の所在地 （地番）		
土石の堆積事業区域の面積	m <sup>2</sup>	
土石の堆積事業の目的	<input type="checkbox"/> 一時的な仮置き <input type="checkbox"/> 土石の買取り又は販売 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

2 同意しない理由

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第 29 号様式 (第 27 条第 1 項)

開発事業等廃止届出書

(届出先)  
横浜市長

次の開発事業等を廃止しましたので、横浜市開発事業等の調整等に関する条例第 21 条の規定により届け出ます。

1 開発事業又は土石の堆積事業の概要等

届出年月日		年 月 日	
開発事業者又は 土石の堆積事業者 (届出者)	住所		
	氏名		
	電話		
連絡先 (担当者・代理者)	氏名		
	電話		
	E-mail		
開発事業受付番号又は 土石の堆積事業受付番号	第	宅開計・農開計・森開計・共開計・土計	号
開発事業区域又は 土石の堆積事業区域 の所在地 (地番)			
開発事業等の区分	開 発 事 業	<input type="checkbox"/> ア：開発行為 (開発区域の面積 500m <sup>2</sup> 以上等) <input type="checkbox"/> イ：大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ウ：市街化調整区域における建築物の建築 (建築物の敷地の面積 3,000m <sup>2</sup> 以上等) <input type="checkbox"/> エ：宅地造成及び特定盛土等 <input type="checkbox"/> オ：斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> カ：開発行為 (開発区域の面積 500m <sup>2</sup> 未滿かつ道路位置指定を要するもの)	
		<input type="checkbox"/> 土石の堆積事業	
開発事業等の手続の状況	標識設置の年月日	年	月 日
	標識設置届出書の提出年月日	年	月 日
	開発事業構想書又は 土石の堆積事業構想書の提出年月日	年	月 日
	同意の申請年月日	年	月 日
	同意の年月日	年	月 日
	開発事業又は土石の堆積事業 の廃止年月日	年	月 日
			受付欄

2 添付写真

開発事業又は土石の堆積事業の廃止に係る標識を撮影した写真 (遠景及び近景)

※ 標識の設置状況並びに標識に記載された事項及び貼付された図面を確認できるように撮影してください。

(注意)

- 「開発事業者」又は「土石の堆積事業者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 「連絡先 (担当者・代理者)」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。
- 「同意の申請年月日」及び「同意の年月日」の欄は、開発事業の計画又は土石の堆積事業の計画の変更の同意を得ている場合は、当該変更の同意について記入してください。
- 「受付欄」は、記入しないでください。

第 30 号様式 (第 27 条第 2 項)

開発事業の廃止のお知らせ		
廃止届出書の提出年月日		年      月      日
開発事業者	氏名	
	住所	
連絡先 (担当者・代理人)	氏名	
	電話	
この標識は、横浜市開発事業等の調整等に関する条例第 21 条の規定により、開発事業を廃止した上記の開発事業者が設置したものです。		

(A 3 以上)

(備考)

- 1 「開発事業者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入すること。
- 2 「連絡先(担当者・代理人)」の「氏名」の欄は、法人にあつては、商号又は名称及び氏名を記入すること。
- 3 罫線は、赤色とすること。

第 31 号様式 (第 27 条第 2 項)

<h2 style="margin: 0;">土砂又は岩石の積重ね (土石の堆積事業) の廃止のお知らせ</h2>		
廃止届出書の提出年月日	年      月      日	
土石の堆積事業者	氏名	
	住所	
連絡先 (担当者・代理者)	氏名	
	電話	
この標識は、横浜市開発事業等の調整等に関する条例第 21 条の規定により、土石の堆積事業を廃止した上記の土石の堆積事業者が設置したものです。		

(A 3 以上)

(備考)

- 1 「土石の堆積事業者」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入すること。
- 2 「連絡先(担当者・代理者)」の「氏名」の欄は、法人にあつては、商号又は名称及び氏名を記入すること。
- 3 罫線は、赤色とすること。

第 32 号様式(第 28 条第 1 項)

一般承継届出書

(届出先)  
横浜市長

次の開発事業又は土石の堆積事業について、開発事業の計画又は土石の堆積事業の計画に係る同意に基づく地位を承継しましたので、横浜市開発事業等の調整等に関する条例第 22 条第 1 項の規定により届け出ます。

1 開発事業又は土石の堆積事業の概要等

届出年月日		年 月 日
承継人 (届出者)	住所	
	氏名	
	電話	
連絡先 (担当者・代理者)	氏名	
	電話	
	E-mail	
開発事業受付番号又は 土石の堆積事業受付番号	第	宅開計・農開計・森開計・共開計・土計 号
同意の年月日		年 月 日
開発事業区域又は 土石の堆積事業区域 の所在地(地番)		
被承継人	住所	
	氏名	
	承継人との 続柄	
承継した年月日		年 月 日
承継の原因		
備考		
		受付欄

2 添付書類

開発事業の計画又は土石の堆積事業の計画に係る同意に基づく地位の承継の事実を証する書類

(注意)

- 「承継人」及び「被承継人」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 「連絡先(担当者・代理者)」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。
- 「同意の年月日」は、開発事業の計画又は土石の堆積事業の計画の変更の同意を得ている場合は、当該変更の同意について記入してください。
- 「受付欄」は、記入しないでください。

(A 4)

第 33 号様式 (第 28 条第 2 項)

特定承継承認申請書

(申請先)  
横浜市長

次の開発事業の計画又は土石の堆積事業の計画に係る同意に基づく地位の特定承継について、横浜市開発事業等の調整等に関する条例第 22 条第 2 項の規定による承認を受けたいので申請します。

1 開発事業又は土石の堆積事業の概要等

申請年月日		年 月 日
承継人 (申請者)	住所	
	氏名	
	電話	
連絡先 (担当者・代理者)	氏名	
	電話	
	E-mail	
開発事業受付番号又は 土石の堆積事業受付番号		第 宅開計・農開計・森開計・共開計・土計 号
同意の年月日		年 月 日
開発事業区域又は 土石の堆積事業区域 の所在地 (地番)		
被承継人	住所	
	氏名	
	承継人との 続柄	
開発事業又は土石の堆積事業 に関する工事を施行する権限 を取得した年月日		年 月 日
承継の理由		
備考		
		受付欄

2 添付書類

- (1) 開発事業又は土石の堆積事業に関する工事を施行する権限の取得を証する書類
- (2) 同意に基づく地位を承継人が承継することについて被承継人の同意を得たことを証する書類

(注意)

- 1 「承継人」及び「被承継人」の「住所」及び「氏名」の欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入してください。
- 2 「連絡先 (担当者・代理者)」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入してください。
- 3 「同意の年月日」は、開発事業の計画又は土石の堆積事業の計画の変更の同意を得ている場合は、当該変更の同意について記入してください。
- 4 「受付欄」は、記入しないでください。

(A 4)

第 34 号様式(第 28 条第 3 項)

横浜市 指令第 年 月 日 号

開発事業等の計画の同意に基づく地位の特定承継の承認通知書

横浜市長



次の開発事業の計画又は土石の堆積事業の計画に係る同意に基づく地位の特定承継について、横浜市開発事業等の調整等に関する条例第 22 条第 2 項の規定による承認の処分をしましたので、横浜市開発事業等の調整等に関する条例施行規則第 28 条第 3 項の規定により通知します。  
開発事業又は土石の堆積事業の概要等

申請年月日		年 月 日
承継人 (通知先)	住所	
	氏名	
	電話	
開発事業受付番号又は 土石の堆積事業受付番号		第 宅開計・農開計・森開計・共開計・土計 号
同意の年月日		年 月 日
開発事業区域又は 土石の堆積事業区域 の所在地(地番)		
被承継人	住所	
	氏名	
承継の理由		
備考		

(A 4)

第 35 号様式 (第 28 条第 3 項)

横浜市 指令第 年 月 日 号

開発事業等の計画の同意に基づく地位の特定承継の不承認通知書

横浜市長



次の開発事業の計画又は土石の堆積事業の計画に係る同意に基づく地位の特定承継について、横浜市開発事業等の調整等に関する条例第 22 条第 2 項の規定による承認をしない処分をしましたので、横浜市開発事業等の調整等に関する条例施行規則第 28 条第 3 項の規定により通知します。

1 開発事業又は土石の堆積事業の概要等

申請年月日		年 月 日
承継人 (通知先)	住所	
	氏名	
	電話	
開発事業受付番号又は 土石の堆積事業受付番号		第 宅開計・農開計・森開計・共開計・土計 号
同意の年月日		年 月 日
開発事業区域又は 土石の堆積事業区域 の所在地 (地番)		
被承継人	住所	
	氏名	
備考		

2 不承認の理由

(A 4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

第 36 号様式 (第 31 条第 1 項)

開発事業に関する台帳

		年度		区	
開発事業受付番号		第 号			
開発事業の区分		<input type="checkbox"/> ア：開発行為 <input type="checkbox"/> イ：大規模な共同住宅の建築 <input type="checkbox"/> ウ：市街化調整区域における建築物の建築 <input type="checkbox"/> エ：宅地造成及び特定盛土等 <input type="checkbox"/> オ：斜面地開発行為 <input type="checkbox"/> カ：開発行為（道路位置指定）			
規模		<input type="checkbox"/> 特定大規模開発事業等 <input type="checkbox"/> 特定小規模開発事業等 <input type="checkbox"/> その他			
手続の種類		標識設置届出書		開発事業構想書 (新規)	開発事業構想書 (変更)
開発事業区域の所在地 (地番)					
開発事業区域の面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
開発事業の目的 (予定する建築物等 の用途等)					
予定する建築物 の住戸数・棟数		戸 棟	戸 棟	戸 棟	
事業者 開発者	住所				
	氏名				
	代表者名				
標識設置日					
標識設置届出日					
住民説明	開始日				
	終了日				
開発事業構想書提出日					
開発事業構想書 縦覧期間	開始日				
	満了日				
再意見書受理日					
再見解書(写)提出日					
開発等 協議	申出日				
	協議事項通知日				
	見解書提出日				
	結果通知日				
同意申請日					
同意/不同意年月日					
内容 その他 提出日 の 手続	開発事業構想 変更案届出書				
	軽微な変更届出書				
	その他				

第 37 号様式 (第 31 条第 1 項)

土石の堆積事業に関する台帳

年度		区			
土石の堆積事業受付番号		第 号			
規模		<input type="checkbox"/> 特定大規模開発事業等 <input type="checkbox"/> 特定小規模開発事業等 <input type="checkbox"/> その他			
手続の種類		標識設置届出書	土石の堆積事業構想書 (新規)	土石の堆積事業構想書 (変更)	
土石の堆積事業区域 の所在地 (地番)					
土石の堆積事業区域 の面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
土石の堆積事業の目的					
事業者 の 堆積 の 土石	住所				
	氏名				
	代表者名				
標識設置日					
標識設置届出日					
住民説明	開始日				
	終了日				
土石の堆積事業 構想書提出日					
土石の堆積事業 構想書 縦覧期間	開始日				
	満了日				
再意見書受理日					
再見解書 (写) 提出日					
開発等 協議	申出日				
	協議事項通知日				
	見解書提出日				
	結果通知日				
同意申請日					
同意 / 不同意年月日					
内容 ・ 他 手 続 の 提出 日	土石の堆積事業 構想変更案届出書				
	軽微な変更届出書				
	その他				

(A 4)

附 則

( 施行期日 )

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

( 横浜市立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部改正 )

- 3 横浜市立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則(令和4年3月横浜市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。

告示

横浜市告示第 68 号

固定資産税（土地・家屋）に係る価格等縦覧帳簿の縦覧  
令和 7 年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を、次  
のとおり納税者の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 縦覧に供する価格等縦覧帳簿

(1) 土地価格等縦覧帳簿

(2) 家屋価格等縦覧帳簿

2 縦覧期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

3 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時まで

4 縦覧場所

土地及び家屋の所在地	縦覧に供する場所
鶴見区の区域	横浜市鶴見区役所総務部税務課
神奈川区の区域	横浜市神奈川区役所総務部税務課
西区の区域	横浜市西区役所総務部税務課
中区の区域	横浜市中区役所総務部税務課
南区の区域	横浜市南区役所総務部税務課
港南区の区域	横浜市港南区役所総務部税務課
保土ヶ谷区の区域	横浜市保土ヶ谷区役所総務部税務課
旭区の区域	横浜市旭区役所総務部税務課
磯子区の区域	横浜市磯子区役所総務部税務課
金沢区の区域	横浜市金沢区役所総務部税務課
港北区の区域	横浜市港北区役所総務部税務課
緑区の区域	横浜市緑区役所総務部税務課
青葉区の区域	横浜市青葉区役所総務部税務課
都筑区の区域	横浜市都筑区役所総務部税務課
戸塚区の区域	横浜市戸塚区役所総務部税務課
栄区の区域	横浜市栄区役所総務部税務課
泉区の区域	横浜市泉区役所総務部税務課
瀬谷区の区域	横浜市瀬谷区役所総務部税務課

横 浜 市 告 示 第 69 号

児 童 福 祉 施 設 及 び 特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 の 廃 止 ・ 確 認 辞 退

児 童 福 祉 法 施 行 規 則 （ 昭 和 23 年 厚 生 省 令 第 11 号 ） 第 38 条 第 3 項 及 び 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 法 （ 平 成 24 年 法 律 第 65 号 ） 第 36 条 の 規 定 に よ り 、 児 童 福 祉 施 設 及 び 特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 の 廃 止 を 承 認 し 、 確 認 の 辞 退 を 受 理 し た 。

令 和 7 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

廃止年月日	令和 7 年 3 月 31 日
確認辞退年月日	令和 7 年 3 月 31 日
施設種別	保育所
施設名称	保育室 ベルファミリーユ
設置者	特定非営利活動法人ファミリーユ
所在地	鶴見区東寺尾一丁目 4 番 14 号

横浜市告示第 70 号

指定公金事務取扱者の指定及び収納事務の委託

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、収納事務を委託した。

令和 7 年 3 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

指定公金事務取扱者の名称	指定公金事務取扱者の事務所の所在地	指定公金事務取扱者に委託した収納事務に係る歳入	指定公金事務取扱者の指定をした日	収納事務の委託をした日
横浜市緑の協会・金沢臨海サービスグループ	中区日本大通 58 番地	海の公園のイベント等を開催する場 合等の行為許可及び一時的な占用許可に係る使用料	令和 7 年 4 月 1 日	令和 7 年 4 月 1 日

横 浜 市 告 示 第 71 号

マ ン シ ョ ン 管 理 計 画 認 定 審 査 業 務 の 委 託

マ ン シ ョ ン の 管 理 の 適 正 化 の 推 進 に 関 す る 法 律 ( 平 成 12 年 法 律 第 149 号 ) 第 5 条 の 12 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 マ ン シ ョ ン 管 理 計 画 認 定 審 査 業 務 を 次 の と お り 委 託 し た 。

令 和 7 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
一 般 社 団 法 人 神 奈 川 県 マ ン シ ョ ン 管 理 士 会	中 区 翁 町 1 丁 目 5 番 地 の 14	令 和 7 年 2 月 3 日 か ら 令 和 7 年 3 月 14 日 ま で

横浜市告示第 72 号

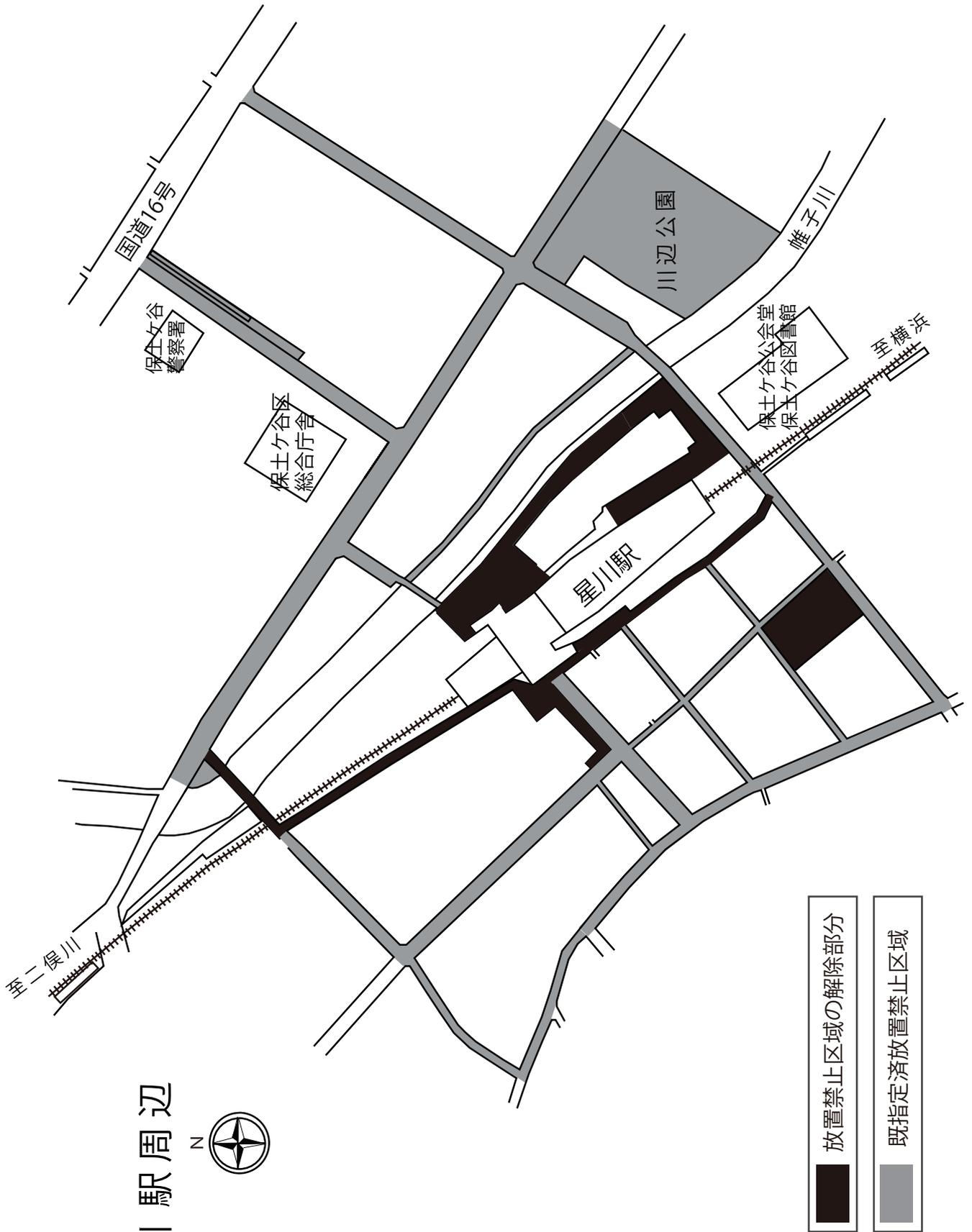
自転車等放置禁止区域の変更

横浜市自転車等の放置防止に関する条例（昭和 60 年 4 月横浜市条例第 16 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域を次のとおり変更する。

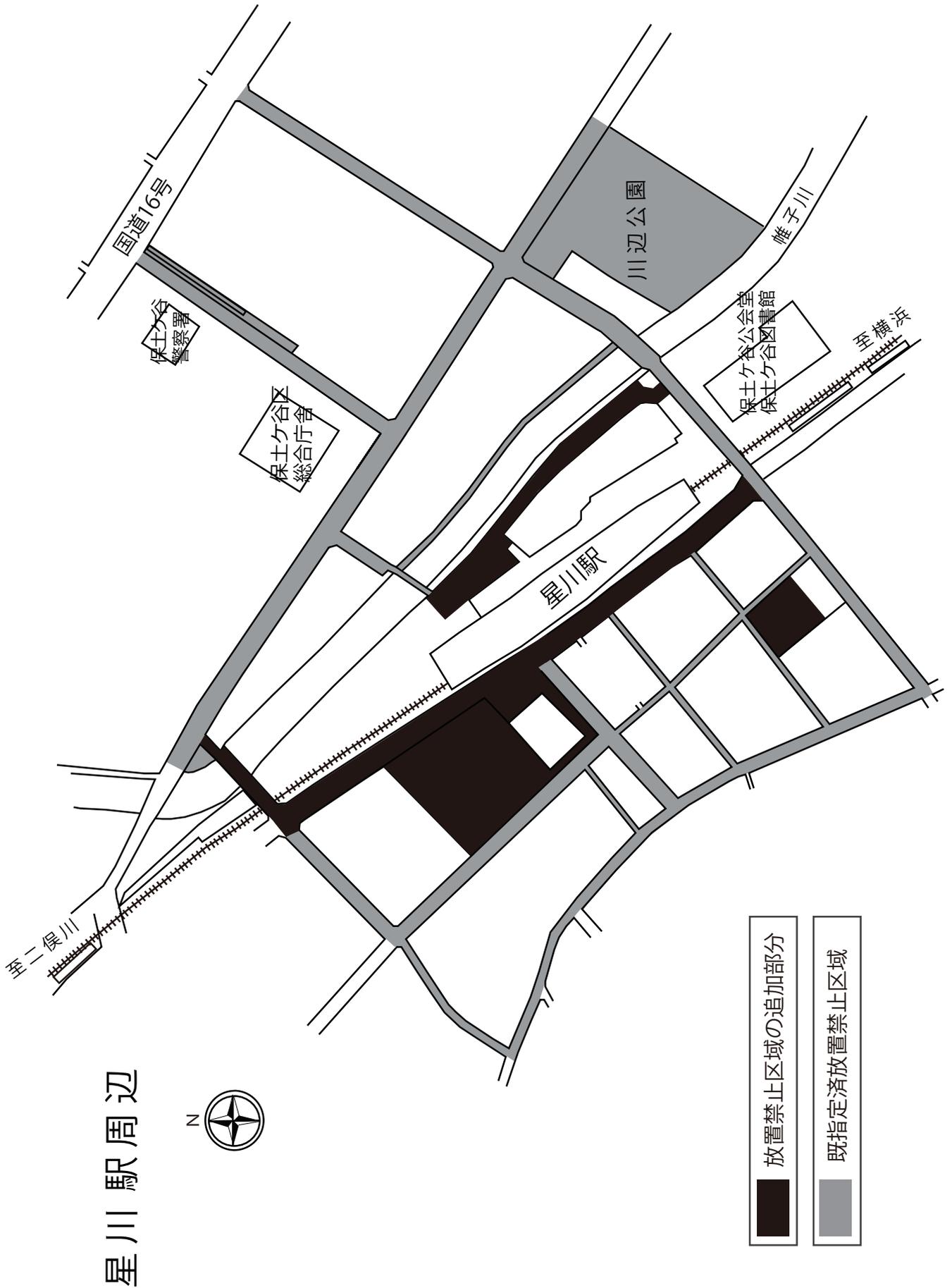
令和 7 年 3 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

変更年月日	変更する指定場所	
	指定区域名	区域図
令和 7 年 3 月 14 日	星川駅周辺	別図のとおり



星川駅周辺



横浜市告示第 73 号

横浜市道路占用許可基準の一部改正

横浜市道路占用許可基準（平成 18 年 3 月横浜市告示第 97 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日に施行する。  
令和 7 年 3 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

第 2 章第 1 節第 1 項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 電柱、電話柱、その他の柱類（街灯又は防犯灯用の柱を除く。）については、道路幅員 6.5 メートル以下の道路及び歩道幅員 2.5 メートル未満の歩道に設けることはできない。ただし、昭和 54 年 3 月 11 日以前に認定された道路で、道路の構造上又は交通上やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (2) 電柱、電話柱については、原則として次の各号に掲げる道路に設けることはできない。

ア 道路法第 37 条第 1 項の規定に基づき告示された道路上の指定区域

イ 新設又は改築された道路で、平成 28 年 12 月 16 日以後に供用が開始された主要幹線道路。ただし、令和 7 年 3 月 31 日以前に設けられたものの更新、移設は除く。

第 2 章第 1 節第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 有線音楽放送線を架設するための柱については、設けることはできない。

第 2 章第 1 節に次の 1 項を加える。

14 電気自動車等用充電機器の占用

- (1) 占用主体は、充電機器等の継続的な設置により道路の構造又は保全に支障を生ずることのないよう、占用物件を適切に管理する能力を有すると認められる者であること。
- (2) 占用場所については、道路管理者及び所管警察署と十分に協議すること。
- (3) 充電車両の入退出時や運転手等の乗降時に危険がない場所であること。
- (4) 走行車両（自転車等の軽車両を含む。）の視認性を妨げない場所であること。
- (5) その他交通事故防止の観点から、安全に十分配慮された場所であること。
- (6) 充電機器のメンテナンスをするための十分なスペースを確保できる場所であること。
- (7) 歩道を有する道路において、原則として窪んだスペースを充電スペースとし、通行の支障とならないよう駐車枠を設置する

こと。

- (8) 歩行者や車両等の通行の支障にならない電源・電線・充電ケーブル等の配置とし、現地の状況を踏まえ必要に応じて埋設すること。
- (9) 法定外表示や看板等により適切な注意喚起をするなど、十分な安全対策をすること。
- (10) 充電スペースの設置場所を示す案内サインを設置すること。
- (11) 充電機器近くに連絡先を記載するなど、利用者が連絡を取ることができる措置を講じていること。

第 2 章第 2 節第 1 項第 1 号中「別表 2」を「別表」に改める。

第 2 章中第 12 節を第 13 節とし、第 7 節から第 11 節までを 1 節ずつ繰り下げる。

第 2 章第 6 節第 3 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 添加看板とは、電柱、電話柱、アーケードその他の工作物に添加又は巻き付ける看板をいう。

第 2 章第 6 節第 3 項第 2 号中「(1)に掲げるもののほか、」を削る。

第 2 章中第 6 節を第 7 節とし、第 5 節を第 6 節とする。

第 2 章第 4 節第 2 項第 2 号中「ものではないこと」を「おそれのないものとし、適切に管理が行われるものであること」に改め、同項第 6 号中「その階層は 1、その幅員」を「原則として、その階層は 1、幅員」に改め、同項第 9 号中「水平距離は」を「水平距離を」に改め、同項第 10 号イからエまでを次のように改める。

イ 通路と建築物との間には、建築基準法施行令第 112 条第 19 項第 1 号又は第 2 号に掲げる基準に適合する特定防火設備を設けること。

ウ 通路を設ける建築物の外壁の開口部が大きい場合等で、当該建築物の火災によって通路による避難に支障がある場合には、当該開口部に防火設備を設ける等通路を設ける建築物の火災によって、通路による避難が安全となるよう適切な措置を講ずること。

エ 通路には、建築基準法施行令第 126 条の 3 に掲げる規定に適合する排煙設備を設けるなど、適切な排煙の措置を講ずること。ただし、イにおいて建築基準法施行令第 112 条第 19 項第 1 号又は第 2 号に掲げる基準に適合する特定防火設備を設け、かつ、通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした場合はこの限りでない。

第 2 章第 4 節第 2 項第 11 号中「5.5 メートル以上」を「電線、電車線等の路面からの高さを考慮し、車道は 5.5 メートル以上」に改め、同項第 13 号中「振動性状に応じた構造とし、構造計算をする場

合の積載荷重は、床、柱、大はり又は基礎に対して、1平方メートルにつき500キログラム、水平震度0.2、鉛直震度0.1以上とすること」を「振動性状も考慮して、適当な構造とすること」に改める。

第2章中第4節を第5節とし、第3節を第4節とし、第2節の次に次の1節を加える。

第3節 法第32条第1項第3号に係る施設

1 自動運行補助施設の占用

(1) 自動運行補助施設のうち、道路上又は道路の路面下に設置し、次のいずれかに該当するものを路面施設という。

ア 自動運行車（自動運行装置を備えている自動車その他の自動運転に係る技術により運行する自動車をいう。以下同じ。）の走行方向に対して、横断方向の自車位置の補正をするため、連続的に線状に道路上又は道路の路面下に設置する誘導線

イ 自動運行車の走行方向に対して、縦断方向、横断方向の双方又は一方の自車位置の補正をするため、連続的に点状に道路上又は道路の路面下に設置する磁石

ウ 自動運行車の走行方向に対して、縦断方向、横断方向の双方又は一方の自車位置の補正をするため、点状に道路上又は道路の路面下に設置する(ア)又は(イ)の電子タグ

(ア) 誘導式読み書き通信設備によって、情報が読み書きされる記録媒体

(イ) 移動体識別に使用する通信設備からの誘導電波の受信装置

(2) 路面施設に用いる材料は、次のいずれにも適合することであること。

ア 輪荷重その他の路面施設に作用する荷重及びこれらの荷重の組み合わせに対して十分な強度を有していること。

イ 耐久性が明らかであること。

ウ 耐候性・耐食性に優れ、熱やさび等により著しい劣化が起きないこと。

エ 路面施設による磁界又は電波が人体や周辺環境に著しい影響を与えないこと。

オ 維持管理が容易であること。

カ 舗装材の再利用の際に著しい支障とならないこと。

(3) 占用主体は、次のいずれにも該当している者であることとする。

ア 自動運行補助施設の継続的な設置により道路の構造又は保全に支障を生ずることのないよう、占用物件を適確に管理す

ることができると認められる者であること。

イ 道路管理者による自動運行補助施設の性能等の公示及びそのための必要な情報の提供に同意している者であること。

(4) 道路法第 33 条第 2 項（第 5 号に係る部分に限る。）の規定により無余地性の基準の適用を除外する場合の占用主体は、次のいずれかに該当する者であること。

ア 自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他の安全かつ円滑な道路の交通の確保（イにおいて「地域における持続可能な公共交通網の形成等」という。）を図る活動を行うことを目的とする法人

イ 自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成等を図る観点から必要と認められる活動を実施する社団（アに該当する法人を除く。）であつて、道路管理者が指定したもの

別表 1 を削る。

別表 2 中

- 「・鋼管（JISG3452）250mm 以下
- ・強化プラスチック複合管（JISA5350）250mm 以下」

を

- 「・鋼管（JISG3452）250mm 以下
- ・硬質塩化ビニル管（JISK6741）175mm 以下
- ・強化プラスチック複合管（JISA5350）250mm 以下」

に改め、同表を別表とする。

別表 3 を削る。

公 告

横 浜 市 公 告 第 113 号

大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出

大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 ( 平 成 10 年 法 律 第 91 号 ) 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出 が あ っ た の で 、 同 条 第 3 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 5 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 届 出 及 び 添 付 書 類 を こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 間 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

な お 、 こ の 公 告 に 係 る 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 が そ の 周 辺 の 地 域 の 生 活 環 境 の 保 持 の た め 配 慮 す べ き 事 項 に つ い て 意 見 を 有 す る 者 は 、 こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 以 内 に 、 横 浜 市 長 に 対 し 、 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 7 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届 出 の 概 要

(1) 大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地

オ ー ロ ラ シ テ ィ

戸 塚 区 品 濃 町 537 番 地 の 1

(2) 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に

法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名

三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社

代 表 取 締 役 大 山 一 也

東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 1 丁 目 4 番 1 号

(3) 変 更 し た 事 項

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地	オ ー ロ ラ シ テ ィ 戸 塚 区 品 濃 町 537 番 地 の 1	オ ー ロ ラ シ テ ィ 戸 塚 区 品 濃 町 537 番 地 の 1
大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 代 表 取 締 役 橋 本 勝 東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 1 丁 目 4 番 1 号	三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 代 表 取 締 役 大 山 一 也 東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 1 丁 目 4 番 1 号
大 規 模 小 売 店 舗 に お い て 小 売 業 を 行 う 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に	イ オ ン リ テ ー ル ス ト ア 株 式 会 社 代 表 取 締 役 岡 崎 双 一	イ オ ン リ テ ー ル ス ト ア 株 式 会 社 代 表 取 締 役 井 出 武 美

法人にあっては代表者の氏名	千葉県美浜区中瀬 1 丁目 5 番地の 1 ほか 1 者	千葉県美浜区中瀬 1 丁目 5 番地の 1 ほか 1 者
---------------	------------------------------	------------------------------

(4) 変更の年月日  
令和 7 年 2 月 10 日 ほか

(5) 変更した理由  
店舗名称変更のため ほか

2 届出年月日  
令和 7 年 2 月 10 日

3 縦覧場所  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 114 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 7 年 3 月 5 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

新横浜プリンスペペ  
港北区新横浜三丁目 4 番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社西武リアルティソリューションズ  
代表取締役 齊藤朝秀  
東京都豊島区南池袋 1 丁目 16 番 15 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社良品計画 代表取締役 堂前宣夫 東京都豊島区東池袋 4 丁目 26 番 3 号 ほか 42 者	株式会社良品計画 代表取締役 清水智 東京都文京区後楽 2 丁目 5 番 1 号 ほか 44 者

(4) 変更の年月日

令和 6 年 11 月 23 日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のためほか

2 届出年月日

令和 7 年 2 月 13 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 115 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 7 年 3 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

オーロラシティ

戸塚区品濃町 537 番地の 1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社

代表取締役 大山 一 也

東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 1 号

(3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変更前	変更後
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前 7 時から午後 8 時まで ほか	午前 6 時から午後 10 時まで ほか

（添付図面は省略）

(4) 変更する年月日

令和 7 年 2 月 11 日

(5) 変更する理由

運営計画変更のため

2 届出年月日

令和 7 年 2 月 10 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 116 号

公園の指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公園の指定管理者として、次の者を指定した。

令和 7 年 3 月 5 日

横浜市長 山中竹春

名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
元町公園（プールに限る。）、弘明寺公園（プール及び子供用プールに限る。）及び中村公園（プール及び子供用プールに限る。）	緑区台村町 309 番地の 1	WS・NSP 共同事業体 代表者 株式会社 ウェルネスサポート 代表取締役社長 青木達郎	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
野庭中央公園（プール及び子供用プールに限る。）及び大坂下公園（プール及び子供用プールに限る。）	東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号	東急スポーツシステム株式会社 代表取締役社長 佐藤悠歩	同

横 浜 市 公 告 第 117 号

公 園 の 一 時 利 用 停 止

横 浜 市 公 園 条 例 ( 昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号 ) 第 3 条 第 1 項  
の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 園 の 利 用 を 一 時 停 止 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 み ど り 環 境 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課  
に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 7 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

公 園 の 名 称	位 置	一 時 利 用 停 止 の 区 域 及 び 面 積	一 時 利 用 停 止 の 態 様	一 時 利 用 停 止 期 間
姫 の 島 公 園	金 沢 区 泥 亀 一 丁 目 26	別 図 の と お り 3,413 m <sup>2</sup>	立 入 禁 止	令 和 7 年 3 月 10 日 か ら 令 和 7 年 9 月 30 日 ま で

別 図 ( 省 略 )

横 浜 市 公 告 第 118 号

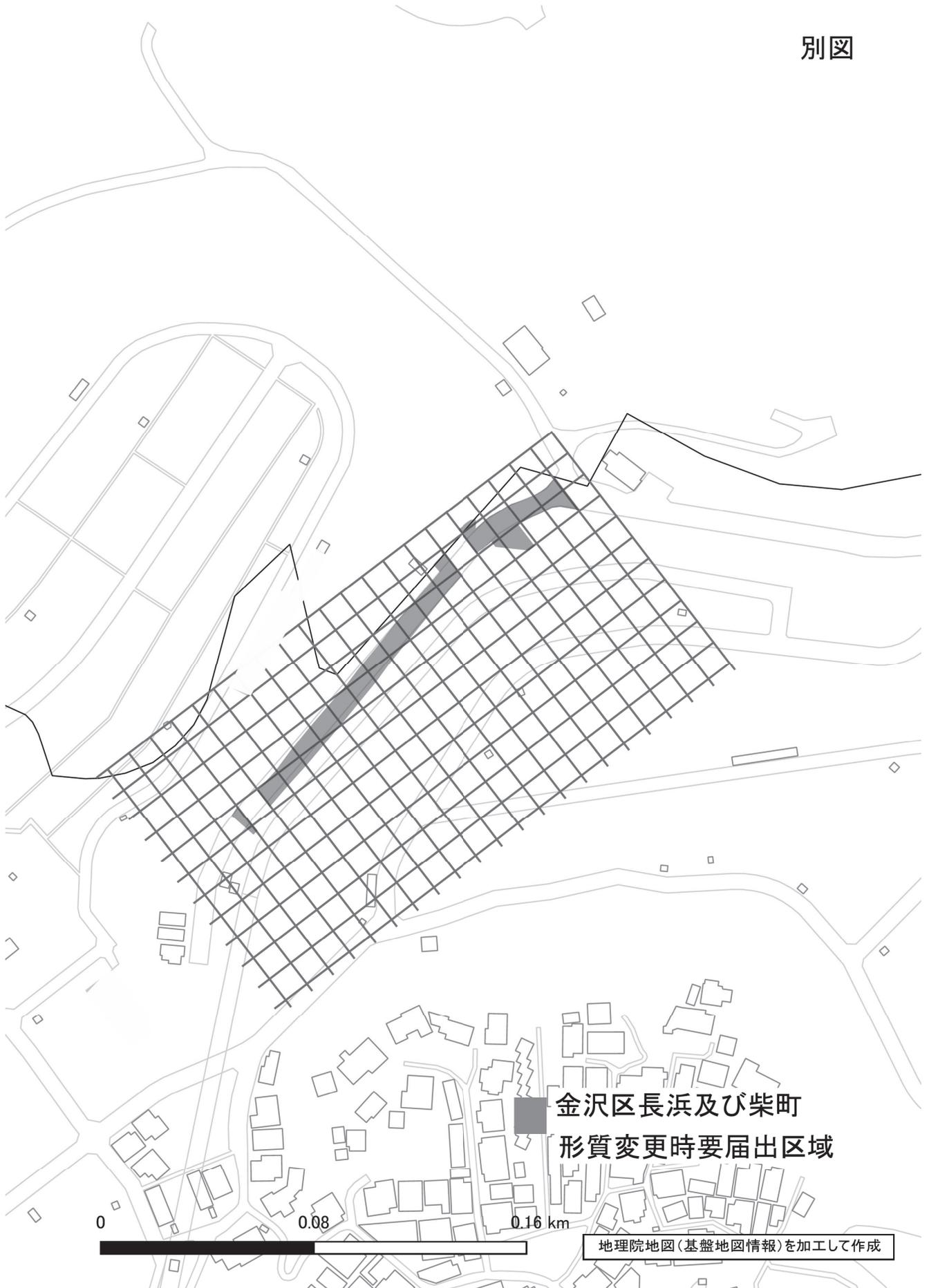
土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定  
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 14 条 第 1 項 の 規 定 に 基  
づ き 申 請 さ れ た 次 の 土 地 の 区 域 に つ い て 、 同 法 第 11 条 第 1 項 の 規 定  
に 基 づ き 、 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当 該 土 地 の 形 質  
の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら ない 区 域 と し て  
指 定 す る 。

令 和 7 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
金 沢 区 柴 町 及 び 長 浜 地 内 （ 別 図 の と お り ）
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い ない 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
ベンゼン

別図



横 浜 市 公 告 第 119 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の  
解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基  
づ き、土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和  
6 年 11 月 横 浜 市 公 告 第 597 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 全 部 の 指 定 を  
解 除 す る。

令 和 7 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
青 葉 区 恩 田 町 字 堀 之 内 前 641 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置  
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 に よ る 除 去

横浜市公告第 120 号

排水設備指定工事店の指定申請の受付

横浜市排水設備指定工事店規則（平成 11 年 1 月横浜市規則第 1 号）第 2 条に規定する排水設備指定工事店の指定申請を次のとおり受け付ける。

令和 7 年 3 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 受付時期及び指定年月日
  - 令和 7 年 4 月 11 日まで受付分（令和 7 年 6 月 1 日指定）
  - 令和 7 年 7 月 11 日まで受付分（令和 7 年 9 月 1 日指定）
  - 令和 7 年 10 月 10 日まで受付分（令和 7 年 12 月 1 日指定）
  - 令和 8 年 1 月 9 日まで受付分（令和 8 年 3 月 1 日指定）
- 2 受付方法  
提出先の窓口へ持参
- 3 提出先  
中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市下水道河川局下水道管路部管路保全課
- 4 指定申請書に添付する書類
  - (1) 登記事項証明書（法人の場合）
  - (2) 定款又は寄附行為の写し（法人の場合）
  - (3) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（代表者のもの）
  - (4) 身分証明書（代表者のもの）
  - (5) 選任する排水設備工事責任技術者に関する神奈川県下水道協会が交付した下水道排水設備工事責任技術者合格証又は修了証のいずれかの写し（有効期間内のものに限る。）
  - (6) 選任する排水設備工事責任技術者の雇用関係を証する書類の写し
  - (7) その他市長が必要と認める書類
- 5 問合せ先  
横浜市下水道河川局下水道管路部管路保全課

横 浜 市 公 告 第 121 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 ( 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ) に 規 定 す る 排 水 設 備 指 定 工 事 店 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 7 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 排 水 設 備 指 定 工 事 店

指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
11767	株 式 会 社 八 丁 設 備	佐 久 間 努	茅 ヶ 崎 市 萩 園 2,337 番 地 の 15
11768	ラ イ フ 株 式 会 社	井 上 誠 士	相 模 原 市 中 央 区 千 代 田 7 丁 目 5 番 15 号
11769	株 式 会 社 扶 桑	海 老 原 恵	栄 区 公 田 町 1,639 番 地 の 4
11770	株 式 会 社 菊 地 設 備 工 業 神 奈 川 支 店	伊 藤 啓 太	相 模 原 市 緑 区 下 九 沢 40 1 番 地 の 1
30659	合 同 会 社 ダ イ シ ョ ウ	大 勝 正 俊	川 崎 市 宮 前 区 犬 蔵 1 丁 目 1 番 43 号
30660	有 限 会 社 サ ン ス イ 工 業	鈴 木 雄 二	茅 ヶ 崎 市 赤 羽 根 448 番 地 の 5
11771	株 式 会 社 ゼ ン リ ョ ク	内 田 悟 史	中 区 元 町 2 丁 目 80 番 地
30661	株 式 会 社 永 島 建 設	永 島 政 浩	港 南 区 日 野 四 丁 目 7 番 29 - 1 号
11772	株 式 会 社 相 模 建 設 ツ ク ル ン ジ ャ ー	秋 元 航	相 模 原 市 中 央 区 千 代 田 1 丁 目 3 番 13 - 2 号
30662	株 式 会 社 藤 田 設 備 工 業	藤 田 飛 勇 真	神 奈 川 区 菅 田 町 1,554 番 地 の 142
11773	株 式 会 社 サ ク ラ 開 発	井 澤 春 和	相 模 原 市 南 区 相 武 台 1 丁 目 24 番 14 号
11774	株 式 会 社 D . P . ア シ ス ト	植 野 世 都 子	青 葉 区 新 石 川 四 丁 目 27 番 地 の 6
30663	恵 水 工 店	赤 石 純	三 浦 市 初 声 町 和 田 714 番 地 の 1

2 指 定 有 効 期 間

令 和 7 年 3 月 1 日 か ら 令 和 11 年 10 月 31 日 ま で

横 浜 市 公 告 第 122 号

建 築 協 定 の 認 可

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 73 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ  
き、竹 山 第 3 建 築 協 定 を 認 可 し た。

そ の 建 築 協 定 書 は、横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て  
一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

令 和 7 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 公 告 第 123 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 7 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 6 年 5 月 27 日 第 2024 開 1703 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
川 崎 市 麻 生 区 東 百 合 丘 4 丁 目 8 番 5 号  
株 式 会 社 緑 野 丘 企 画  
代 表 取 締 役 片 山 徹
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
青 葉 区 大 場 町 155 番 の 4 の 一 部 、 155 番 の 28 及 び 155 番 の 91 か  
ら 155 番 の 103 ま で

横浜市公告第 124 号

開発行為に関する工事の完了  
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。  
令和 7 年 3 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号  
令和 6 年 7 月 17 日 第 2024 開 1604 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
西区みなとみらい三丁目 6 番 1 号  
大和ハウス工業株式会社南関東支社  
執行役員支社長 小島由光
- 3 開発区域に含まれる地域の名称  
泉区和泉中央北二丁目 4,139 番の 1、4,139 番の 12 及び 4,139 番の 23 から 4,139 番の 43 まで

横浜市公告第 125 号

開発行為に関する工事の完了  
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。  
令和 7 年 3 月 5 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号  
令和 6 年 9 月 26 日第 2024 開 1605 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
泉区中田東三丁目 1 番 20 号  
横浜住宅販売株式会社  
代表取締役 土屋 雄一郎
- 3 開発区域に含まれる地域の名称  
泉区中田南一丁目 1,366 番の 5、1,366 番の 32 から 1,366 番の 34 まで、1,366 番の 35 の一部及び 1,366 番の 36 から 1,366 番の 38 まで

横 浜 市 公 告 第 126 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 7 年 3 月 5 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 6 年 12 月 10 日 第 2024 開 208 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
神 奈 川 区 羽 沢 南 二 丁 目 31 番 1 号  
金 子 清 松
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
神 奈 川 区 羽 沢 南 二 丁 目 356 番 の 1 、 357 番 の 1 、 357 番 の 6 、  
357 番 の 14 及 び 357 番 の 16

横浜市公告第 127 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 一部廃止する道路の指定番号  
第 36・44 号
- 2 廃止年月日  
令和 7 年 2 月 20 日
- 3 廃止部分の道路の幅員  
5.00 m 及び 6.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長  
131.50 m
- 5 廃止の場所  
金沢区富岡西二丁目 2,262 番の 35 地先から 2,262 番の 144 地先  
まで及び 2,262 番の 143 地先から 2,287 番の 41 地先まで

横浜市公告第 128 号

市街地再開発組合の定款及び事業計画変更の認可  
都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 7 年 3 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 組合の名称  
横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間  
平成 29 年 10 月 25 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 3 施行地区  
神奈川区鶴屋町 1 丁目 41 番から 45 番まで
- 4 事務所の所在地  
西区南幸二丁目 1 番 22 号
- 5 設立認可の年月日  
平成 29 年 10 月 25 日
- 6 定款及び事業計画変更の認可年月日  
令和 7 年 3 月 5 日

横浜市公告第 129 号

横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可に係る関係図書縦覧

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 38 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発組合の定款及び事業計画について変更認可の公告をしたので、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 5 日

横浜市長 山中 竹 春

1 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市都市整備局都心活性化推進部都心再生課

2 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く。）

区 公 告

西区公告第 23 号（令和 7 年 2 月 19 日 掲 示 済）

横浜市西スポーツセンターの指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、横浜市西スポーツセンターの指定管理者として、次の者を指定した。

令和 7 年 2 月 19 日

横浜市西区長 菊 地 健 次

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市西スポーツセンター	東京都墨田区両国 2 丁目 10 番 14 号	ルネサンス・日本水泳振興会共同事業体 代表者 株式会社ルネサンス 代表取締役社長 岡 本 利 治	令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

交通局

交通局告示第 3 号

地域限定共通 1 日乗車券の発売の一部改正

地域限定共通 1 日乗車券の発売（令和 2 年 7 月交通局告示第 10 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 3 月 15 日から実施する。

令和 7 年 3 月 5 日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三 村 庄 一

第 1 項第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 「相鉄発みなとぶらりチケット（相模鉄道株式会社発行）」

第 2 項を次のように改める。

2 乗車券の様式



(みなとぶらりチケット (紙券))

(みなとぶらりチケットワイド (紙券))

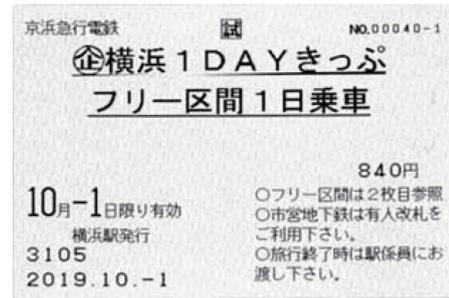


(みなとぶらりチケット (デジタル版・例示))

(みなとぶらりチケットワイド (デジタル版・例示))

左 : my route 中央 : Klook 右 : アットヨコハマ

左 : my route 中央 : Klook 右 : アットヨコハマ



( EX みなとぶらりチケット )

( 横浜 1DAY きっぷ ・ 例示 )

相模鉄道 横浜市交通局【地下鉄・バス】 神奈川中央交通

FUTAMATAGAWA 二俣川から

**みなとぶらりチケット**

“Minato Burari Ticket”

**相鉄発 みなとぶらりチケット**

Valid from 2025. -4. -1 から

**2025.-4.-1** まで有効

- ・ご利用エリア・注意事項についてはパンフレットをご覧ください。
- ・横浜市営地下鉄では自動改札機はご利用になれません。有人改札口をご利用下さい。
- ・相鉄線内下車前途無効。

運賃 1020 円

0005 2025. -4. -1 15:54 二俣川081

( 相鉄発 みなとぶらりチケット ・ 例示 )

第4項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 相鉄発 みなとぶらりチケット
- 大人 700 円
- 小児 350 円

ただし、乗車券の総額には、相模鉄道株式会社の運賃が加算される。

別表1の2乗合自動車（横浜市交通局）の表の79の項中、

「

79	吉野町駅前→日本大通り駅県庁前	片方向のみ
	吉野町駅前→港町	片方向のみ
	新県庁前→吉野町駅前	片方向のみ
	関内駅北口→吉野町駅前	片方向のみ

」

を

「

79	吉野町駅前→日本大通り駅県庁前	片方向のみ
	吉野町駅前→港町	片方向のみ

」

	吉野町駅前→市大センター病院前	片方向のみ
	新県庁前→吉野町駅前	片方向のみ
	関内駅北口→吉野町駅前	片方向のみ
	南区総合庁舎前→吉野町駅前	片方向のみ

に改め、同表 109 の項中、

「

109	横浜駅前→山下ふ頭入口→横浜駅前	往復
-----	------------------	----

を

「

109	横浜駅前→山下ふ頭入口→横浜駅前	全区間 ※山下ふ頭入口→ 山下ふ頭入口間 途中乗降無効
-----	------------------	--------------------------------------

に改め、同表 199 の項を削り、同表 200 の項中、

「

200	横浜駅前→（パシフィコ横浜、カップヌードルパーク・ハンマーヘッド入口）→山下ふ頭	片方向のみ
	山下ふ頭→（中華街入口、赤レンガ倉庫前、ハンマーヘッド、パシフィコ横浜）→横浜駅改札口前	片方向のみ

を

「

200	横浜駅前→（パシフィコ横浜、カップヌードルパーク・ハンマーヘッド入口）→中華街入口→（赤レンガ倉庫前、ハンマーヘッド、パシフィコ横浜）→横浜駅改札口前	全区間
-----	---	-----

に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 3 月 15 日から施行する。

---

医療局病院経営本部

---

横浜市医療局病院経営本部の任期付職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 5 日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

医療局病院経営本部規程第 1 号

横浜市医療局病院経営本部の任期付職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部の任期付職員の給与の特例に関する規程（平成 17 年 12 月病院経営局規程第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を削る。

第 4 条の見出しを「（横浜市医療局病院経営本部職員の給与に関する規程の適用除外）」に改め、同条を第 3 条とし、第 5 条を第 4 条とし、第 6 条を第 5 条とする。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

---

教 育 委 員 会

---

横 浜 市 教 育 委 員 会 公 告 第 5 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ) 第 29 条 第 1 項 第 1 号 及 び 第 3 号 の 規 定 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 7 年 2 月 28 日 懲 戒 処 分 に 付 し た  
。

令 和 7 年 3 月 5 日

横 浜 市 教 育 委 員 会

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
教 育 委 員 会 事 務 局 人 権 健 康 教 育 部 人 権 教 育 ・ 児 童 生 徒 課	会 計 年 度 任 用 職 員	矢 島 隆	停 職 1 箇 月

---

区選挙管理委員会

---

瀬谷区選挙管理委員会告示第 2 号（令和 7 年 2 月 21 日揭示済）

投票区の設置の一部改正

投票区の設置（昭和 62 年 2 月瀬谷区選挙管理委員会告示第 2 号）  
の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 21 日

横浜市瀬谷区選挙管理委員会

表第 14 投票区の項投票区域の欄中「10 番地の 15」を「10 番地の 15  
から 10 番地の 17 まで」に改める。

---

監 査 委 員

---

横浜市監査委員公表第 3 号

包括外部監査の結果に関する報告の公表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 第 5 項の規定に基づき、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第 252 条の 38 第 3 項の規定により、これを別冊のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 5 日

横浜市監査委員	酒	井	良	清
同	高	品		彰
同	前	田		一
同	清	水	富	雄
同	大	岩	真	善和

---

市 会

---

横 浜 市 会 規 程 第 3 号

横 浜 市 会 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 ( 令 和 5 年 3 月 横  
浜 市 会 規 程 第 2 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

令 和 7 年 3 月 5 日

横 浜 市 会 議 長 鈴 木 太 郎

第 3 条 第 6 号 中 「 保 険 者 番 号 及 び 加 入 者 等 記 号 ・ 番 号 」 を 「 加 入  
者 等 記 号 ・ 番 号 等 」 に 改 め 、 同 条 第 7 号 中 「 保 険 者 番 号 及 び 組 合 員  
等 記 号 ・ 番 号 」 を 「 組 合 員 等 記 号 ・ 番 号 等 」 に 改 め 、 同 条 第 10 号 中  
「 番 号 」 の 次 に 「 又 は 同 法 第 95 条 の 2 第 2 項 第 1 号 の 免 許 情 報 記 録  
の 番 号 」 を 加 え 、 同 条 第 11 号 中 「 保 険 者 番 号 及 び 組 合 員 等 記 号 ・ 番  
号 」 を 「 組 合 員 等 記 号 ・ 番 号 等 」 に 改 め る 。

第 6 条 第 2 項 中 「 次 に 定 め る 」 を 「 次 に 掲 げ る 」 に 改 め る 。

第 9 条 第 8 項 第 1 号 及 び 第 2 号 中 「 又 は 報 酬 、 」 を 「 若 し く は 報  
酬 若 し く は 」 に 、 「 そ の 他 」 を 「 又 は 」 に 改 め る 。

第 12 条 の 見 出 し 中 「 通 知 」 を 「 際 に 通 知 す べ き 事 項 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 程 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。 た だ し 、 第 3 条 第 10 号 の 改  
正 規 定 は 令 和 7 年 3 月 24 日 か ら 、 第 9 条 第 8 項 第 1 号 及 び 第 2 号 の  
改 正 規 定 は 同 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。